

(別冊)

個別施策に係る政府の取組

目 次

1. 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況	1
(1) セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況	1
(2) アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況	24
(3) 暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況	45
(4) メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況	53
(5) アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況	62
(6) 新国立競技場の整備に向けた取組の状況	63
(7) 教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボラン ティア等の機運醸成に向けた取組の状況	65
(8) その他.....	72
2. 大会を通じた新しい日本の創造に向けて	81
(1) 大会を通じた日本の再生	81
①被災地の復興・地域活性化	81
②日本の技術力の発信	89
③外国人旅行者の訪日促進	100
(2) 日本文化の魅力の発信	105
(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現	119
(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現	124
①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止	124
②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	126
各取組の進捗状況及び今後の目標	143

1. 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

(1) セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況

○セキュリティ対策検討・推進体制の整備【内閣官房、警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の整備

[必要な対応]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の構築及び運用

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・関係府省庁による「セキュリティ幹事会」の設置並びに同幹事会の下に「テロ対策ワーキングチーム」及び「サイバーセキュリティワーキングチーム」の設置
- ・関係機関による 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）警備に係る諸対策の着実な推進のために計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」として警察庁次長を国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に登録

(平成 27 年度)

- ・平成 29 年 7 月を目途に、情報集約、脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置することを決定
- ・サイバーセキュリティワーキングチームの下に、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会」を設置

(平成 28 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略 (Ver. 1)」の策定
- ・大会期間中における関係機関との 24 時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することを決定
- ・災害対策も含めた警備対策の円滑な準備に資するため「テロ対策ワーキングチーム」を「テロ等警備対策ワーキングチーム」に改組

(平成 29 年度)

- ・セキュリティ情報センターの具体的運営要領を定めるため「セキュリティ情報センターの運営について」を決定し、同センターを警察庁に設置
- ・「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成 30 年度末を目途に構築することを決定

(平成 30 年度)

- ・平成 31 年 3 月、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針」を決定するとともに、

サイバーセキュリティ対処調整センターを同年4月1日に設置することを決定

(令和元年度)

- ・令和元年7月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略 (Ver. 1)」を「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」として一部改定
- ・令和元年11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針」を改正
- ・令和2年3月、大会における政府のセキュリティ対策の中心となる「セキュリティ調整センター」を内閣官房に設置(大会の延期の決定に伴い同月廃止)

(令和2年度)

- ・令和2年12月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」を一部改定
- ・令和3年3月、大会における政府のセキュリティ対策の中心となる「セキュリティ調整センター」を内閣官房に設置

(令和3年度(9月末まで))

- ・「セキュリティ情報センター」を適切に運用するとともに、「セキュリティ調整センター」において、関係機関間の情報共有・活動調整を実施した。
- ・令和3年9月、「セキュリティ情報センター」及び「セキュリティ調整センター」を閉鎖し、「サイバーセキュリティ対処調整センター」については、令和4年3月31日をもって閉鎖することを決定。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・令和4年3月31日をもってサイバーセキュリティ対処調整センターを閉鎖。

○未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化【内閣官房、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、警察庁、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・テロの未然防止のための水際対策の一層の強化
- ・大会の脅威や障害となり得る不穏・危険動向等の未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化
- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化
- ・テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析の強化

[必要な対応]

- ・個人識別情報(指紋・顔写真)を活用した水際対策の実施
- ・脅威となる国内外団体等洗い出しのための情報網の構築等を通じた情報収集・分析能力の強化及び国内外の関係機関との連携強化
- ・税関・出入国管理・検疫(以下「CIQ」という。)の人的・物的体制の整備
- ・水際取締りを一層効果的に行うための事前情報の活用
- ・国際テロ情報収集ユニット等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備

- ・「国際テロ情報集約室」に設置した「国際テロ対策等情報共有センター」の活用

[これまでの主な取組]

(平成 25 年度)

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部（以下「特別調査本部」という。）の設置

(平成 26 年度)

- ・大会開催上脅威となり得る団体・個人の洗い出しなど基礎的情報の収集・蓄積
- ・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成 26 年 3 月より実施）
- ・事前情報を活用した携帯品を含む輸入貨物に対する通関検査や入国審査の強化

(平成 27 年度)

- ・出入国管理インテリジェンス・センターを設置
- ・C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」を設置
- ・事前旅客情報（以下「A P I」という。）に加え、入国旅客に係る乗客予約記録（以下「P N R」という。）の電子的報告を実施（平成 27 年 7 月より実施）

(平成 28 年度)

- ・上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始
- ・2016 年リオデジャネイロ大会（以下「リオ大会」という。）への調査官の派遣
- ・特別調査本部の開催
- ・C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・サイバー関連調査推進委員会の設置
- ・国際テロ情報収集ユニットの関係要員の約倍増を決定し、その後措置
- ・国際組織犯罪防止条約を締結するために必要な法整備として「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出

(平成 29 年度)

- ・国際テロ情報収集ユニット等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・平成 30 年 8 月、国際テロ情報集約室に国際テロ対策等情報共有センターを設置すること及びその活用を決定
- ・入国 A P I の報告時期の前倒し
- ・国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向調査の実施
- ・「平昌オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置

- ・ 2018 年平昌冬季大会への調査官の派遣
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 通関検査の強化のため、出国旅客に係る P N R の報告を求める（平成 29 年 6 月より実施）
- ・ C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・ 平成 29 年 6 月 15 日に国際組織犯罪防止条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年 7 月 11 日に同条約を締結するとともに、条約の内容を補足する条約である人身取引議定書、密入国議定書も同日に締結

（平成 30 年度）

- ・ 「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実及び現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・ 内閣官房に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置し、関係 11 省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・ 2018 年ワールドカップロシア大会への調査官の派遣
- ・ 特別調査本部の開催
- ・ 審査ブースセンサー及び審査ブース出口扉の設置
- ・ クルーズ船審査における関係機関との連携等の強化
- ・ C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・ 航空貨物について積荷情報項目を追加（平成 31 年 3 月より実施）
- ・ 入出国 A P I ・入出国 P N R 及び航空貨物の積荷情報の輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）による電子的報告の原則化（平成 31 年 3 月より実施）

（令和元年度）

- ・ 「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実及び現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・ 平成 31 年 4 月、「国際テロ情報収集ユニット」に欧州班を新たに設置
- ・ 「国際テロ対策等情報共有センター」を通じ、関係 11 省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・ G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ 2019（以下「RWC2019」という。）等の大規模国際イベントに際した国内外の関係機関との連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特別調査本部の開催

- ・ C I Qの人的・物的体制の充実・強化
- ・ 民間事業者からの密輸等の不審情報提供に係る協力関係の強化など、官民一体となった取組の推進
- ・ A P I 及び P N R を活用した出入国審査の実施
- ・ 個人識別情報を活用した入国審査の実施

(令和2年度)

- ・ 「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実及び現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・ 「国際テロ対策等情報共有センター」を通じ、関係 11 省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・ C I Qの人的・物的体制の充実・強化
- ・ 民間事業者からの密輸等の不審情報提供に係る協力関係の強化など、官民一体となった取組の推進
- ・ A P I 及び P N R を活用した出入国審査の実施
- ・ 個人識別情報を活用した入国審査の実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・ 特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特に脅威度の高い団体・個人の入国動向に係る情報の収集・分析
- ・ A P I 及び P N R を活用した出入国審査の実施
- ・ 個人識別情報を活用した入国審査の実施
- ・ C I Qの人的・物的体制の充実・強化
- ・ 民間事業者からの密輸等の不審情報提供に係る協力関係の強化など、官民一体となった取組の推進
- ・ 海外における情報収集活動に関する研修の充実及び現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・ 「国際テロ対策等情報共有センター」を通じ、関係 11 省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 引き続き、我が国にとって脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視の実施
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 国際テロに関する情報の収集・集約やその強化策の検討及びその着実な実施

- ・ 個人識別情報を活用した入国審査の実施
- ・ A P I 及び P N R を活用した出入国審査の実施
- ・ 出入国審査の人的・物的体制の充実・強化
- ・ 「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報集約室」について、今後、より核心に迫る情報収集が可能となるよう、その活動の充実・強化を図っていく予定

○大会運営に係るセキュリティの確保【警察庁、国土交通省、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・ サイバー攻撃への対処を含めたセキュリティ対策の強化
- ・ 海上及び臨海部で開催される競技におけるセキュリティの万全と安全安心の確保
- ・ 大会開催期間における水の安定供給

[必要な対応]

- ・ テロ関連情報収集・分析機能及び警戒警備の強化
- ・ テロや災害等発生時に被害を最小限に食い止めるための対処能力の向上
- ・ 大会主催者、関係機関等との更なる連携
- ・ 海上警備及び災害対応体制並びに海上交通の安全対策の強化
- ・ 水資源のより一層効果的な活用による渇水対応の強化

[これまでの主な取組]

(平成 25 年度)

- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の構築

(平成 26 年度)

- ・ 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・ 各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の構築

(平成 27 年度)

- ・ 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・ 英国とのセキュリティ協力強化のための意図表明文書への署名
- ・ 各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 大会開催までに推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として平成 27 年 6 月に決定・公表
- ・ 警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・ 警備資機材等の整備
- ・ 東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進

- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
- ・通航船舶の実態調査の実施

(平成 28 年度)

- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・リオ大会の警備状況等の現地調査の実施
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・スタディグループの開催
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
- ・通航船舶の実態調査の実施並びに海域の詳細データ収集・整理及び警備用参考図の作製

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 7 月、情報集約、脅威及びリスクの分析及び評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・2018 年平昌冬季大会の警備状況等の現地調査の実施
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催など、官民一体となったテロ対策の推進
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の運用開始
- ・大規模地震災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・大規模海難発生への対応に係る関係機関との連携強化
- ・救助救急体制の強化に向けた検討
- ・救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・船艇・航空機の支援の推進
- ・職員への支援・暑さ対策の推進
- ・国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・マリーナや通航船舶等の実態調査・分析
- ・小型測量船の就役、海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新

(平成 30 年度)

- ・セキュリティ情報センターにおいて国際連携を推進
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、テストイベントにおける情報収集及び施設管理者との協議等の実施
- ・海域の特性に応じた警戒要領の検討
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催（机上訓練を実施）など、官民一体となったテロ対策の推進
- ・競技会場等周辺海域における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・マリーナや通航船舶等の実態調査・分析
- ・海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新

(令和元年度)

- ・セキュリティ情報センターにおいて国際連携を推進
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に係る検討、競技会場等予定地の实地踏査、テストイベントにおける情報収集、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・官民連携ネットワークに基づく、官民一体となったテロ対策の推進
- ・海上・臨海部テロ対策協議会において、旅客船でのテロを想定し、テロ対応、連携対応能力の向上を目的とした実動訓練を実施
- ・選手村、臨海部競技会場の实地踏査を随時実施したほか、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）主催のテストイベント等に合わせ検証を実施
- ・東京港晴海ふ頭において、関係機関が参加した合同訓練を実施
- ・関係機関との防災訓練及び地震災害等対応訓練の実施
- ・警備・救助救急・災害対応資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・救助救急体制の強化の推進
- ・船艇・航空機の支援の推進
- ・職員への支援・暑さ対策の推進
- ・競技会場等周辺海域における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・官民一体となった広報活動も視野に入れたマリーナや通航船舶等の実態調査・分析

- ・ 海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新
- ・ 渇水対応行動計画の取りまとめと、渇水対応行動計画に基づく、関係機関の連携による必要な対策の実施

(令和2年度)

- ・ セキュリティ情報センターにおいて国際連携を推進
- ・ 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・ 各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 警備計画等の策定に係る検討、競技会場等予定地の実地踏査、テストイベントにおける情報収集、施設管理者との協議等の実施
- ・ 官民連携ネットワークに基づく、官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 各種部隊の実践的訓練の実施
- ・ 警備計画等を踏まえた各種検証等の実施
- ・ 警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・ 海上・臨海部テロ対策協議会等を活用した官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 競技会場等周辺海域における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・ 大規模海難・大規模災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・ 救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・ 救助救急体制の強化の推進
- ・ 船艇・航空機への支援の推進
- ・ 職員への支援・暑さ対策の推進
- ・ 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・ マリーナや通航船舶等の実態調査を踏まえた官民一体となった広報活動の実施
- ・ 海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新
- ・ 渇水対応行動計画の改訂と、改訂後の渇水対応行動計画に基づく、関係機関の連携による必要な対策の実施
- ・ 大会延期を踏まえた規約の改訂

(令和3年度（9月末まで）)

- ・ 各種部隊の実践的訓練の実施、効果的な編成及び運用
- ・ 警備計画等を踏まえ整備した警備資機材を活用した海上警備の実施
- ・ 関係省庁及び機関・団体に対する警備協力の要請
- ・ 聖火リレーにおける警備措置の実施
- ・ 大会関連施設等における警戒警備の実施及び車両突入テロ対策の推進
- ・ 各種違法行為の取締りの徹底
- ・ 大規模集客施設等におけるテロの未然防止対策の推進
- ・ 小型無人機等対策の推進
- ・ 経空テロ対策の推進、警察庁内への空域統制所の設置
- ・ 天皇陛下の開会式御臨席、秋篠宮皇嗣殿下の閉会式御臨席に伴う警衛の実施
- ・ 国内外要人に対する警護の実施

- ・官民連携ネットワークに基づく、官民一体となったテロ対策の推進
- ・サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・セキュリティ情報センターにおける国際連携の推進
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・大会直前のオンライン会議を含む海上・臨海部テロ対策協議会等を活用した官民一体となったテロ対策の推進
- ・競技会場や選手村周辺の海上警備を実施
- ・海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新
- ・国際港湾施設における保安レベル引き上げ訓練の実施
- ・港湾関係者への情報共有を図るため水際・防災対策連絡会議を開催
- ・渇水対応行動計画の改訂と、改訂後の渇水対応行動計画に基づく、関係機関の連携による必要な対策の実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・渇水対応行動計画の取り組み結果を踏まえ、関係都県等と議論し、利根川水系及び荒川水系において、関係者が連携して、渇水による影響・被害の想定や渇水による被害を軽減するための対策等を定める「渇水対応タイムライン」を策定
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・官民連携ネットワークに基づく、官民一体となったテロ対策の推進

○警戒監視、被害拡大防止対策等【厚生労働省、防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・競技会場周辺や我が国上空の警戒監視、災害・テロ等の発生時における被災者救援・被害拡大防止に係る関係機関との連携体制の構築
- ・爆発物のテロ災害等による創傷を受けた傷病者に対する救急医療体制の整備

[必要な対応]

- ・セキュリティの万全と安全安心の確保に係る取組における関係機関との連携要領の調整
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成27年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 28 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 29 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

(平成 30 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

(令和元年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

(令和 2 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・セキュリティの万全と安全安心の確保作業部会等の場における関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・セキュリティの万全と安全安心の確保作業部会等の場における関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成
- ・関係機関と連携した、競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視等の任務への従事
- ・大会期間中におけるテロ事件等発生時の救急医療体制等について改めて点検を行うよう、都道府県宛に通知を发出
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

○NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化【厚生労働省、総務省、警察庁、海上保安庁、農林水産省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・化学テロ・生物テロ対策用医薬品等の備蓄
- ・NBC災害対応力強化
- ・不特定多数の者の往来及び多種多様な飲食提供事業者の参画が見込まれる等大会特有の条件下で有効な食品防御対策の整理・検討

[必要な対応]

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく緊急消防援助隊の増隊・強化の推進
- ・消防機関におけるNBCテロ対応能力の強化
- ・大会開催自治体における共同訓練の実施
- ・食品防御対策の先進事例や過去大会の取組を踏まえた対策の構築及び運用

[これまでの主な取組]

- ・大型除染システム搭載車 12 台、大型除染システム 1 式、化学剤検知器 145 式、生物剤検知器 131 式を配備

(平成 26 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 272 隊、特殊装備小隊 376 隊を登録

(平成 27 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 278 隊、特殊装備小隊 396 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台、化学剤検知器 30 式を配備

(平成 28 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 284 隊、特殊装備小隊 412 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・大会開催会場を想定した図上訓練の実施
- ・伊勢志摩サミット等の開催会場における食品防御対策の助言・指導及び当該取組を踏まえた大会に向けた食品防御対策の検討
- ・食品防御対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施

(平成 29 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 299 隊、特殊装備小隊 435 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を 7 都県において実施

- ・国際原子力機関（IAEA）との間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名
- ・食品防御対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施
- ・食品事業者向けガイドライン及び教育支援ツールの作成

（平成30年度）

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防援助隊に特殊災害小隊319隊、特殊装備小隊444隊を登録
- ・化学剤遠隔検知装置3式を配備
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を3県において実施
- ・食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言・指導

（令和元年度）

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を5道県において実施
- ・緊急消防援助隊にNBC災害即応部隊を創設し53部隊を登録。特殊災害小隊336隊、特殊装備小隊474隊を登録
- ・食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言
- ・RWC2019における飲食提供事業者に対する食品防御対策の助言
- ・大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練をIAEAの専門家を交えて実施

（令和2年度）

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を実施
- ・緊急消防援助隊にNBC災害即応部隊54部隊、特殊災害小隊368隊、特殊装備小隊534隊を登録
- ・関係消防本部が行うNBC等テロ災害対応装備の整備を補助金により支援
- ・食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言

（令和3年度（9月末まで））

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・関係消防本部が行う新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に係る資器材の整備を補助金により支援
- ・競技会場に応援部隊を派遣するための経費等を補助金により支援し、万全の警戒体制を構築
- ・競技実施期間中において、災害時発生時、災害状況を早期に把握するとともに、迅速な初動対応につなげるため、各競技会場や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備本部等に消防庁職員を派遣し、情報連絡体制を強化
- ・大会開催会場を想定した図上訓練等を実施
- ・専門部隊の実践的訓練の実施
- ・専門部隊の効果的な編成及び運用
- ・食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 専門部隊の実践的訓練の実施

○サイバーセキュリティ確保のための取組の推進【内閣官房】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会開催に関係する重要サービス事業者等のサイバーセキュリティの強化
- ・ 関係機関との対処体制の構築及び大会期間中の事案発生時の迅速かつ適切な情報共有・対処の実施

[必要な対応]

- ・ 重要サービス事業者等に対するリスク評価の反復実施及び評価結果に基づく対策の促進
- ・ サイバーセキュリティ対処調整センターの要件や体制等の検討・構築

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ セキュリティ幹事会の下に、サイバーセキュリティワーキングチームを設置し、課題の検討を開始

(平成27年度)

- ・ サイバーセキュリティワーキングチームの下に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会を設置し、情報共有・対処体制の検討を開始

(平成28年度)

- ・ 重要サービス事業者等によるリスク評価（内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）において約70の事業者から実施結果を受領）及び評価に基づく対応の促進
- ・ サイバーセキュリティ対処調整センターの構築に向け、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定
- ・ リスク評価手法について、2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を聴取
- ・ 海外専門家による関係府省庁のオリパラ担当幹部への研修を実施
- ・ サイバーセキュリティ対処調整センターの体制等について検討
- ・ G7伊勢志摩サミット及びリオ大会に連携要員を派遣し、情報共有の試験運用を実施

(平成29年度)

- ・ 重要サービス事業者等（東京23区）を対象とする第1回リスク評価に基づいた対策を促進したほか、実施結果及び2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、リスク評価に係る手順書を改訂
- ・ 重要サービス事業者等（東京都及び近郊県）を対象とする第2回リスク評価の実施を依頼し、NISCにおいて131の事業者から実施結果を受領の上、同評価に基づく対策を促進

- ・大会全般にわたる横断的なリスク評価の実施に向け、2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、評価手法等の検討を実施
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を拡充
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、その設備及び情報共有システムの要件の整理や設計を実施
- ・2018年平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会の直前及び期間中におけるサイバーセキュリティに係る状況について、試験的に運用しているサイバーセキュリティ関係機関等との情報共有体制を活用し、韓国政府が設定した窓口に対して定期的に情報提供を実施

(平成30年度)

- ・重要サービス事業者等（東京都及び地方競技会場の所在道県）を対象とする第3回リスク評価の実施を依頼、各事業者から提出された実施結果について、重要サービス分野内及び重要サービスを分野横断的に分析し、各事業者へフィードバックを実施
- ・競技会場に提供されるサービスの重要度に応じて対象業者等を選定の上、サイバーセキュリティ対策の実施状況をNISCが検証する横断的なリスク評価について、第1回として、電力、通信、水道、鉄道、放送分野等から5者を対象に実地検証、全重要サービス分野から20者を対象に書面検証を実施し、結果を取りまとめ中
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築

(令和元年度)

- ・重要サービス事業者等（東京都及び地方競技会場の所在道県）及び競技会場を対象とする第4回及び第5回リスク評価の実施を依頼、各事業者等から提出された実施結果について、重要サービス分野内及び重要サービスを分野横断的に分析し、各事業者等へフィードバックを実施
- ・第2回及び第3回横断的なリスク評価において、競技会場（既存設備部分）を含む重要サービス事業者等を対象に実地・書面検証を実施するとともに、大会組織委員会による競技会場の増設設備部分の対策の整備状況及び監督状況を対象に実地検証を実施
- ・平成31年4月1日にサイバーセキュリティ対処調整センターの運用を開始
- ・G20（金融・世界経済に関する首脳会合）大阪サミット及び関係閣僚会合、RWC2019等において、サイバーセキュリティ対処調整センターを運用し、運用体制等の確認、改善を実施
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターで構築した情報共有システムにより脅威情報等を提供するとともに、同システムを活用して重要サービス事業者等が参加する演習を2回実施
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、改定

(令和2年度)

- ・重要サービス事業者等を対象に、第6回のリスクアセスメントの取組として大会延期や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化を踏まえたリスクの見直し、残留リスクが顕在化した場合の対処体制の強化を推進
- ・各事業者等から提出されたリスクアセスメント結果を分析し、個別にフィードバックを実施するとともに、必要に応じ助言
- ・令和元年度の横断的リスク評価で対象とした重要サービス事業者等(会場(レガシー部分)を含む。)における改善状況についてフォローアップを実施
- ・横断的リスク評価において、重要サービス事業者等(会場(レガシー部分)を含む。)に対して引き続き検証を実施
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターで構築した情報共有システムにより脅威情報等を提供するとともに、同システムを活用して重要サービス事業者等が参加する演習を2回実施
- ・令和元年度からの運用及び演習の結果を踏まえ、情報共有及びインシデント発生時の態勢について関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議して決定した対応手順等について改善を実施
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う情勢の変化(テレワークの普及・大会運営の変更等)及び大会が1年延期になったことで新たに発生・判明する事象等を踏まえ、大会関係組織との緊密な連絡調整を図るための態勢強化とインシデント対応能力の向上を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・大会期間中サイバーセキュリティ対処調整センターを24時間態勢で運用し、情報共有システムにより脅威情報等を提供するとともに、同システムを活用して重要サービス事業者等が参加する演習を1回実施。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・大会において得られた知見等を踏まえ、今後開催される日本国際博覧会等の大規模国際イベントだけでなく、平時の持続的な日本のサイバーセキュリティの確保にも活用できるリスクマネジメントの促進及び対処態勢の整備等の取組を令和4(2022)年度からの本格実施に向け準備を推進
- ・サプライチェーン管理、IoTや5G等の新たな技術やサービスの実装における安全・安心の確保、クラウドサービス等の新たなサイバーセキュリティの担い手との協調等の課題の重要性を踏まえて対象領域を拡大
- ・サイバーセキュリティ協議会をはじめとした情報共有体制間の連携を推進
- ・大会に向けた取組で得られたノウハウを適切な形で国際的に共有

○首都直下地震対策の強化【内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・「巨大過密都市を襲う膨大な被害」への対策

[必要な対応]

- ・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成26年3月)に基づく減災対策の推進

- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成 28 年 3 月)に基づく防災訓練等を通じた実効性の向上及び国と地方公共団体等が一体的な災害応急対策を実施できる体制の構築

[これまでの主な取組]

(平成 25 年度)

- ・首都直下地震対策特別措置法(平成 25 年法律第 88 号)の成立及び同法に基づき、あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策の基本的な方針である「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を閣議決定

(平成 26 年度)

- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画を改訂し、期限を定めた定量的な減災目標の設定及び当該目標達成に向けた施策ごとの目標を設定(平成 27 年 3 月)
- ・国と東京都が一体的に首都直下地震対策を推進するための「首都直下地震対策に関する合同検討チーム」を設置するとともに、同検討チームの下に個別課題検討のための分科会を設置
- ・同分科会において、政府災害対策本部と東京都災害対策本部の連携について検討を行い、円滑かつ効率的なオペレーション遂行のための体制構築を確認

(平成 27 年度)

- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点及びタイムライン等を具体的に定めた計画(「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」)を策定

(平成 28 年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び東京都に設置された現地対策本部が連携した図上訓練を実施
- ・9都県市をはじめとする地方公共団体における国等の応援の受入れを想定した各種訓練の実施による国と地方公共団体の連携体制の整備

(平成 29 年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携した図上訓練を実施

(平成 30 年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携した図上訓練を実施

(令和元年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携した図上訓練を実施
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定

(令和 2 年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、コロナ禍での発災を想定した政府の緊急災害対策本部運営訓練を実施
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定

(令和3年度(9月末まで))

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練を実施
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携した図上訓練を実施
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定予定

○避難誘導対策の強化【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・災害種別図記号(ピクトグラム)の周知・普及
- ・ピクトグラムの国際標準化

[必要な対応]

- ・地方公共団体におけるピクトグラム等に基づく案内板等の整備及び国と地方公共団体による周知・普及活動の実施
- ・大会中の避難誘導を見据えたピクトグラムの早期の国際規格化
- ・防災・気象情報に関する多言語辞書の作成
- ・現行の危険度分布が示す危険度(色)に対する危険度レベル(数字)の設定
- ・Jアラートのアラーム音(音)の在り方の検討
- ・多言語辞書等の周知・普及活動、利用促進

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・関係府省庁と東京都による「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」の設置及び避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた方針に係る中間取りまとめの実施
- ・気象庁、内閣府及び観光庁により「緊急地震速報の多言語辞書」を作成・公表

(平成27年度)

- ・ピクトグラムの日本産業規格(JIS)制定に向けた検討及び制定整備方針の取りまとめ、「JIS Z9098『災害種別避難誘導標識システム』」を制定、「JIS Z8210『案内用図記号』」を改正(追補『災害種別一般図記号』)
- ・気象庁、内閣府及び観光庁により上記辞書に津波警報の内容を加え、「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書」として改訂・公表

(平成28年度)

- ・多言語対応ICT化推進フォーラム等様々な機会におけるピクトグラム普及・啓発のための概要説明の実施
- ・情報が届きにくい外国人や高齢者の方々に、災害時に必要な情報が確実に届けられるようにするための方策を「情報難民ゼロプロジェクト」にて検討

(平成29年度)

- ・第2回防災国民推進大会(仙台)において、ピクトグラム普及・啓発のためのイベントを実施

- ・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」の作業部会において多言語辞書を作成

- ・ Lアラートを介して提供される情報の視覚化の実証

(平成 30 年度)

- ・ 気象情報に関する多言語辞書（7 言語）を作成、避難勧告等に関する多言語辞書の作成に必要な日本語の定型文等を作成
- ・ 現行の危険度分布が色で示している危険度について、各色にどのような危険度レベル（数字）を設定するかを検討
- ・ Jアラートの既存のアラーム音も含め、その在り方について検討するため、論点や課題等を整理
- ・ Lアラートを介して提供される情報（文字情報）に地理空間情報を付与した避難指示等を情報発信するための標準仕様の策定に関する調査研究等を実施

(令和元年度)

- ・ 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成（15 言語）、当該多言語辞書の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化（12 言語の提供及び追加の 3 言語の提供準備）の実施

(令和 2 年度)

- ・ 15 言語に対応した外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び気象庁ホームページ等を周知するリーフレットを作成し、地方公共団体等へ周知
- ・ さらに、「やさしい日本語」及び 15 言語に対応したポスターを作成

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ 「避難情報に関するガイドライン」改定に併せて多言語辞書の更新
- ・ 多言語辞書の更新に併せ、「Safety tips」及び気象庁ホームページへの反映

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 外国人居住者向けの展示会や外国人雇用企業等対象のセミナー等で、気象庁・消防庁の多言語辞書、多言語対応した気象庁の HP、観光庁監修の多言語対応した Safety tips、内閣府防災作成の多言語対応したチラシ等を周知

○感染症対策の推進【内閣官房、厚生労働省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 訪日外国人旅行者及び国際的に脅威となる感染症の侵入リスクの増加に対応するための検疫体制の確保等の対策の強化
- ・ 結核や風しん・麻しんといった感染症への国内における対策の徹底
- ・ 大会に向けた新型コロナウイルス感染症への対応

[必要な対応]

- ・ 航空機の到着便やクルーズ船の寄港等に対応した検疫官の増員及び感染拡大防止のために必要な設備の整備
- ・ 予防、早期発見、確実な治療のための総合的な感染症対策の実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 検疫所職員 50 人（うち緊急増員 30 人）の増員
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の改正による、結核患者に対する服薬支援体制の充実
- ・ 都道府県等に対する風しん抗体検査補助事業を開始

(平成 27 年度)

- ・ 検疫所職員 52 人（うち緊急増員 28 人）の増員
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施、麻しん・風しん対策推進会議の開催等による対策の推進

(平成 28 年度)

- ・ 検疫所職員 62 人（うち緊急増員 21 人）の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・ 結核に関する特定感染症予防指針を改正し、直接服薬確認療法（DOTS）を推進

(平成 29 年度)

- ・ 検疫所職員 63 人の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討の開始
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を改正し、風しんを診断後直ちに届出に変更
- ・ 大会に向けた各地方公共団体の感染症に関するリスク評価の実施

(平成 30 年度)

- ・ 検疫所職員 95 人の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討
- ・ 感染症サーベイランス体制の強化
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を改正し、疑似症届出の基準を変更
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導の推進

(令和元年度)

- ・ 検疫所職員 57 人の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討
- ・ 感染症サーベイランス体制の強化
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導の推進

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、大会関係者等に対する風しん・麻しんの感染リスクを低下させるための取組を含む感染症対策の取組を推進
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関するワーキンググループ」において、感染症対策の取組状況をフォローアップ
- ・大会組織委員会や東京都などの関係者からなる「総合対応推進チーム」を設置し、競技団体からの相談に迅速に対応するとともに、政府の対策等について、正確な情報をプッシュ型で発信

(令和2年度)

- ・検疫所職員51人の増員
- ・大会における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、国、東京都、大会組織委員会、JOC、JPC、感染症専門家が参加する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を設置し、第6回会議において「中間整理」を取りまとめ
- ・新型コロナウイルス感染症に係る検疫強化のため、検査機器等の体制を整備
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、大会関係者等に対する風しん・麻しんの感染リスクを低下させるための取組を含む感染症対策の取組を推進
- ・「総合対応推進チーム」において、競技団体からの相談に迅速に対応するとともに、政府の対策等について、正確な情報をプッシュ型で発信
- ・検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた準備
- ・予防接種、結核に係る服薬指導の推進
- ・1962年(昭和37年)4月2日から1979年(昭和54年)4月1日生まれの男性を対象とした風しん抗体検査や予防接種の実施等による風しん対策の推進
- ・新型コロナウイルス感染症について、引き続き、専門家の意見を伺いながら、政府一丸となった対策を継続

(令和3年度(9月末まで))

- ・検疫所職員177人の増員
- ・新型コロナウイルス感染症に係る検疫強化のため、検査機器等の体制を整備
- ・検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・変異株の発生を踏まえ、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」の第7回会議において「変異株等に対応した追加的な対策」を取りまとめ
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、大会関係者等に対する風しん・麻しんの感染リスクを低下させるための取組を含む感染症対策の取組を推進
- ・「総合対応推進チーム」において、政府の対策等について、正確な情報をプッシュ型で発信
- ・OCHA(統合型入国者健康情報等管理システム)アプリを活用し、出入国時の検疫・入国管理・税関での効率的な手続きを支援

○食中毒予防策の推進【内閣官房、厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進

[必要な対応]

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間の監視・指導項目の検討
- ・HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理の普及・推進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・HACCP の更なる普及方策に関する提言の取りまとめ

(平成 27 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・中小規模の事業者への HACCP の普及のための取組の実施及び HACCP による衛生管理制度の在り方の検討開始

(平成 28 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・平成 27 年度に開始した衛生管理制度の在り方についての最終取りまとめを行うとともに、HACCP の普及のための取組を実施

(平成 29 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・平成 28 年 12 月に公表した衛生管理の在り方に関する最終取りまとめに基づき制度化を検討するとともに、HACCP の普及のための取組を実施

(平成 30 年度)

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）を平成 30 年 6 月 13 日に公布
- ・「食品衛生管理に関する技術検討会 政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ案」の作成
- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施

(令和元年度)

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律に基づく、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 68 号）を令和元年 11 月 7 日に公布（HACCP に沿った衛生管理の制度を令和 2 年 6 月に施行。ただし、令和 3 年 6 月まで現行基準適用）
- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、食中毒予防策の取組を推進

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関するワーキンググループ」において、食中毒予防策の取組状況をフォローアップ

- ・各業界団体における、HACCPに沿った衛生管理の手引書の作成支援

(令和2年度)

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律に基づく、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を令和2年6月に施行(HACCPに沿った衛生管理の制度は、令和3年6月から本格施行)
- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、都道府県等の保健所における業務負担が大幅に増加していることなどに鑑み、各都道府県等の食品衛生監視指導計画等に基づき、実施可能な範囲で、食中毒の原因施設となる頻度が高い施設を中心に監視指導を行うよう要請
- ・各業界団体における、HACCPに沿った衛生管理の手引書の作成支援
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、食中毒予防策の取組を推進

(令和3年度(9月末まで))

- ・大会開催前の取組として競技会場等を管轄する全自治体等と打合せ会議を実施し、当該自治体に対し、会場、宿泊施設、食事を提供する施設等への食品衛生対策について万全を期すよう通知
- ・また、その他の地方自治体に対し、管轄下の食品等事業者が製造、加工又は調理した食品等が会場や宿泊施設等の関連施設で使用される場合は、同様に食品衛生上の対策について万全を期すよう通知
- ・大会期間中には、競技会場等を管轄する自治体が、会場等の飲食提供施設への監視指導を実施し、その結果を厚生労働省にデイリーレポートとして報告し、厚生労働省は競技会場等を管轄する全自治体等に監視指導の参考とする観点から情報共有を実施
- ・上記取組の結果、大会期間中の会場等における食中毒は未発生
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律に基づく、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を令和2年6月に施行(HACCPに沿った衛生管理の制度は、令和3年6月から本格施行)
- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、都道府県等の保健所における業務負担が大幅に増加していることなどに鑑み、各都道府県等の食品衛生監視指導計画等に基づき、実施可能な範囲で、食中毒の原因施設となる頻度が高い施設を中心に監視指導を行うよう要請
- ・各業界団体における、HACCPに沿った衛生管理の手引書の作成支援
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、食中毒予防策の取組を推進

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・HACCPに沿った衛生管理の推進を図る
- ・食中毒予防のための監視・指導を実施し、特に夏期、年末においては監視・指導を強化する

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」における取組とした夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施を継続
- ・食品流通量が増加するとして従前から実施している年末一斉取締りを継続
- ・令和3年度全国食品衛生監視員研修会により東京2020大会における食品安全の取組を講演

(2) アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況

○出入国審査の円滑化【出入国在留管理庁等】

[大会に向けた課題]

- ・厳格な水際対策の徹底と円滑な入国審査の両立

[必要な対応]

- ・入国審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートの導入
- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とするトラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）の導入
- ・自動化ゲートの利用促進及び自動化ゲートの増設
- ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の早期実現
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入
- ・個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大
- ・法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とした、簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可制度」等の運用開始
- ・CIQ手続のワンスオンリーを実現するためのデジタル技術の活用

[これまでの主な取組]

- ・自動化ゲートの利用促進に向け、空港会社・航空会社等と連携した広報及び都道府県旅券事務所等における出張登録を実施したほか、平成26年度には自動化ゲートを40台から70台へ増設
- ・事前確認の実現に向け、具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を実施
- ・平成27年1月から船舶観光上陸許可制度等の運用を開始

(平成28年度)

- ・平成28年10月に関西空港等3空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成28年11月にTTPの運用を開始
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの設置に係る調査研究を行い、平成30年度以降早期の本格的導入に向けて必要な準備を実施
- ・個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、調査研究を実施

(平成29年度)

- ・平成29年4月に成田空港等12空港においてバイオカートの運用を開始

- ・平成 29 年 10 月に羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」3 台を先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始

(平成 30 年度)

- ・平成 30 年 5 月に北九州空港等 2 空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成 30 年に成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国審査場に顔認証ゲートを本格導入し、日本人の出帰国手続において運用を開始

(令和元年度)

- ・バイオカートの導入空海港を羽田空港、博多港及び比田勝港を加えた 20 空海港に拡大
- ・令和 2 年 3 月に、TTP において、ビジネス客のみならず、外国人観光客等への自動化ゲートの利用拡大を実施
- ・日本人出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用
- ・令和元年 11 月に新千歳空港に顔認証ゲートを導入

(令和 2 年度)

- ・プレクリアランス（事前確認）の実現に向けて、バイオカート等各種施策の効果を踏まえ、必要性について検討を実施
- ・令和 2 年度中に那覇空港に顔認証ゲートを導入

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・新千歳空港，成田空港，羽田空港，中部空港，関西空港及び福岡空港において外国人入国記録の電子的な提供への対応を開始

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・プレクリアランス（事前確認）の再開に向け、相手地域との調整及び環境整備に係る関係者との調整を実施

OCIQ体制の強化等【出入国在留管理庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、外務省等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者への迅速かつ適切な対応
- ・馬術競技出場馬の円滑な輸出入検疫の実施
- ・来日する外国要人等の円滑な受入れ

[必要な対応]

- ・出入国審査、税関、検疫、動植物検疫に係る人的体制の充実・強化
- ・取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件の整備、輸出入検疫体制の構築及び馬術競技出場馬の受入れに当たり必要となる会場の衛生状態の確保
- ・来日する外国要人等の受入れに係る各国政府（在京大使館を含む。）等との各種連絡調整、来日予定の要人の把握等

[これまでの主な取組]

- ・ 入国審査官・税関職員・検疫所職員・動植物検疫官の増員
- ・ 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の整備
- ・ 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫に向け東京都等関係者との協力体制を構築したほか、馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件内容の検討等を実施

(平成 28 年度)

- ・ 人的体制の充実・強化のため、入国審査官 217 名、税関職員 184 名、検疫所職員 62 名、動植物検疫官 30 名（計 493 名）増員
- ・ 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・ 馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について馬術競技馬所属国との検疫協議、馬術競技会場の衛生調査等を実施

(平成 29 年度)

- ・ 人的体制の充実・強化のため、入国審査官 219 名、税関職員 220 名、検疫所職員 63 名、動植物検疫官 41 名（計 543 名）増員
- ・ 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・ 馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、国際馬術連盟及び馬術競技馬所属国との検疫協議、大会組織委員会との国際馬の輸送に関する協議、到着予定空港の現地視察、馬術競技会場の衛生調査等を実施

(平成 30 年度)

- ・ 人的体制の充実・強化のため、入国審査官 271 名、税関職員 302 名、検疫所職員 95 名、動植物検疫官 41 名（計 709 名）増員
- ・ 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・ 馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、国際馬術連盟及び馬術競技馬所属国との検疫協議、大会組織委員会との国際馬の輸送に関する協議、到着予定空港の現地視察、馬術競技会場の衛生調査等を実施

(令和元年度)

- ・ 人的体制の充実・強化のため、入国審査官 266 名、税関職員 302 名、検疫所職員 57 名、動植物検疫官 44 名（計 669 名）増員
- ・ 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・ 馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、プレオリンピックを踏まえ馬術競技馬所属国と検疫協議及び馬術競技会場の衛生調査を実施
- ・ 外務省内に東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局を設置

(令和 2 年度)

- ・ 人的体制の充実・強化のため、入国審査官 216 名、税関職員 307 名、検疫所職員 51 名、動植物検疫官 39 名（計 613 名）増員
- ・ 来日する外国要人等の受入れに係る新型コロナウイルス感染症対策の検討・調整
- ・ 馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件を協議、馬術競技会場の衛生調査等を実施

- ・感染症対策も含めた非接触型の取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・人的体制の充実・強化のため、入国審査官175名、税関職員165名、検疫所職員177名、動植物検疫官34名(計551名)増員
- ・感染症対策も含めた非接触型の取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化を実施
- ・馬術競技会場の衛生調査を実施し、疾病のまん延防止措置を確保した上で、馬術競技出場馬の円滑な輸出入検疫を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・出入国審査に係る人的体制の充実・強化
- ・馬術競技会場の衛生調査を継続

○首都圏空港の機能強化【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・増加する訪日外国人旅行者の受入れ、大会の円滑な開催等の観点から、首都圏空港の処理能力の拡大が必要

[必要な対応]

- ・令和2年までに羽田空港の処理能力を約4万回拡大するため、飛行経路の見直し等を推進
- ・令和2年までに成田空港の処理能力を約4万回拡大するため、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備等を推進

[これまでの主な取組]

- ・関係自治体や航空会社等が参画した首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について協議を進めるとともに、羽田空港の飛行経路の見直しについて住民説明会を開催

(平成28年度)

- ・首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて理解を得た。その後、飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、平成29年1月から3巡目となる住民説明会を順次開催

(平成29年度)

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要な施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に進めるとともに、平成29年11月から平成30年2月にかけて、4巡目となる説明会を開催し、機能強化の取組や騒音対策、落下物対策等の検討状況等について、丁寧な情報提供を実施。特に、落下物対策については、平成29年11月より有識者や実務者等から構成される「落下物防止等に係る総合対策推進会議」を開催し、平成30年3月に落下物を防止するために航空会社が遵守すべき基準案を含む落下物対策総合パッケージの取りまとめを実施

- ・成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、令和2年までに空港処理能力を約4万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等を推進

(平成30年度)

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要な施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に進めるとともに、平成30年12月から平成31年2月にかけて、5巡目となる説明会を開催し、機能強化の取組や騒音対策、落下物対策等の検討状況等について、丁寧な情報提供を実施
- ・成田空港については、令和2年までに空港処理能力を約4万回拡大するため、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備を進めており、平成30年12月にはB滑走路とA滑走路の一部の高速離脱誘導路の供用を開始。また、令和元年10月(冬ダイヤ)よりA滑走路における夜間飛行制限の緩和を先行実施することについて四者協議会において確認

(令和元年度)

- ・羽田空港については、令和元年11月から6巡目となる住民説明会を開催するとともに、令和2年3月29日より新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着枠を年間約4万回拡大
- ・成田空港については、令和元年10月27日よりA滑走路における夜間飛行制限の緩和を実施するとともに、同年12月に高速離脱誘導路の供用を開始し、令和2年3月29日から空港処理能力を年間約4万回拡大

(令和2年度)

- ・令和2年3月に運用を開始した羽田空港の新飛行経路について、騒音、安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・令和2年3月に運用を開始した羽田空港の新飛行経路について、騒音、安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・羽田空港の新飛行経路について、引き続き騒音、安全対策や地域への丁寧な情報提供を実施

○空港アクセス等の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人の受入れ等の観点から、羽田空港の更なる活用に向けて、深夜早朝時間帯の空港アクセスの充実化が必要
- ・バスアクセスの充実化、タクシーの利便性の向上、東京圏都市鉄道ネットワーク機能の高度化の推進

[必要な対応]

- ・バスアクセスの充実化に向けた手続の弾力化や深夜早朝時間帯のアクセスバスの運行等の推進
- ・タクシー利便性向上に向け、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアにおいて、定額で割安な運賃を実現

- ・東京圏の都市鉄道ネットワークの機能の高度化に向け、空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅における、更なるバリアフリー化や多言語対応等の推進

[これまでの主な取組]

- ・羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向け、平成 26 年度より深夜早朝時間帯に羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を実施
- ・首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成 27 年 3 月）し、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現

(平成 28 年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、多言語のパンフレットによる周知など、広報・PRの強化を実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

(平成 29 年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、停留所数の拡大や運行ルート効率化などを実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

(平成 30 年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、更なる利用促進のため、ウェブ等を活用した広報・PRの強化を実施
- ・羽田・成田空港と都心を結ぶ空港アクセスバス路線において、新型バリアフリー車両による運行を開始
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

(令和元年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、更なる利用促進のため、ウェブ等を活用した広報・PRの強化を実施
- ・羽田・成田空港と都心を結ぶ空港アクセスバス路線において、バリアフリー車両による運行を継続
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

(令和 2 年度)

- ・新型コロナウイルスの影響により深夜早朝アクセスバスは運休していたが、広報・PRを実施
- ・羽田・成田空港と都心を結ぶ空港アクセスバス路線において、バリアフリー車両による運行を継続
- ・タクシーの定額運賃について継続実施

- ・ 鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施
(令和3年度(9月末まで))
- ・ 新型コロナウイルスの影響により深夜早朝アクセスバスは運休していたが、広報・PRを実施
- ・ タクシーの定額運賃について継続実施
- ・ 鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けて関係者間での調整を行うとともに、引き続き広報・PRに係る取組を実施
- ・ タクシーの定額運賃について継続実施
- ・ 鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

○道路輸送インフラの整備【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会開催時における円滑な通行の確保

[必要な対応]

- ・ 渋滞解消等に資する道路輸送インフラの整備を推進
- ・ 選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援

[これまでの主な取組]

- ・ 平成26年3月18日 国道357号(新木場立体) 開通
- ・ 平成26年3月29日 環状第2号線(新橋～虎ノ門間) 開通
- ・ 平成27年3月7日 首都高速中央環状品川線 開通
- ・ 平成28年1月21日 補助第314号線 完了
- ・ 平成28年3月26日 国道357号(東京港トンネル)海側 開通

(平成28年度)

- ・ 東京都の施行する環状第2号線(汐留～豊洲)のうち、築地市場跡地を通る区間については、大会開催時は、地上部道路で対応する方針を関係者で共有(本線(トンネル)は大会後に完成)

(平成29年度)

- ・ 平成30年3月10日 首都高速晴海線 開通

(平成30年度)

- ・ 平成30年11月4日 環状第2号線(豊洲～築地) 暫定開通(一部区間は暫定迂回道路を活用)

(令和元年度)

- ・ 令和元年6月3日 国道357号(東京港トンネル)山側 開通
- ・ 令和2年3月28日 環状第2号線(築地)地上部道路 開通
- ・ 令和元年度 補助第315号線 完了

(令和2年度)

- ・令和2年5月30日 国道14号(両国拡幅)一部区間 開通

○大会開催時の輸送【内閣官房、警察庁、国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係者、観客等の安全かつ円滑な輸送のため、関係者輸送ルート及び観客輸送ルートを設定し、一般交通及び市民生活に与える影響を考慮して、場所ごとに最適な運用方法を検討する必要
- ・大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意し、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう、各種の交通総量抑制対策を検討する必要

[必要な対応]

- ・輸送ルートにおける場所ごとの運用方法やその周辺を含めた交通対策について、東京都や大会組織委員会、関係機関・団体と連携・調整し、準備を推進
- ・一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるためには、各種の交通総量抑制対策を組み合わせる必要があるとあり、関係機関・団体による検討に参画

[これまでの主な取組]

- ・平成25年12月から、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者、観客等の輸送について検討
- ・平成27年7月から、大会組織委員会も共同主催者となり、「輸送調整会議」を「輸送連絡調整会議」と改名

(平成28年度)

- ・平成29年1月、輸送連絡調整会議において輸送ルート設定における基本的な考え方等について検討

(平成29年度)

- ・平成29年5月、内閣官房が主催し、交通行動の見直しに係る関係者間の調整と機運醸成について検討を行う「2020交通輸送円滑化推進会議」を設置
- ・平成29年6月、大会組織委員会及び東京都において、大会輸送に関する検討・取組状況を取りまとめた「輸送運営計画V1」を策定・公表
- ・平成29年6月、大会組織委員会及び東京都が主催し、大会輸送等について専門的見地から検討を行う「交通輸送技術検討会」を設置
- ・平成30年1月、交通輸送技術検討会において、「東京2020大会の交通マネジメントに関する提言(中間のまとめ)」を策定・公表し、同月、2020交通輸送円滑化推進会議において、大会時の交通輸送円滑化に向けた当面の進め方を関係省庁、経済界と共有

(平成30年度)

- ・平成30年4月、輸送連絡調整会議において、交通需要マネジメント(以下「TDM」という。)の必要性と目標、取組内容等を示した「TDM推進に向けた基本方針(案)」を策定・公表
- ・平成30年8月、東京都、内閣官房及び大会組織委員会が事務局となり、TDMに協力する企業等が参画する「2020TDM推進プロジェクト」を発足

- ・平成 30 年 10 月、交通輸送技術検討会において、大会輸送の円滑化と経済活動の両立を図り、企業活動への影響把握や、大会時に発生し得る混雑の回避策などの立案に活用することを目的として、交通対策を行わない場合の大会輸送影響度を示した「大会輸送影響度マップ」を公表

(令和元年度)

- ・令和元年 5 月、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関する駐車場対策協議会を設立し、駐車場事業者に対して、駐車場事前予約システムの導入やマイカーから鉄道への乗換え促進の協力を依頼
- ・令和元年 7 月、大会本番を見据え、働きかけによる交通量削減と交通規制に取り組む「夏の試行」を実施
- ・令和元年 11 月、関係省庁、東京都及び大会組織委員会から、大会開催時の物流効率化に向け、物流事業者と荷主に対し、交通量削減に向けた取組を依頼
- ・令和元年 12 月、大会組織委員会及び東京都において、「輸送運営計画 V 1」策定後の検討・取組状況を反映し、まとめた「輸送運営計画 V 2」を策定・公表
- ・令和 2 年 1 月、2020 TDM 推進プロジェクトの取組として、大会期間中に想定される所要時間の目安を検索できる「大会時の遅延等を想定した所要時間・経路探索システム」を開発
- ・令和 2 年 2 月、「東京 2020 大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」(令和元年 10 月東京都・大会組織委員会)に基づき、大会期間中の首都高速道路の料金施策を許可
- ・令和 2 年 3 月、政府広報を活用し、荷主や物流事業者に対し物流に関する交通量削減への協力の働きかけを実施

(令和 2 年度)

- ・令和 2 年 7 月、大会延期を踏まえ、首都高速道路の料金施策の導入を改めて許可
- ・令和 3 年 1 月、第 14 回輸送連絡調整会議において大会組織委員会より、交通マネジメントの実施目標及び実施方針については、大会延期前と同様とすることを公表
- ・令和 3 年 1 月及び 2 月、政府広報等を活用し、国民に対し大会の開会式及び閉会式における交通混雑緩和等を目的とした祝日移動を周知
- ・令和 3 年 2 月、「輸送運営計画 V 2 更新版」を策定・公表
- ・令和 3 年 3 月、関係省庁、東京都及び大会組織委員会から、大会開催時の物流効率化に向け、物流事業者と荷主に対し、交通量削減に向けた取組を再度依頼

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・令和 3 年 4 月、交通量削減の協力依頼のための発着荷主向けのリーフレットを作成し配布
- ・令和 3 年 4 月、政府広報を活用し、国民に対し大会期間とその前後における交通量削減への協力の働きかけを実施
- ・令和 3 年 5 月、第 15 回輸送連絡調整会議を開催
- ・令和 3 年 6 月、トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央審議会において、荷主・物流事業者の業界団体等に対し交通量削減に向けた協力を要請
- ・令和 3 年 7 月、政府広報を活用し、荷主や物流事業者、一般国民に対し物流に関する交通量削減への協力の働きかけを実施

- ・令和3年7月、第8回輸送円滑化推進会議において、大会期間中、政府や東京都、組織委員会、経済団体等の関係機関で、安全安心な大会を実現すべく、交通需要マネジメント等に取り組むことを改めて確認
- ・令和3年7月、輸送の司令塔となる TROC を稼働させ、警察や高速道路会社、日本道路交通情報センター等のリエゾンと連携を図り、交通の状況等をリアルタイムで把握することで、大会期間中 24 時間体制で迅速かつ適切に様々な事象に対応
- ・大会期間中、2020 TDM 推進プロジェクトとして、スムーズビズ、テレワーク・デイズの設定やリードタイムの延長等、人流抑制や物流効率化等の取組を実施
- ・大会期間中、経済界に対する呼びかけや政府自ら率先したテレワークの推進等による交通需要削減に加え、首都高速道路の料金施策や関係者輸送ルートの交通規制等を実施
- ・令和3年9月、第16回輸送連絡調整会議において、大会期間中における大会輸送の実績を取りまとめ、総括を実施
- ・令和3年度中、随時、物流事業者における TDM への取組状況のヒアリングを通じて TDM への協力の働きかけを実施するとともに、物流事業者側の懸念事項等について関係機関へ共有。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・令和4年1月、第8回交通輸送技術検討会において、大会期間中における大会輸送の実績等を報告

○多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、国、東京都、民間団体、企業等が連携して多言語対応を進めていく必要
- ・それぞれの主体が行う表示・識別等における多言語対応については、基本的方向性等を相互に確認・共有して取組を進める必要

[必要な対応]

- ・国や東京都、民間事業者等が参画する「多言語対応協議会」において、各主体の取組の進捗の共有や先進的事例を紹介し、案内表示・標識等の多言語対応を推進

[これまでの主な取組]

- ・多言語対応協議会において、「交通」、「道路」及び「飲食・サービス」の3分科会を設置し、それぞれにおいて、取組方針を策定
- ・一般向けに多言語対応の取組を発信するため、展示会を開催し、優良事例の紹介を行うとともに、多言語対応に有効な ICT 関連技術の紹介も実施
(平成28年度)
- ・多言語対応協議会の開催及び展示会の開催を通じ、多言語対応を推進

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 6 月に設置された「小売プロジェクトチーム」において、小売における多言語対応の 3 つの領域（店頭表示、接客コミュニケーション及び商品情報）での取組方針の策定等の検討を実施。具体的には基本接客用語「ようこそ言葉」の作成（英語・中国語・韓国語）及びその普及（セミナーの実施、You Tube での動画配信等）や、各省庁の関連ガイドライン等を集約したウェブサイトを立ち上げ

(平成 30 年度)

- ・平成 30 年 12 月に小売プロジェクトチームが多言語対応に係るガイドラインを策定し、公表

(令和元年度)

- ・普及拡大に向け、先進的取組事例の共有や、多言語対応に係るガイドラインの周知を推進

(令和 2 年度)

- ・令和 2 年 12 月に、第 10 回多言語対応協議会を開催

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・令和 3 年 12 月に開催した第 11 回多言語対応協議会において、これまでの取組を報告するとともに、政府関係機関、関係地方公共団体、民間団体及び企業等において、引き続き多言語対応に取り組むことを確認

○無料公衆無線 LAN【総務省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、無料公衆無線 LAN 環境の整備

[必要な対応]

- ・訪日外国人が利用可能な無料公衆無線 LAN エリアの整備の促進
- ・無料公衆無線 LAN の利用場所等の情報収集と海外への情報発信
- ・事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みの構築による利便性の向上

[これまでの主な取組]

- ・総務省と観光庁で連携し、地方公共団体、関係事業者等も参画する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を平成 26 年 8 月に設置
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等や、訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設に対し、その費用の一部補助を実施
- ・平成 27 年 2 月に共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」を導入。あわせて、無料公衆無線 LAN 紹介ウェブサイトを開設し、周知・広報の取組を推進
- ・無料公衆無線 LAN の利用開始手続の簡素化に向け、実証実験を実施

(平成 28 年度)

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境

整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施

- ・無料公衆無線LAN紹介ウェブサイトを改修し、ユーザビリティの向上を図るとともに、共通シンボルマークの更なる普及促進を実施するなど、周知・広報の取組を推進

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 7 月に、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構の会員事業者間の連携により、20 万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスな Wi-Fi 接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施
- ・利用手続の簡素化の実証事業「北陸・飛騨・信州 3 つ星街道における通信環境の認証連携強化のための事業」を実施
- ・周知広報の取組として、各交通モードへ無料公衆無線LAN紹介ウェブサイト登録、共通シンボルマーク掲出働きかけを実施

(平成 30 年度)

- ・一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施

(令和元年度)

- ・前年度に引き続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所、鉄道・バス等の公共交通機関に加え、観光地における無料エリア Wi-Fi 環境の整備についても、その費用の一部補助を実施

(令和 2 年度)

- ・前年度に引き続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所、鉄道・バス等の公共交通機関に加え、観光地における無料エリア Wi-Fi 環境の整備についても、その費用の一部補助を実施

- ・特に、まちなかや「道の駅」において整備された無料エリア Wi-Fi について、利便性向上を目的とした「Japan. Free Wi-Fi」シンボルマークを用いたステッカーの掲出及び無料 Wi-Fi 紹介ウェブサイトへ掲載されるよう働きかけを実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・前年度に引き続き、一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所、鉄道・バス等の公共交通機関に加え、観光地における無料エリア Wi-Fi 環境の整備についても、その費用の一部補助を実施
- ・特に、まちなかや「道の駅」において整備された無料エリア Wi-Fi について、利便性向上を目的とした「Japan. Free Wi-Fi」シンボルマークを用いたステッカーの掲出及び無料 Wi-Fi 紹介ウェブサイトへ掲載されるよう働きかけを実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・引き続き、一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所、鉄道・バス等の公共交通機関に加え、観光地における無料エリア Wi-Fi 環境の整備についても、その費用の一部補助を実施
- ・特に、まちなかや「道の駅」において整備された無料エリア Wi-Fi について、利便性向上を目的とした「Japan. Free Wi-Fi」シンボルマークを用いたステッカーの掲出及び無料 Wi-Fi 紹介ウェブサイトへ掲載されるよう働きかけを実施

○宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・近年、訪日外国人旅行者の増加に伴い、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は80%超と高い水準で推移しているものの、旅館の稼働率はまだ余裕がある状態。また、今後、東京都内において相当数のホテル客室が供給される予定だが、訪日外国人の多様なニーズに応えることを含めて十分な宿泊容量の確保に向けた対応が必要

[必要な対応]

- ・旅館の活用に向けた情報発信
- ・健全な民泊サービスの普及促進

[これまでの主な取組]

- ・ 国家戦略特区における民泊事業の開始
- ・ 平成 27 年 10 月に東京都大田区における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定
- ・ 日本政府観光局（J N T O）ホームページに、外国人旅行者向けの宿泊施設の窓口サイトを開設し、旅館の情報発信を強化

(平成 28 年度)

- ・ 特区民泊について、近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を法令上明記するとともに、条例で定める「最低利用日数」を「7 日以上」から「3 日以上」に引き下げ
- ・ 平成 29 年 3 月に住宅宿泊事業法案を国会に提出

(平成 29 年度)

- ・ 平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が成立、関連する政省令等を公布
- ・ 平成 29 年 7 月にイベント民泊の実施期間について、年 1 回を年数回程度に緩和
- ・ 平成 29 年 9 月に千葉市における特区民泊の実施に関する関連条例の制定
- ・ 平成 29 年 12 月に千葉市における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定、事業の受付を開始
- ・ 平成 29 年 12 月に東京都大田区において「6 泊 7 日」から「2 泊 3 日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の改正
- ・ 平成 30 年 3 月に東京都大田区において「6 泊 7 日」から「2 泊 3 日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の施行

(平成 30 年度)

- ・ 旅館等の施設の設備改修等に対する支援
- ・ 平成 30 年 6 月に施行した住宅宿泊事業法に基づき、健全な民泊サービスの普及を促進
- ・ 観光庁のホームページに、旅館に関するイメージ動画と F A Q を掲載し、訪日外国人旅行者に対して分かりやすい情報提供を実施

(令和元年度)

- ・ 旅館等の施設の設備改修等に対する支援
- ・ 令和元年 12 月のイベント民泊ガイドライン改訂により、「宿泊施設の供給不足」以外に、「地域交流の創出」を目的とした実施が可能
- ・ 住宅宿泊事業の届出について、本人確認方法の拡充により電子申請の活用を促進し、届出の手続を簡素化
- ・ 既存の宿泊施設の情報発信

(令和 2 年度)

- ・ 宿泊者等の利便向上の観点から自治体が公表している届出住宅の情報を悪用し届出住宅になりすます違法民泊を排除するため、令和 2 年 5 月に住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)を改訂し、公表する情報を見直し
- ・ 住宅宿泊事業者の営業日数を効率的に集約するシステムの運用を令和 3 年 2 月より開始し、自治体とともに違法民泊の取締体制を強化
- ・ 特区民泊について、暴力団排除などの欠格事由を法令上追記

(令和3年度(9月末まで))

- ・令和3年9月に住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)を改訂。マイナンバーカードによる本人確認方法を追記し、届出の手続きを簡略化
- ・民泊制度運営システムを部分改修。メール機能の付与等、システムの利便性を向上させ、システムの活用を推進

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・健全な民泊サービスの普及に向けた取組の推進

○医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう受入れ体制の整備が必要

[必要な対応]

- ・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の選定
- ・外国人患者受入れ体制等について審査・認証を行う制度(「外国人患者受入れ医療機関認証制度」(以下「JMIP」: Japan Medical Service Accreditation for International Patientsという。))の推進
- ・医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進

[これまでの主な取組]

- ・都道府県と連携して外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を選定
- ・日本医療教育財団の実施するJMIPの推進のため、説明会の開催等を支援
- ・医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置を支援
- ・院内案内表示の多言語化等の院内体制整備を支援
- ・医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料(問診票等)の作成・改訂

(平成28年度)

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約900か所選定
- ・JMIPの推進を通じ、平成29年3月末現在、23医療機関が認証を取得
- ・27か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・69か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・平成25年度に作成した医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料を改訂

(平成29年度)

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約1,260か所選定
- ・JMIPの推進を通じ、平成30年3月末現在、41医療機関が認証を取得
- ・35か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・48か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・加えて、医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料の改訂、電話通訳サービス利用支援、医療通訳養成支援を実施

- ・これらの取組を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を平成 29 年度中に 111 か所に拡充し、令和 2 年までに 100 か所で整備する目標を平成 29 年度中に前倒して達成

(平成 30 年度)

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約 1,600 か所選定
- ・JMIP の推進を通じ、平成 31 年 3 月末現在、56 医療機関が認証を取得
- ・31 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・地域特性に応じた外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、5 都道府県をモデルとして、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信等への支援を実施
- ・団体契約を通じた電話通訳の利用促進を支援し、約 500 の医療機関が電話通訳を利用

(令和元年度)

- ・厚生労働省と観光庁が連携して、情報を一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公表(令和 2 年 3 月末現在、1,972 か所、うち都道府県が選出した「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は 1,404 か所)
- ・JMIP の推進を通じ、令和 2 年 3 月末現在、72 医療機関が認証を取得
- ・25 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進を支援し、約 750 の医療機関が電話医療通訳を利用
- ・都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う。都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置
- ・都道府県によるワンストップ窓口を補完するため、夜間・休日におけるワンストップ窓口を国が設置
- ・希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供
- ・約 100 人に対し医療コーディネーター等養成研修を実施
- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」等を公開

(令和 2 年度)

- ・厚生労働省と観光庁が連携して、情報を一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公表(令和 3 年 3 月末現在、1,920 か所、うち都道府県が選出した「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は 1,450 か所)
- ・JMIP の推進を通じ、令和 3 年 3 月末現在、78 医療機関が認証を取得
- ・21 か所の病院において、医療通訳・外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進を支援し、約 400 の医療機関等が電話医療通訳を利用
- ・都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う。都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置

- ・都道府県によるワンストップ窓口を補完するため、夜間・休日におけるワンストップ窓口を国が設置
- ・希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供
- ・約 300 人に対し医療コーディネーター等養成研修を実施
- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」を改訂

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・厚生労働省と観光庁が連携して、情報を一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公表(令和 3 年 9 月末現在、1,944 か所、うち都道府県が選出した「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は 1,471 か所)
- ・JMIP の推進を通じ、令和 3 年 9 月末現在、76 医療機関が認証を取得
- ・19 か所の病院において、医療通訳・外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置
- ・団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進を支援。
- ・都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う。都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置
- ・都道府県によるワンストップ窓口を補完するため、夜間・休日におけるワンストップ窓口を国が設置(7 月 1 日から 9 月 30 日の間は平日も 24 時間対応を実施)
- ・希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修を実施
- ・厚生労働省と観光庁が連携して、情報を一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更新
- ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」を改訂

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人の円滑な救急要請と、多言語での救急活動
- ・スマートフォン等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化

[必要な対応]

- ・訪日外国人とのコミュニケーションツールの普及
- ・スマートフォン等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化のための検討等の実施

[これまでの主な取組]

- ・救急車利用マニュアルを基に、熱中症に関する予防対策、応急手当等を記載した訪日外国人のための救急車利用ガイド(英語版)を作成し、消防庁ホームページに掲載

- ・ 消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の共同研究、多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）を開発。一部の消防本部で実証研究を実施し、訓練等を通じて検証
 - ・ 119 番緊急通報多様化に向け、スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段を検討し、実証実験を実施
 - ・ 多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討をし、実証実験を実施
- （平成 28 年度）
- ・ 訪日外国人のための救急車利用ガイドの追加言語を検討し、新たに 6 か国語（中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語及びイタリア語）のガイドを作成し、消防庁ホームページに掲載するとともに、消防本部にガイドの活用を依頼
 - ・ 全国の消防本部に、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応の推進について通知
 - ・ 多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）についての実証研究を推進し、課題を抽出、改善
 - ・ スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段について、引き続き検討し、実証実験を実施
 - ・ 多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討
- （平成 29 年度）
- ・ 平成 29 年 4 月から全国の消防本部に Android 版多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を提供開始し、活用推進を依頼
 - ・ 平成 29 年 11 月には全国救急隊員シンポジウムで多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」のブースを設置し広報を実施
 - ・ 全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応の取組促進
 - ・ 平成 30 年 1 月から全国の消防本部に iOS 版多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を提供開始
 - ・ 全国の消防本部に平成 29 年中の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の活用実績を調査
 - ・ 「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知
 - ・ スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進
- （平成 30 年度）
- ・ 電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応、救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の利用及びスマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進
 - ・ 「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知
- （令和元年度）
- ・ 訪日外国人のための救急車利用ガイドを、「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載
 - ・ 電話通訳センターを介した三者間同時通訳、救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」及びスマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入を促進。都道府県別の導入状況を消防庁ホームページに掲載するとともに、未導入消防本部における課題を確認し、あらゆる機会を通じて未導入消防本部に対して働きかけを実施

- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知
(令和2年度)
- ・電話通訳センターを介した三者間同時通訳、救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」及びスマートフォン等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入を促進。都道府県別の導入状況を消防庁ホームページに掲載するとともに、未導入消防本部における課題を確認し、あらゆる機会を通じて未導入消防本部に対して働きかけを実施
- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知
- ・救急車利用ガイドの対応言語を新たに9言語追加し、合計16言語とした。
(令和3年度(9月末まで))
- ・電話通訳センターを介した三者間同時通訳、救急現場における多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」及びスマートフォン等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入を促進。都道府県別の導入状況を消防庁ホームページに掲載するとともに、未導入消防本部における課題を確認し、あらゆる機会を通じて未導入消防本部に対して働きかけを実施
- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知

○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から無電柱化を推進

[必要な対応]

- ・センター・コア・エリア内の無電柱化の完了
- ・緊急輸送道路における無電柱化に関する取組
- ・低コスト手法の導入に向けた取組

[これまでの主な取組]

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成27年12月に低コスト手法の導入に向けた技術検討に関する取りまとめ
- ・低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進

(平成28年度)

- ・引き続き、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成28年4月に無電柱化の更なる整備促進を図るため、直轄国道の緊急輸送道路における電柱の新設を禁止するとともに、平成28年度から電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を実施
- ・国土交通省において平成28年4月に電線等の埋設物に関する設置基準の見直しをするとともに、総務省において平成28年6月に有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)を、経済産業省において平成28年9月に電気設備の技術基準の解釈の見直しを実施
- ・引き続き、低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進
- ・平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)が成立・施行

(平成 29 年度)

- ・ センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・ 無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設禁止の普及拡大を図るとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置等を実施
- ・ 低コスト手法の導入に向け、小型ボックス活用埋設・浅層埋設方式のモデル施工、直接埋設方式の実証実験の実施
- ・ 占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」を追加する道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）が平成 30 年 3 月に成立・公布
- ・ 無電柱化の推進に関する法律に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を推進

(平成 30 年度)

- ・ センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・ 無電柱化の推進に関する法律に基づく、無電柱化推進計画を平成 30 年 4 月に策定
- ・ 無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設禁止の普及拡大を図るとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置等を実施
- ・ 低コスト手法普及に向けた小型ボックス活用埋設・浅層埋設方式のモデル施工、直接埋設方式の実証実験の実施、技術マニュアルの整備などにより無電柱化を推進

(令和元年度)

- ・ センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し、無電柱化を推進
- ・ 無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路等における電柱の新設禁止を普及拡大するとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・ 小型ボックス活用埋設方式、浅層埋設方式及び直接埋設方式の普及・促進
- ・ 平成 30 年 4 月に策定した無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進

(令和 2 年度)

- ・ 「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減」、「事業の更なるスピードアップ」を基本方針として、次期無電柱化推進計画の検討を実施
- ・ 関係省庁と連携しながら包括発注の仕組みを導入し、同時施工や調整の円滑化を図り、事業のスピードアップを促進
- ・ 設計時のコスト比較の徹底、低層埋設等の普及や、新技術・新工法の導入による更なる低コスト化を促進

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ 令和 3 年 5 月に「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減」、「事業の更なるスピードアップ」を取組姿勢とした、新たな無電柱化推進計画を策定

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・新たな無電柱化推進計画に基づき、無電柱化事業を推進する

○外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在に向けた母国語言語での情報収集や決済等の環境整備への対応

[必要な対応]

- ・訪日外国人旅行者から得られる情報を様々な事業者が高品質なサービス・決済等に活用できる仕組み（「おもてなしプラットフォーム」）の構築を推進

[これまでの主な取組]

- ・おもてなしプラットフォーム研究会を設置し課題を抽出
- ・消費活動促進プラットフォーム研究会を設置し、課題解決に必要なフレームワーク（枠組み）の検討を実施

(平成28年度)

- ・おもてなしプラットフォームの構築に取り掛かるとともに、3地域における実証を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）の変更・追加のための議論

(平成29年度)

- ・おもてなしプラットフォームを構築し、10地域において得られたデータを連携するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）を改正公示（平成29年7月）

(平成30年度)

- ・おもてなしプラットフォームに個人情報や匿名加工情報を連携するための共通ルール整備を行い、4地域において得られたデータを連携するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）の追加のための議論及び改正公示（平成31年2月）

(令和元年度)

- ・民間ベースでのおもてなしプラットフォーム導入に向けた取組を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）の追加のための議論及び改正公示（令和元年7月）

(令和2年度)

- ・民間ベースでのおもてなしプラットフォーム導入に向けた取組を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）の追加のための議論及び改正公示（令和2年5月）

(令和3年度（9月末まで）)

- ・民間ベースでのおもてなしプラットフォームの運用導入に向けた取組として、チャットボットサービスを活用した地域の観光情報案内と観光客の会話データ収集、分析を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・おもてなしプラットフォームの更なる普及に向け、他地域への展開を図り、各地域での収集データの活用及び、地域間での比較分析等、更なるデータ利活用を推進する

(3) 暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況

○環境配慮の推進【内閣官房、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会の持続可能性を高めることに貢献すべく、環境負荷低減に向けた取組を推進するとともに、我が国の環境技術の展開・情報発信を推進
- ・暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた熱中症対策の推進が必要
- ・大会期間中は外国人を含む多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物の排出が予想されることから、実効性の高い分別方策について検討を行い認知度向上と普及が必要

[必要な対応]

- ・低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報
- ・より環境性能の高い基準によるグリーン購入の推進
- ・熱中症予防に必要な情報の充実に向け、競技会場等を対象に暑熱環境を調査し暑さ指数(WBGT)の推計手法を確立
- ・夏季に開催されるイベントの実態調査を実施し熱中症対策の効果や有効性等を調査するとともに、外国人に対する普及啓発の手法を検討
- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンスの策定及び認知度向上に向けた取組、3R人材育成プログラムによる人材育成の推進

[これまでの主な取組]

- ・大会に向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業において、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等を取りまとめた報告書を作成
- ・国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、環境影響低減効果等に関する調査を行い、イベントへのグリーン購入の適用に関する包括的な課題を明確化
- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定するとともに、外国人に対する普及啓発の手法について検討
- ・国内外における大規模集客施設及び公共交通機関等における廃棄物の分別状況等について調査し、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定
- ・大会を契機とした3R分野のボランティア活動を行う人材の育成プログラムの作成に向け、課題の整理、ロードマップの検討を実施

(平成28年度)

- ・東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報を推進
- ・より環境性能の高い基準(プレミアム基準)によるグリーン購入の推進に向け「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」を策定

- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン（暫定版）」について、引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、改訂
- ・外国人に対する普及啓発の手法についての検討を踏まえ、普及啓発資料を作成
- ・外国人にとっても分かりやすい試行用分別ラベルを作成及び集客施設等において効果検証を行い、有識者による検討会で分別ラベル作成に係る留意点について整理
- ・大会組織委員会、各教育機関との調整を図りつつ、有識者検討会による3R人材育成プログラム骨子を作成

（平成29年度）

- ・イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを大会組織委員会に提供するとともに、改定したグリーン購入法基本方針の内容を本ガイドラインに盛り込むよう改定
- ・競技会場等の14地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法の検討を開始
- ・引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定
- ・試行用分別ラベルの効果検証を行い、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたガイダンスを策定した。また、地方公共団体等に対してガイダンスの周知を実施
- ・有識者検討会を開催し、3R人材育成プログラムについて検討するとともに、中高生向けの3R人材育成プログラムを試行的に実施

（平成30年度）

- ・引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを改訂するとともに、ガイドライン等の普及啓発資料の周知やシンポジウム、イベント等の開催を通じて熱中症対策を強化
- ・競技会場等の14地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法を検討
- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンスの周知
- ・3R人材育成プログラムについて、昨年度の試行状況を踏まえ、大会ボランティア研修等で活用可能なベースプランを取りまとめて、大会組織委員会と実行性について検討

（令和元年度）

- ・イベントにおけるグリーン購入ガイドラインに係る大会組織委員会からの問合せ対応等の支援を実施
- ・競技会場等の17地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の予測値算出手法を検討
- ・令和元年夏のテストイベント会場内（ビーチバレー、ゴルフ等）等において、暑熱観測を実施し、その暑熱観測から得られた知見について、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」に反映
- ・訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発を実施するために多言語でのリーフレット（日・英・中・韓）やうちわ（日・英）を作成

(令和2年度)

- ・ イベントにおけるグリーン購入ガイドラインに係る大会組織委員会からの問合せ対応等の支援を実施
- ・ 競技会場等の17地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数(WBGT)の予測値算出手法を確立
- ・ 大会組織委員会の要請を受け、持続可能性に配慮した運営計画に基づき実施された取組のとりまとめに必要な検討会に参加。大会組織委員会において、持続性大会前報告書を作成

(令和3年度(9月末まで))

- ・ 訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発を実施するために多言語でのリーフレット(日・英・中・韓)のホームページでの公表やうちわ(日・英)の会場やその周辺等での配布を実施。
- ・ 全競技会場(43会場)の周辺と一部の会場内における暑さ指数(WBGT)を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用。

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【内閣官房及び環境省】 (後掲)

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 環境負荷低減や日本の技術力の世界への発信に向け、再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けた取組を推進
- ・ 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向けた、電力需要家側のエネルギーリソースをIoT技術により統合して制御し、電力の需給調整に活用する新たなビジネス(エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス)の創出

[必要な対応]

- ・ 水素利用の拡大に向け、燃料電池自動車(以下「FCV」という。)や水素ステーション等の普及拡大を推進
- ・ 再生可能エネルギーから水素を製造し、貯め、運ぶ技術の実証の推進
- ・ 実証事業を通じて、太陽光発電や蓄電池など多数の電力需要家側のエネルギーリソースを統合して制御する技術の確立や、制御のために用いる通信規格の整備
- ・ デマンドリスポンスの一つであるネガワットを取引する市場(ネガワット取引市場)の創設に向けた事業者間の取引ルールの策定等の制度・環境の整備

[これまでの主な取組]

- ・ 平成26年12月にFCVが発売され、政府支援の下、平成27年度までに、約600台のFCVが普及
- ・ 政府支援の下、平成27年度中には、57か所の商用水素ステーションが新たに開所

- ・政府支援の下、平成 27 年度には、5 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、そのうち 2 か所が開所
- ・FCV 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を進めるとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・スマートコミュニティに関する技術実証等の成果を踏まえ、ネガワット取引に関する実証を実施
- ・平成 28 年 1 月に、産学官の実務者級からなる「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会」（以下「ERAB 検討会」という。）を設置し、通信規格の整備等に向けた議論を開始

（平成 28 年度）

- ・政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、約 1,200 台の FCV が新たに普及
- ・政府支援の下、平成 29 年 3 月時点で、14 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、2 か所の水素ステーションを整備中
- ・政府支援の下、平成 28 年度には新たに 12 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 29 年 3 月末時点で、新たに 6 か所（累計 8 か所）が開所
- ・FCV 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、2 台の燃料電池バスが日本で初めて営業用路線に導入
- ・平成 28 年度において、ネガワット取引やバーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ERAB 検討会において、蓄電池やヒートポンプ等のエネルギーリソースに係る通信規格の整備や、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」の策定に向けた検討を実施
- ・平成 29 年 4 月のネガワット取引市場の創設に向け、ネガワット取引に関する事業者間の取引ルール等について議論し、当該ルールの反映等を行うべく「ネガワット取引に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月策定）の改定や、関係省令等の整備を実施

（平成 29 年度）

- ・政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、約 750 台の FCV が新たに普及
- ・政府支援の下、平成 30 年 3 月時点で、8 か所の商用水素ステーションが新たに開所。また、3 か所の水素ステーションが整備中
- ・政府支援の下、平成 29 年度には新たに 6 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 30 年 3 月末時点で、新たに 11 か所（累計 19 か所）が開所
- ・FCV 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進。また平成 29 年 8 月から、規制見直しに係る公開検討会を実施
- ・政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、3 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入

- ・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を開始
- ・平成 29 年度において、バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・E R A B 検討会での検討を踏まえ、平成 29 年 11 月に「E R A B に関するサイバーセキュリティガイドライン」を改訂・公表
- ・ネガワット取引に関するガイドラインの改訂や日本卸電力取引所の業務規程の改訂等の取組を経て、平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設
- ・今後のビジネスの発展を見据え、ネガワット取引に関するガイドラインを改定（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに改称等）

（平成 30 年度）

- ・政府支援の下、平成 31 年 3 月末時点で、約 600 台の F C V が新たに普及（累計約 3,000 台）
- ・政府支援の下、平成 31 年 3 月時点で、3 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、10 か所の水素ステーションが整備中（累計 113 か所）
- ・政府支援の下、新たに 9 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 31 年 3 月末時点で、新たに 4 か所（累計 23 か所）が開所
- ・F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進。平成 30 年 5 月には、業界団体が「セルフ水素スタンドガイドライン」を策定
- ・政府支援の下、平成 31 年 3 月末時点で、13 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入（累計 18 台）
- ・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・E V に蓄電された電気を電力系統に流し（逆潮流）、利用する V 2 G (Vehicle to Grid) 技術の実証を開始
- ・E R A B 検討会での検討を踏まえ、平成 31 年に D R 事業者と小売電気事業者間の情報共有内容等について「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」の改訂に向けた検討を実施
- ・E R A B 検討会での検討を踏まえ、「E R A B に関するサイバーセキュリティガイドライン」の改定に向けた検討を実施

（令和元年度）

- ・政府支援の下、令和 2 年 3 月末時点で、約 700 台の F C V が新たに普及（累計約 3,770 台）
- ・政府支援の下、令和 2 年 3 月末時点で、14 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、19 か所の水素ステーションが整備中（累計 136 か所）
- ・政府支援の下、令和 2 年 3 月末時点で、4 か所の再エネ由来の水素ステーションが新たに開所（累計 27 か所）
- ・F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・

平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に基づき、規制見直しを推進

- ・ 政府支援の下、令和 2 年 3 月末時点で、23 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入（累計 41 台）
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・ バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ EVに蓄電された電気を電力系統に流し（逆潮流）、利用するV2G（Vehicle to Grid）技術の実証を実施
- ・ ERAB検討会での検討を踏まえ、平成 31 年 4 月にDR事業者と小売電気事業者間の情報共有内容等について「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を改訂
- ・ ERAB検討会での検討を踏まえ、「ERABに関するサイバーセキュリティガイドライン」を改定

（令和 2 年度）

- ・ 政府支援の下、令和 3 年 2 月末時点で、約 1,300 台のFCVが新たに普及（累計約 5,000 台）
- ・ 政府支援の下、令和 3 年 3 月末時点で、29 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、16 か所の水素ステーションが整備中（累計 162 か所）
- ・ FCV及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日・令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・ 政府支援の下、令和 3 年 3 月末時点で、46 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入（累計 96 台）
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・ バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ ネガワット取引の拡大や各電力市場の要件検討の進捗等、ERAB検討会での検討等を踏まえ、令和 2 年 6 月に取引類型の細分化等について「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を改定

（令和 3 年度（9 月末まで））

- ・ 政府支援の下、約 1,000 台のFCVが新たに普及（累計約 6,500 台）
- ・ 政府支援の下、15 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、12 か所の水素ステーションが整備中（累計 167 か所）
- ・ FCV及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日・令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・ 令和 3 年度から開始された需給調整市場において、アグリゲーターによるデマンドリスポンスを活用した参加が始まった。

- ・蓄電池等を束ねて電力の調整力等として活用する実証に加え、F I P制度の導入を見据え、太陽光等の変動性再エネを束ねて均し効果等を検証する「再エネアグリゲーション」の構築に向けた実証を新たに開始

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・重機・農機等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証事業を実施
- ・政府支援の下、F C Vの普及を促進
- ・政府支援の下、水素ステーションの整備を促進
- ・F C V及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日・平成27年6月30日・平成29年6月9日・令和2年7月17日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・政府支援の下、燃料電池バスの導入を促進
- ・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーから水素を製造する技術（Power-to-gas技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・蓄電池等を束ねて電力の調整力等として活用する実証に加え、F I P制度の導入を見据え、太陽光等の変動性再エネを束ねて均し効果等を検証する「再エネアグリゲーション」の構築に向けた実証を実施

○アスリート・観客の暑さ対策の推進【内閣官房、環境省、国土交通省、消防庁等】

[大会に向けた課題]

- ・暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた暑さ対策の推進が必要

[必要な対応]

- ・新設会場、仮設会場、マラソン沿道等での暑さ対策や大会運営における熱中症対策の推進
- ・外国人や障害者への熱中症等関連情報の発信
- ・観客等の熱中症対応を含めた救急体制の整備、聴覚・言語機能障害者等を対象とした救急搬送に係る緊急通報の多様化、病院における外国人受入れ体制の整備、大会運営における応急体制の整備等の救急医療体制の整備
- ・暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発の推進

[これまでの主な取組]

- ・「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」を策定（平成27年9月）
- ・上記中間取りまとめに基づき各府省庁等が暑さ対策に係る取組を推進
- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、熱中症の説明や予防法など外国人等に対して発信すべき情報の内容と提供手段の在り方について検討
- ・環境省が「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等を策定

- ・「アスリート・観客にやさしい道の検討会」を設置（平成 27 年 4 月）し、総合的な道路空間の暑熱対策について検討を実施
- ・路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工を実施
- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施

（平成 28 年度）

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 28 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・国土交通省が設置した「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において総合的な道路空間の暑熱対策の今後の取組の方向性として「アスリート・観客にやさしい道づくりに向けた提言」を取りまとめ（平成 28 年 10 月）
- ・上記提言を踏まえ、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施（関係機関と連携し、路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工、緑陰形成に資する道路緑化等）
- ・平成 28 年 7 月から 8 月まで、競技会場等の 3 か所（有明地区、江の島ヨットハーバー及び霞ヶ関カンツリー倶楽部）の暑さ指数（WBGT）を測定し、平成 29 年 1 月に測定結果を公表

（平成 29 年度）

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 29 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法の検討を開始
- ・平成 29 年度に実施した暑熱環境（暑さ指数（WBGT）等）の調査を踏まえ「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの周知方法について関係省庁と検討
- ・大会組織委員会が設置した「暑さ対策検討委員会」に、内閣官房、環境省、消防庁及び東京都が参画し、大会組織委員会の暑さ対策の取りまとめに協力
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

（平成 30 年度）

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 30 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、情報を発信
- ・引き続き、暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂するとともに、ガイドライン等の普及啓発資料の周知やシンポジウム、イベント等の開催を通じて熱中症対策を強化
- ・競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法を検討
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

(令和元年度)

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、令和元年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、情報を発信
- ・訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発を実施するために多言語でのリーフレット（日・英・中・韓）やうちわ（日・英）を作成
- ・テストイベントでの試行結果を関係府省庁、東京都及び大会組織委員会で共有し、その結果を踏まえ、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂するとともに、ガイドライン等の普及啓発資料の周知やシンポジウム、イベント等の開催を通じて熱中症対策を強化
- ・競技会場等の17地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の予測値算出手法を検討
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

(令和2年度)

- ・競技会場等の17地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の予測値算出手法を確立
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

(令和3年度（9月末まで）)

- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施
- ・訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発を実施するために多言語でのリーフレット（日・英・中・韓）のホームページでの公表やうちわ（日・英）の会場やその周辺等での配布を実施。
- ・全競技会場（43会場）の周辺と一部の会場内における暑さ指数（WBGT）を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施
- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等へ大会における暑さ対策の取組の成果を反映し、普及啓発を実施
- ・効果的な熱中症予防情報の発信

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】（再掲）

(4) メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況

○競技力の向上【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ・次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ・スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[必要な対応]

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が相互に連携し、中央競技団体の強化戦略におけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援する過程で得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置等を通じて、中央競技団体の強化活動を支援
- ・競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材、世界トップレベルのコーチの育成等について、必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じ支援
- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとし、スポーツ医・科学、情報の活用や海外派遣等を通じ、集中的な育成・強化に対する支援を実施
- ・ハイパフォーマンスセンター（令和元年5月に「ハイパフォーマンススポーツセンター」に改称。）の機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備
- ・強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの多方面からの専門的かつ高度な支援を実施
- ・女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム等を実施し、女性トップアスリートの競技力向上を支援

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・JOC補助、JPC補助等により、各競技団体が行う国内外強化合宿や専任コーチの設置などの強化活動支援を実施
- ・次世代アスリート特別強化推進事業により、ナショナルコーチの配置等を実施
- ・2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクトにより、全国各地の才能を有するタレントの発掘・育成体制の整備等を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

（平成27年度）

- ・競技力向上事業として、各競技団体が行う国内外強化合宿やナショナルコーチ等の設置などの日常的・継続的な強化活動の支援及び大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

(平成 28 年度)

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、新たにパラリンピック競技において、次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・ 「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）－2020 年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築－」を策定し、中央競技団体に対するコンサルテーションを開始
- ・ 各種情報を一元的に管理し、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築に着手しハイパフォーマンスセンターの機能強化に向けた取組を推進
- ・ ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、ハイレベルな競技大会を新たに開催する強化プログラムを実施するとともに、女性エリートコーチの育成プログラムを開始

(平成 29 年度)

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援及びハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラム開発を支援
- ・ JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を実施
- ・ ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備し開発に着手するとともに、平成 28 年度に着手したトップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築等による取組を継続し、それぞれの取組の成果が好循環する環境や体制を構築
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等に対するスポーツ医学普及啓発プログラムを実施

(平成 30 年度)

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援や、ハイパフォーマンスに関する取

組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラムを実施

- ・ J O C ・ J P C、 J S Cの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるP D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向け、更なる質の向上への取組を実施
- ・ ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用を継続して実施
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援のために、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポートなどの支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

(令和元年度)

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラムを実施
- ・ J O C ・ J P C、 J S Cの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるP D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を継続的に実施
- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用を継続して実施
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、大会でメダル獲得が期待されるスポーツを対象に、スポーツ医・科学、情報面等による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、大会に向けたサポート体制等の準備を実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援のために、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポートなどの支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

(令和2年度)

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラムを実施

- ・ JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を継続的に実施
- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用を継続して実施
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、大会でメダル獲得が期待されるスポーツを対象に、スポーツ医・科学、情報面等による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、大会に向けたサポート体制等の準備を実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援のために、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポートなどの支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラムを実施
- ・ JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を継続的に実施
- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムを充実・活用を継続して実施
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、大会でメダル獲得が期待される競技を対象に、スポーツ医・科学、情報面等による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、選手村付近にアスリート等が競技へ向けた最終準備を行う拠点を設置し、大会直前期・大会期間中におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを提供
- ・ 女性アスリートの育成・支援のために、女性アスリートの健康課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 東京2020大会までの取組の成果や課題を踏まえ、「持続可能な国際競技力向上プラン(令和3年12月27日)」を策定し、今後これに基づく戦略的な取組を実施。
- ・ 競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続するとともに、戦略的な強化として、パスウェイに基づく地域と一体となったアスリート発掘・育成を実施

- ・ J O C ・ J P C、J S Cの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるP D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を継続的に実施
- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムを充実・活用を継続して実施
- ・ ハイパフォーマンス・サポート事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・ 女性アスリートの育成・支援のために、女性アスリートの健康課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施
- ・ 各競技団体の組織基盤を確立・強化するための取組を支援するとともに、地域の競技力向上を支える体制の構築、パラ競技の国際競技力向上とオリパラ連携の促進に向けた取組を実施

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築の推進
- ・ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

[必要な対応]

- ・ ナショナルトレーニングセンター（以下「N T C」という。）中核拠点の拡充棟を整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、競技力強化を支援
- ・ 中央競技団体によるN T C競技別強化拠点の活用を推進することにより、競技力強化を支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について」最終報告の取りまとめ
- ・ N T C競技別強化拠点施設としてオリンピック競技 3 施設を追加指定するとともに、新たにパラリンピック競技 1 施設を指定

(平成 27 年度)

- ・ オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据えたナショナルトレーニング施設としての拡充を行うための基本計画の取りまとめ
- ・ N T C拡充整備に係る基本設計
- ・ N T C競技別強化拠点施設としてオリンピック競技 2 施設、パラリンピック競技 6 施設を追加指定

(平成 28 年度)

- ・ N T C及び国立スポーツ科学センター（以下「J I S S」という。）のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・ N T C拡充整備に係る実施設計

- ・ N T C 競技別強化拠点施設としてパラリンピック競技 4 施設を追加指定
(平成 29 年度)
- ・ N T C 及び J I S S のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・ N T C 拡充整備の実施
- ・ N T C 競技別強化拠点施設としてオリパラ共同利用 1 施設を追加指定
(平成 30 年度)
- ・ N T C 拡充整備の実施
- ・ N T C 競技別強化拠点施設としてオリンピック競技 1 施設、オリパラ共同利用 1 施設を追加指定
(令和元年度)
- ・ N T C 拡充整備を実施(6 月末完成)し、「N T C 屋内トレーニングセンター・イースト(東館)」として夏頃から供用開始
- ・ N T C 競技別強化拠点施設としてオリンピック競技 2 施設、オリパラ共同利用 1 施設を追加指定
- ・「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業」により、N T C 競技別強化拠点施設の課題解決を図るため、機能強化ディレクターを配置
(令和 2 年度)
- ・ N T C 及び J I S S における感染症対策のための施設整備等を実施し、安心・安全なトレーニング環境を確保
- ・「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業」により、N T C 競技別強化拠点施設の課題解決を図るため、機能強化ディレクターを配置
(令和 3 年度(9 月末まで))
- ・ N T C 及び J I S S における感染症対策及び老朽化対策のための施設整備等を実施し、安心・安全なトレーニング環境を確保
- ・「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業」により、N T C 競技別強化拠点施設の課題解決を図るため、機能強化ディレクターを配置

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ N T C 及び J I S S のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・ N T C 及び J I S S における感染症対策及び老朽化対策のための施設整備等を実施し、安心・安全なトレーニング環境を確保
- ・「機能強化ディレクター」の配置など N T C 競技別強化拠点事業の機能強化を継続して実施

○自衛官アスリートの育成及び競技力向上【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・ 自衛隊体育学校における選手の育成
- ・ 有望選手の獲得
- ・ 育成基盤の整備

[必要な対応]

- ・ 自衛隊体育学校における選手の育成の強化
- ・ 有望選手の獲得施策の一層の推進
- ・ 育成基盤の着実な整備

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ これまで選手を育成してきた 9 種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 27 年度)

- ・ 女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 28 年度)

- ・ 女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 29 年度)

- ・ 自衛隊体育学校に女子ラグビー及びカヌーの特別体育課程を設置し、計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 30 年度)

- ・ 特別体育課程計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(令和元年度)

- ・ 特別体育課程計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(令和 2 年度)

- ・ 特別体育課程計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得

(令和3年度(9月末まで))

- ・特別体育課程計11種目の選手育成・強化を実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・特別体育課程計11種目の選手育成・強化を実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得

○射撃競技における競技技術の向上【警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・大会等に向けた選手強化
- ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- ・射撃競技における競技力の強化

[必要な対応]

- ・年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げ
- ・年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げ
- ・空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- ・年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・「銃砲刀剣類所持等取締法改正案」の閣議決定及び国会提出
- ・銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成26年法律第131号。以下「改正銃砲刀剣類所持等取締法」という。)公布

(平成27年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法施行

(平成28年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(平成29年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(平成30年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(令和元年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(令和2年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(令和3年度(9月末まで))

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(5) アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ドーピング検査員の確保と資質向上及び分析機関の体制強化の推進
- ・ドーピングを未然に防ぐためのインテリジェンス体制の構築
- ・教育・啓発活動の充実

[必要な対応]

- ・ドーピング検査員の人材の育成・確保、インテリジェンス共有体制の構築及び研究開発の促進に係る体制整備
- ・アスリートやサポートスタッフ、医師、薬剤師等への教育・啓発及び国民に対する啓発活動の充実

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・「ドーピング防止活動推進事業」において人材育成、研究開発等を推進
- ・Sport for Tomorrowプログラムにおいて、アンチ・ドーピング体制の整備が遅れている国に対し、技術指導や教育プログラムの提供等を実施
- ・学校教育において、アンチ・ドーピングを通じた「スポーツの価値を基盤とした教育」の事業展開

(平成27年度)

- ・「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」の設置

(平成28年度)

- ・アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォースにおいてドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、報告書を公表

(平成29年度)

- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備
- ・大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進

(平成30年度)

- ・医療従事者等を対象とした情報提供・研修等に関する検討
- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・インテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備
- ・大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進
- ・スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）に基づき、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を策定

(令和元年度)

- ・医療従事者等を対象とした情報提供等の実施
- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律及び「ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成 31 年 3 月文部科学大臣決定)に基づき、インテリジェンス共有体制の構築

(令和 2 年度)

- ・医療従事者等を対象とした情報提供等の実施
- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律及び「ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に基づき、インテリジェンス共有体制の構築

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・医療従事者等を対象とした情報提供等の実施
- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・東京大会期間中に青海「2020 FAN ARENA」においてスポーツの価値を発信するブースを設置
- ・スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律及び「ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に基づき、インテリジェンス共有体制の運用

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・医療従事者等を対象とした情報提供等の実施
- ・東京大会で活躍したドーピング検査員の意見交換会の開催
- ・文部科学省においてスポーツの価値を発信するブースを設置

(6) 新国立競技場の整備に向けた取組の状況

○新国立競技場の整備等【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を推進

[必要な対応]

- ・平成 28 年 8 月に決定した「新国立競技場の整備計画」に基づく工期及びコストを厳守した着実な整備
- ・新国立競技場整備事業に係る財源の確保

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣(以下「オリパラ担当大臣」という。)を議長とする関係閣僚会議を設置
- ・関係閣僚会議において「新国立競技場の整備計画」を策定・公表
- ・JSCにおいて、建築等の専門家からなる技術提案等審査委員会を設置し、業務要求水準書を策定の上、新国立競技場整備事業の技術提案を公募

- ・ J S C が関係閣僚会議の点検を経て整備事業の優先交渉権者を大成建設等 J V に選定
- ・ 設計等業務を行う第 I 期事業を開始
- ・ 「新国立競技場の整備に関する国・東京都の財源検討ワーキングチーム」を発足させ実務的な検討を開始
- ・ 関係閣僚会議において「新国立競技場の整備に係る財源負担について」を決定
- ・ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 190 回国会に提出

(平成 28 年度)

- ・ 建設工事等を行う第 II 期事業を開始
- ・ 本体工事に着手
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 35 号）が成立、公布、施行

(平成 29 年度)

- ・ J S C が関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・ 大会後の運営管理については、文部科学副大臣を座長とする「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」において、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係閣僚会議へ報告

(平成 30 年度)

- ・ J S C が関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・ 大会後の運営管理については、上記の「基本的な考え方」に基づき、民間事業化の検討を推進

(令和元年度)

- ・ J S C が関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・ 全体工期 36 か月を経て、11 月末に計画どおり完成
- ・ 大会組織委員会による仮設物の設置等の大会準備に着手
- ・ 大会後の運営管理については、上記の「基本的な考え方」に基づき、引き続き民間事業化の検討を推進（なお、大会警備上のセキュリティ確保の観点から、大会後に、図面等を開示し、再度、民間事業者の意見を聞くこととした。）

(令和 2 年度)

- ・ 大会組織委員会による仮設物の設置等の大会準備の推進

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ 大会組織委員会による仮設物の設置等の大会準備の推進
- ・ 大会のメインスタジアムとして開閉会式、陸上競技に使用

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 大会後の運営管理については、J S C において民間事業者に対し意見募集を実施するなど、民間事業への移行に向けた取組を推進

(7) 教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成に向けた取組の状況

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 開発途上国を中心にスポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及

[必要な対応]

- ・ 学校体育カリキュラムの策定及びスポーツイベントの開催への支援
- ・ 国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ・ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援
- ・ スポーツ関連施設の整備、器材供与
- ・ スポーツ指導者・選手等の派遣・招へい
- ・ スポーツ分野での技術協力
- ・ 日本の武道等の紹介・人材育成支援
- ・ パラリンピック未参加国・地域等の支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援及びマラウイにおける運動会の開催支援
- ・ 筑波大学、鹿屋体育大学、日本体育大学の 3 大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・ アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・ 開発途上国に対する政府開発援助（以下「ODA」という。）の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・ 在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 27 年度)

- ・ カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・ 日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・ 筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを開始
- ・ 鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ短期プログラムを実施
- ・ アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・ 開発途上国に対する ODA の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・ スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援を実施

- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 28 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ及び短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICAによるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 29 年度)

- ・学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ、修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICAによるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の設立・運営強化支援を実施

(平成 30 年度)

- ・学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学及び日本体育大学において、各国から学生を受入れ及び短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施

- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援等を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(令和元年度)

- ・学校体育の質の向上に向けた専門家の派遣、ラジオ体操講習会等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の運営強化支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学及び日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援等を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(令和2年度)

- ・学校体育支援（ウガンダの教員向け指導資料の策定、ペルーへの授業研究の導入支援、ブラジルの公教育への柔道の導入支援、フィジーのQPE（良質な体育）報告書作成）
- ・国内競技団体（NF）と連携し、海外の選手・コーチ等を指導
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の運営強化支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学及び日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ器材輸送支援等を実施
- ・在外公館における日本文化紹介事業の一環としての、日本の武道等への理解と関心を高めるための事業や、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(令和3年度（9月末まで）)

- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ器材輸送支援等を実施
- ・在外公館における日本文化紹介事業の一環としての日本の武道等への理解と関心を高めるための事業を実施。

- ・新型コロナウイルス感染症対策支援として、アジア地域の競技団体向けに、大会開催時の選手や観客向けのコロナ対策のマニュアル等を共有
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の運営強化支援を実施
- ・東京大会における事前キャンプや選手団へ帯同し、各国選手団の支援を実施
- ・アンチ・ドーピングに係る教育キットの開発・配布

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館における日本文化紹介事業の一環としての日本の武道等への理解と関心を高めるための事業を実施。
- ・学校体育支援（ブラジルの公教育への柔道の導入支援）
- ・国内競技団体（NF）と連携し、海外の選手・コーチ等を指導のためのオンラインコンテンツを作成
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・オリンピック・パラリンピック教育等を中心とした、オリンピック・パラリンピックムーブメントの全国展開
- ・スポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方についての検討

[必要な対応]

- ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための効果的手法等に関する実践的な調査研究の推進
- ・教員向けの研修、オリンピック・パラリンピアンとの交流事業等のオリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・平成29年度以降においては、東京都以外の46道府県において、オリンピック・パラリンピック教育が実施されるよう、関係団体と連携し取組を推進
- ・オリンピック・パラリンピック教育の実施を通じた無形のレガシーの創出という観点も踏まえた、取組推進のための基本的な考え方及び具体的な内容・手法についての検討
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン等の検討

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の設置

(平成 27 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメントの調査研究事業を 3 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 中間まとめ」を公表

(平成 28 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 12 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」を公表
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

(平成 29 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 20 府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技を体験する市民向けイベントを全国 9 か所で開催
- ・パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国 12 県・政令市で開催
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

(平成 30 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 34 道府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技を体験する市民向けイベントを全国 20 か所で開催
- ・パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国 15 県・政令市で開催
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン案の作成等

(令和元年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 45 道府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技観戦・体験事業を全国 6 県・政令市で実施
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン案の修正等

(令和 2 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 45 道府県・政令市で実施
- ・新たな生活様式に対応したオリンピック・パラリンピック教育の推進（ICT 機器を活用した実践等）
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けて、スポーツ・デジタルアーカイブの利活用に向けたワークショップを開催

(令和3年度(9月末まで))

- ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を全国41道府県・政令市で実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・これまでの取組を総括することを目的とし、関係者が一堂に介した全国会議を令和4年1月に実施
- ・東京大会に参加したアスリート等と児童生徒との交流活動を推進
- ・これまでの実証研究の成果(ガイドラインの策定、利活用の推進等)を踏まえ、日本スポーツ振興センターを中心に、スポーツ・デジタルアーカイブ・ネットワークの構築に向けた取組を推進

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会成功に向けて官民の関係者が連携して取り組んでいくための国内外の機運醸成
- ・海外の幅広い関係機関とのこれまで以上の密な連携の推進

[必要な対応]

- ・観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議の開催

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・文部科学省内に大臣官房スポーツ・文化・ワールド・フォーラム準備室の設置
- ・フォーラムの準備に当たり地方公共団体・民間企業等から出向者を受入れ
- ・官民協働実行委員会及び関係府省連絡会議を開催し、官民協働の連携体制を整備

(平成28年度)

- ・官民協働でスポーツ・文化・ワールド・フォーラムの準備を進め、国内外から総勢延べ約7,500人が参加した同フォーラムを実施
- ・2020年(令和2年)に向けて、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていく「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」(通称:京都宣言)を発表
- ・文化プログラムにつながる各地の意欲的な取組と、文化プログラムの実施を通じて創出すべき文化的レガシー等について議論
- ・文化芸術の力を全国各地で開花させるために「自治体サミット宣言」を発表
- ・各国のスポーツ大臣やASEANを中心とした文化大臣等の参加の下、我が国の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和したイベントを開催
- ・大会のレガシーについて、東京都知事や大会組織委員会理事の講演に加え、アスリート等を登壇者に加え、議論
- ・我が国のスポーツを通じた国際貢献の取組であるSport for Tomorrowをテーマにスポーツ大臣会合を開催し、35か国の大臣を含む69か国の代表が出席

- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、あらゆる機会を捉えて周知

(平成 29 年度)

- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、事後広報冊子を作成し、日・英両言語にて電子書籍で配信

○Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・パラリンピック開催を契機とした障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催
- ・大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点として推進

[これまでの主な取組]

(平成 28 年度)

- ・「Special プロジェクト 2020」文部科学省推進本部会合の実施
- ・ボッチャの普及啓発を推進するためのイベント開催

(平成 29 年度)

- ・「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・特別支援学校の幼児児童生徒を対象にロゴマークを募集し、決定

(平成 30 年度)

- ・「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・「Special プロジェクト 2020」の事業実施事例を周知

(令和元年度)

- ・「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・「Special プロジェクト 2020」の事業実施事例を周知

(令和 2 年度)

- ・全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催

- ・全国の学校において自主的に開催される祭典の発表の場、又は参加の機会等として、フォト（動画）コンテストを開催
 - ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
 - ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催支援
 - ・「Special プロジェクト 2020」のロゴマークを活用した周知・広報
- (令和3年度（9月末まで）)
- ・全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催
 - ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
 - ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催支援
 - ・「Special プロジェクト 2020」のロゴマークを活用した周知・広報

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催支援
- ・「Special プロジェクト 2020」のロゴマークを活用した周知・広報

(8) その他

○記念貨幣の発行【財務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催までに複数種類の記念貨幣を発行

[必要な対応]

- ・造幣局と連携し記念貨幣の図柄等を検討
- ・大会組織委員会、I O C等関係者との調整

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査

(平成27年度)

- ・過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査
- ・記念貨幣発行に向けた検討

(平成28年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣発行の閣議決定（額面千円）
- ・開催引継記念貨幣の図柄等の決定
- ・開催引継記念貨幣の発行

(平成29年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣に関する有識者会合（第1・2回）の開催
- ・記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面一万円及び百円の追加）

- ・記念貨幣（第一次発行分）の図柄等の決定
(平成 30 年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣に関する有識者会合（第 3 回）の開催
- ・記念貨幣（第一次発行分）の発行
- ・記念貨幣（第二次発行分）の図柄等の決定

(令和元年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面五百円の追加）
- ・記念貨幣（第三・四次発行分）の図柄等の決定
- ・記念貨幣（第二・三次発行分）の発行

(令和 2 年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣（第四次発行分）の発行

○大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等【総務省、文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・都道府県及び指定都市における大会協賛宝くじの発売
- ・大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行

[必要な対応]

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじを引き続き発売
- ・日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）において、文部科学省からの推薦に基づき、大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行について調整

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・寄附金付切手の発行を可能とする平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）の成立・施行

(平成 28 年度)

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・文部科学省から日本郵便に対して寄附金付切手発行の推薦

(平成 29 年度)

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・日本郵便において、平成 30 年度の大会記念切手（寄附金付切手）の発行計画を発表
- ・日本郵便において、「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分
- ・文部科学省から日本郵便に対して寄附金付切手発行の推薦

(平成 30 年度)

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・日本郵便において、平成 30 年 12 月に、令和元年度の大会記念切手（寄附金付切手含む）の発行計画を発表

- ・日本郵便において、平成 31 年 3 月に、大会記念切手（寄附金付切手）を発行
- ・日本郵便において、平成 31 年用の「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、平成 31 年 3 月に、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分
- ・文部科学省から日本郵便に対して大会記念切手発行の推薦

（令和元年度）

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・日本郵便において、令和元年 8 月に、大会記念切手（寄附金付切手）を発行
- ・日本郵便において、令和元年 12 月に、令和 2 年度の大会記念切手の発行計画を発表
- ・日本郵便において、令和 2 年 3 月に、大会の聖火リレーの記念切手を発行
- ・日本郵便において、令和 2 年用の「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、令和 2 年 3 月に、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分

（令和 2 年度）

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・日本郵便において、令和 2 年 4 月に「国際絵入り葉書」を発行

（令和 3 年度（9 月末まで））

- ・日本郵便において、令和 3 年 6 月に大会記念切手を発行

○記念自動車ナンバープレートの発行【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・国民的機運の醸成及び意識の高揚を図るため特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・バス、タクシーのバリアフリー化等の促進

[必要な対応]

- ・地下鉄駅、バス車内等でのポスター掲示や、ディーラー等の販売店舗でのチラシの配布
- ・国や東京都の公用車への積極的な取付け
- ・交通事業者への取付け依頼等の実施
- ・特別仕様ナンバープレートの交付に合わせた寄附金の募集

[これまでの主な取組]

（平成 27 年度）

- ・図柄入りナンバープレートの実施に向けた道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の成立

（平成 28 年度）

- ・図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「最終取りまとめ」を公表
- ・具体的な図柄について関係機関と調整の上、応募要項を公表し、国民からデザインを公募
- ・応募デザインについて、有識者で構成するデザイン選考委員会で審査

(平成 29 年度)

- ・デザイン選考委員会の審査、視認性の確認、国民からの意見募集等を経て図柄を決定し、オリンピック・パラリンピックを一体とした特別仕様自動車ナンバープレートが平成 29 年 10 月より交付開始
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの交付に合わせて、バス、タクシーのバリアフリー化等に充てるための寄附金を募集開始

(平成 30 年度)

- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・バス、タクシーのバリアフリー化等に向けた寄附金活用事業の募集開始

(令和元年度)

- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの寄附金を活用し、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進

(令和 2 年度)

- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの寄附金を活用し、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進
- ・大会の開催延期に伴い、特別仕様の図柄入りナンバープレートの交付期間を 1 年延長

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの寄附金を活用し、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付 (11 月末終了)

○知的財産保護の在り方検討【経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護
- ・関連標章の商標登録出願対応

[必要な対応]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組の実施

- ・ 出願に際しての相談受付・助言

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 国と大会組織委員会との打合せを開催し、大会に関する知的財産の保護の在り方について意見交換を実施

(平成 27 年度)

- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・ 新エンブレム選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言

(平成 28 年度)

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・ 大会組織委員会、内閣官房及び関係府省庁間において大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施

(平成 29 年度)

- ・ 内閣官房及び関係府省庁間において大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施
- ・ マスコット選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言
- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

(平成 30 年度)

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

(令和元年度)

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

(令和 2 年度)

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・ 商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

○式典等大会運営への協力【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・ 関係機関と連携した式典等大会運営への協力の実施に向けた準備

[必要な対応]

- ・ 関係機関と連携した式典等大会運営への協力の実施に向けた準備

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究

(平成 27 年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・ 国歌演奏時の陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討

(平成 28 年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・ 陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服納入

(平成 29 年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・ 陸自中央音楽隊の演奏服納入

(平成 30 年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究

(令和元年度)

- ・ 展示飛行におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・ 防衛省が実施する取組を全般的に把握し統制する東京 2020 オリンピック・パラリンピック支援本部の設置
- ・ 聖火到着式における協力（航空自衛隊松島基地の使用、ブルーインパルスによる展示飛行、音楽隊による演奏等）の実施
- ・ 関係機関と連携した式典等大会運営への協力の実施に向けた準備

(令和 2 年度)

- ・ 関係機関と連携した式典等大会運営への協力の実施に向けた準備

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ 組織委員会からの依頼による式典等大会運営への協力の実施
- ・ 東京都からの依頼によるブルーインパルスの展示飛行の実施

○建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大への対応

[必要な対応]

- ・ 国内での人材確保を基本としつつ即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る取組を実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 特定監理団体等の認定事務の開始

(平成 27 年度)

- ・ 本措置の対象となる外国人材の受入れ開始
- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(平成 28 年度)

- ・ 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催
- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(平成 29 年度)

- ・ 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催
- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施
- ・ 外国人建設就労者受入事業に関する告示を改正し、令和 2 年度までに就労を開始した者に限って最長令和 4 年度末までの就労を可能とすべく運用の見直しを実施

(平成 30 年度)

- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(令和元年度)

- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施
- ・ 外国人建設就労者の技能の習熟に応じた処遇の実現及び現場ごとの適正な就労管理の実施の観点等から、外国人建設就労者受入事業に関する告示を改正

(令和 2 年度)

- ・ 制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・ 制度推進事業実施機関による、特定管理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 制度推進事業実施機関による、特定管理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施 (令和 5 年 3 月末まで)

○大会に向けた各種建設工事における安全確保【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会施設の安全かつ着実な整備
- ・ 大会に向けた各種建設工事の安全確保

[必要な対応]

- ・ 協議会を通じた関係府省庁、発注者、建設団体及び労働組合の連携

- ・ 工事従事者への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等の対策強化

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を組織

(平成 28 年度)

- ・ 平成 28 年 6 月に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定
- ・ 工事従事者への安全衛生教育の支援、工事現場への技術指導等の対策強化

(平成 29 年度)

- ・ 上記の協議会にて、各大会施設工事で取り組んでいる安全衛生対策の共有、情報発信
- ・ 新国立競技場建設工事の下請事業者の労働者が、過重労働に伴う精神疾患が原因で自殺に至った事案を踏まえ、再発防止のための健康管理対策の実施に関する働きかけ
- ・ 大会施設工事の安全を呼びかけるスローガンを決定し、各大会施設工事現場に安全スローガンの横断幕、懸垂幕を配付

(平成 30 年度)

- ・ 上記の協議会にて、各大会施設工事で取り組んでいる安全衛生対策及び大会施設工事における労働者の死亡災害についての原因と再発防止対策の共有、情報発信

(令和元年度)

- ・ 上記の協議会にて、各大会施設工事で取り組んでいる安全衛生対策及び大会施設工事における労働者の死亡災害についての原因と再発防止対策の共有、情報発信

(令和 2 年度)

- ・ レガシーとして、引き継がれていくべき各大会施設工事で実施された安全衛生対策の取りまとめ（令和 2 年度及び令和 3 年度で実施予定）

○大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現

[必要な対応]

- ・ 大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討等
- ・ 大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現に向けた無線局免許・検査、電波監視に関する体制等の整備

[これまでの主な取組]

- ・ 「2020 年東京オリンピック/パラリンピック関連の無線局許認可に関する連絡会」を設置
- ・ 大会組織委員会が設置した「東京 2020 大会周波数調整委員会」に参画

(平成 28 年度)

- ・平成 29 年度からの調査検討等の実施に向けた検討及び調整
- ・大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討に向けて、国民に対する意見募集を実施

(平成 29 年度)

- ・大会期間中に使用される無線局のうち、特に多数の使用が想定される無線システムの無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の検討

(平成 30 年度)

- ・大会期間中に使用される無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討、当該検討結果の取りまとめ及び大会期間中に使用される無線局に割当て可能な周波数リストの策定
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の検討

(令和元年度)

- ・特定イベントや特殊運用及び競技場外での運用を想定した周波数の割当ての検討及び周波数の割当て
- ・大会期間中に使用される無線局のうち、その他の無線システムも含めた無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討、当該検討結果の取りまとめ

(令和 2 年度)

- ・大会の延期により無線局の運用条件が変更となるものに係る周波数共用条件等の追加検討
- ・大会期間中に使用される無線局に割当て可能な周波数リスト（予備を含む。）の策定

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・周波数申請受付状況等を踏まえた周波数の追加割当ての検討及び周波数の割当て
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討・確立及び実施並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の構築及び実施
- ・これまでの取組の成果を踏まえた、我が国の既設無線局と共存可能な形での円滑な運用

2. 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

(1) 大会を通じた日本の再生

① 被災地の復興・地域活性化

○ 被災地と連携した取組の検討【内閣官房、復興庁等】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組を検討、実施。具体的には、被災地での聖火リレー、大会イベントの開催、事前キャンプの実施、被災地産品等の活用、被災地の子供たちの大会への招待等について取組を推進
- ・ 被災地での競技の開催
- ・ これまでの支援への感謝や復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信

[必要な対応]

- ・ 地元自治体や東京都、大会組織委員会等が実施主体となって3県を中心に実施される様々なイベント等について幅広く発信
- ・ 大会組織委員会が中心になって検討を進める聖火リレー等の取組への積極的な参加、協力
- ・ 被災地での競技開催の実現及び円滑な開催に向けた働きかけ
- ・ 被災地産品等の活用に向けた働きかけ

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ 「被災地復興支援連絡協議会」に参画

(平成27年度)

- ・ オリパラ担当大臣が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施
- ・ 被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、大会組織委員会に対し要望

(平成28年度)

- ・ 被災地地方公共団体からの要望等も踏まえ、東京都知事に対し、被災地での競技開催、聖火リレー等を要請
- ・ 復興庁と内閣官房が連携し、被災3県で、復興五輪についての意見交換会を実施
- ・ 「復興ポータルサイト」を開設。復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を開始
- ・ 大会組織委員会において、持続可能性に配慮した調達コードが策定され、調達の際の被災地の復興への配慮について明記
- ・ IOC理事会において福島県営あづま球場での野球・ソフトボール競技の実施決定

(平成29年度)

- ・ 被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）の地方公共団体を対象とした復興ありがとうホストタウンを新設。岩手県大船渡市、花巻市、陸前高田市、野田村、

釜石市、宮古市、宮城県仙台市、東松島市、亶理町及び福島県飯舘村、南相馬市、本宮市、北塩原村を登録

- ・被災地方公共団体からの要望等も踏まえ、東京都知事に対し、被災地での聖火リレー、被災地の資材の活用等を要請
- ・第5回 I O C 調整委員会公式夕食会において、被災3県の復興について P R を実施
- ・ J S C において、被災3県の木材を新国立競技場のエントランスゲートの軒の資材に活用する旨を発表
- ・大会組織委員会において、飲食提供に係る基本戦略が策定され、飲食提供を通じた復興支援について明記

(平成30年度)

- ・岩手県久慈市、雫石町、山田町、宮城県石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、加美町及び福島県喜多方市を復興ありがとうホストタウンに登録
- ・「復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組」を公表
- ・岩手県、宮城県及び福島県の3県において、知事と各県ホストタウンとの意見交換会の実施
- ・第2回被災地復興支援連絡協議会の開催
- ・各国オリンピック委員会連合レセプション及びワールド・プレス・ブリーフィングレセプションにおいて、被災3県の復興について P R を実施
- ・復興副大臣を議長とする「復興五輪連絡調整会議」を新設し、被災3県との意見交換を実施
- ・「復興五輪」海外発信プロジェクト（在京大使館への情報発信）を実施

(令和元年度)

- ・岩手県二戸市、矢巾町、大槌町及び福島県二本松市、伊達市、檜葉町・広野町・川俣町を復興ありがとうホストタウンに登録
- ・「復興ありがとうホストタウン連絡協議会」を設立し、被災地において、第1回、第2回総会を開催
- ・「復興ありがとうホストタウンサミット in J ヴィレッジ」を開催し、ポケモンを復興ありがとうホストタウン大使に任命
- ・復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組を改定し、公表
- ・第2回ワールド・プレス・ブリーフィングレセプションにおいて、被災3県の復興について P R を実施
- ・復興五輪連絡調整会議を開催し、被災3県との意見交換を実施
- ・「復興五輪」海外発信プロジェクト（在京大使館への情報発信及び在京大使館関係者による被災3県訪問）を実施
- ・復興ありがとうホストタウンイベントの開催（米国ロサンゼルス）

(令和2年度)

- ・岩手県北上市及び福島県白河市、広野町、檜葉町を復興ありがとうホストタウンに登録
- ・復興ありがとうホストタウン連絡協議会第3回総会をオンラインで開催
- ・「復興ありがとうホストタウンサミット in 仙台」をオンラインで開催
- ・復興ありがとうホストタウン連絡協議会の Instagram アカウントを開設
- ・復興ありがとうホストタウン展示（大型ビジョンでの動画放映及び大型ポスターの展示）を J R 仙台駅にて実施

- ・復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組を改定し、公表
- ・復興五輪連絡調整会議を開催し、被災3県との意見交換を実施
- ・復興五輪ポータルサイトをリニューアルするとともに、英語版を公開
- ・大会に関連した復興の取組等をまとめた「東日本大震災からの復興の取組に関するメディアガイド」を作成・配布
- ・被災3県におけるメディア招請ツアーを実施
- ・オリンピック聖火リレーのグランドスタートを福島県Ｊヴィレッジにて開催
(令和3年度(9月末まで))
- ・岩手県遠野市を復興ありがとうホストタウンに登録
- ・復興ありがとうホストタウン連絡協議会第4回総会をオンラインで開催
- ・「復興ありがとうホストタウンサミット」をオンラインで開催
- ・大会直前、復興大臣から「復興五輪」の開幕に当たってのメッセージ」を公表
- ・メインプレスセンターに復興情報発信ブース：Recovery and Reconstruction Gamesを設置し、復興状況や被災地の魅力等について国内外メディアに直接PR
- ・「子ども復興五輪」を被災3県で開催
- ・JR山手線の車内・車体広告等に被災地の姿・魅力、復興五輪に関するポスターや動画を掲出
- ・「東北ハウス」と連携し、被災地で活躍する方からの支援への感謝や復興の取組に関するパネルや動画を掲出
- ・選手村の一部ダイニングに、被災地の安全・安心でおいしい食材が活用されている旨をPRするポスター(英・仏・日)を掲示
- ・訪日する関係者・選手が大会期間中に滞在するホテルにおいて、支援への感謝や被災地の姿・魅力、風評払拭に関する動画を放映
- ・JAグループ福島から組織委員長へ福島県産の桃及び梨を贈呈

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・「東京2020復興のモニュメント」を、レガシーとして被災3県に設置

○ホストタウンの推進【内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との相互交流を推進
- ・コロナ禍の中における交流の推進

[必要な対応]

- ・地方公共団体、民間団体、大学等が主催する説明会等や外務省が参加するイベントへの参画、在京大使館との個別協議、海外の競技団体への協議等による周知等の実施
- ・大会参加国・地域の選手等の受入れのための感染症対策への支援

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・地方公共団体の活動状況把握・アンケート調査の実施

(平成 27 年度)

- ・ 全国知事会議においてオリパラ担当大臣からホストタウン構想の概要を説明の上、公表
- ・ 全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会実施
- ・ 推進要綱・公募要項等の全国への発出
- ・ ホストタウンの第一次登録申請の受付開始
- ・ 第一次登録団体の公表 (57 地方公共団体)

(平成 28 年度)

- ・ 第二次登録団体の公表 (65 地方公共団体)
- ・ 第三次登録団体の公表 (64 地方公共団体)
- ・ 地方公共団体の国際交流、財政、地域振興、企画担当部局等に対してホストタウン制度の啓発を実施

(平成 29 年度)

- ・ 第四次登録団体の公表 (66 地方公共団体)
- ・ 復興ありがとうホストタウンの新設 (13 地方公共団体)
- ・ 共生社会ホストタウンの新設 (6 地方公共団体)
- ・ 第五次登録団体の公表 (30 地方公共団体)
- ・ 第六次登録団体の公表 (6 地方公共団体) ※第六次から登録間隔を短縮化
- ・ 全国のホストタウンを集めたホストタウンサミットの開催 (2 月)

(平成 30 年度)

- ・ 2 か月に一度の頻度による登録団体の公表 (計 72 地方公共団体)
- ・ 復興ありがとうホストタウンの登録 (9 地方公共団体)
- ・ 共生社会ホストタウンの登録 (8 地方公共団体)
- ・ ホストタウン首長会議の開催 (6 月、11 月)
- ・ ホストタウンマークを決定・公表 (
- ・ 共生社会ホストタウン連絡協議会の設立 (2 月)
- ・ 共生社会ホストタウンサミット in 宇部の開催 (2 月)
- ・ ハローキティを共生社会ホストタウンの大使に任命
- ・ ホストタウンサミット 2019 の開催 (2 月)

(令和元年度)

- ・ 2 か月に一度の頻度 (令和 2 年 3 月の第十九次登録から毎月登録の方針に変更。) による登録団体の公表 (計 101 地方公共団体)
- ・ 復興ありがとうホストタウンの登録 (8 地方公共団体)
- ・ 共生社会ホストタウンの登録 (63 地方公共団体)
- ・ 先導的共生社会ホストタウンの新設 (13 地方公共団体)
- ・ ホストタウン首長会議の開催 (6 月、11 月)
- ・ 復興ありがとうホストタウン連絡協議会の開催 (7 月、11 月)
- ・ 復興ありがとうホストタウンサミット in J ヴィレッジの開催 (11 月)
- ・ ポケモンを復興ありがとうホストタウンの大使に任命
- ・ 共生社会ホストタウンサミット in 飯塚の開催 (10 月)

(令和 2 年度)

- ・ 毎月の登録団体の公表 (計 31 地方公共団体)
- ・ 復興ありがとうホストタウンの登録 (2 地方公共団体)
- ・ 共生社会ホストタウンの登録 (28 地方公共団体)

- ・先導的共生社会ホストタウンの認定（2 地方公共団体）
- ・復興ありがとうホストタウン連絡協議会（第3回総会）をオンラインで開催（1月）
- ・「復興ありがとうホストタウンサミット in 仙台」をオンラインで開催（1月）
- ・「共生社会ホストタウンサミット in 多摩川」をオンラインで開催（1月）
- ・ホストタウンサミット202 をオンラインで開催（2月）
- ・ホストタウン情報発信WEBサイト世界はもっとひとつになれる Light up HOST TOWN Project を開設
- ・ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引きを提示（11月）
- ・選手等の受入れに伴う感染症対策のための基金を各都道府県に設置（令和3年度（9月末まで））
- ・登録団体の公表（計8 地方公共団体）
- ・復興ありがとうホストタウンの登録（1 地方公共団体）
- ・共生社会ホストタウンの登録（4 地方公共団体）
- ・先導的共生社会ホストタウンの認定（2 地方公共団体）
- ・ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引きの改訂版を提示（改訂：4月、三訂：6月、四訂：8月）
- ・大会開催前後には、208 ホストタウンにおいて86 各国・地域の事前合宿を実施し、28 ホストタウンにおいて19 各国・地域の競技終了後の選手等との交流を実施
- ・復興ありがとうホストタウン連絡協議会（第4回総会）をオンラインで開催（9月）
- ・復興ありがとうホストタウンサミットをオンラインで開催（9月）
- ・共生社会ホストタウンサミットをオンラインで開催（9月）

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・オンラインなどにより大会参加相手国・地域の選手等と交流を実施

○対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信【経済産業省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・令和3年に向け、地方部も含めた我が国の魅力的なビジネス環境を世界に発信し、国際経済交流及び対日投資を促進

[必要な対応]

- ・大会に向けた対外情報発信の強化による外国企業等と日本企業のネットワーク化及び経済交流の強化

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の決定

(平成 27 年度)

- ・ロサンゼルス、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・地方公共団体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信

(平成 28 年度)

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定
- ・ブリュッセル、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・地方公共団体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信
- ・東京で対日投資フォーラム「INVEST JAPAN Forum 2016」を開催し、日本の中小企業の持つポテンシャルの紹介や地域の中堅・中小企業と外資系企業との提携成功事例の紹介等を行い、地方部も含めた日本国内における対日投資への機運を醸成
- ・日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）において、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、地方公共団体職員等を対象とした研修を実施

(平成 29 年度)

- ・対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施する具体的取組を決定
- ・ニューヨークで開催した総理と米国企業CEO等との懇談会において、改善する日本の投資環境をアピールし、日本への更なる投資の呼びかけを実施
- ・JETROにおいて、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、地方公共団体職員等を対象とした研修を実施

(平成 30 年度)

- ・「地域への対日直接投資カンファレンス」(RBC: Regional Business Conference)を4か所で開催。経済産業省及びJETROの支援により、福島県、福岡県、茨城県、大阪市の4自治体が、外国企業の招へい・サイトビジット、首長によるトップセールス、地域企業とのマッチングなどを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信

<平成 30 年度における開催地>

- 福島県 テーマ：医療機器関連（ドイツ・タイ）
開催時期：平成 30 年 10 月 16－19 日
- 福岡県 テーマ：IoT 関連産業（スウェーデン・フィンランド）
開催時期：平成 30 年 10 月 16－18 日
- 茨城県 テーマ：R&D 拠点（欧米）
開催時期：平成 31 年 2 月 19－20 日
- 大阪市 テーマ：スタートアップエコシステム（アジア・欧米）
開催時期：平成 31 年 3 月 12－14 日

(令和元年度)

- ・「地域への対日直接投資カンファレンス」(RBC)を5か所で開催。経済産業省及びJETROの支援により、北海道、京都市、横浜市、GNI（グレータ

ーナゴヤイニシアチブ)、仙台市の5自治体が、外国企業の招へい・サイトビジット、首長によるトップセールス、地域企業とのマッチング等を実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信

＜令和元年度における開催地＞

- 北海道 テーマ：観光・不動産、観光・インバウンド（アジア、欧州）
開催時期：令和元年6月、令和2年1月
- 京都市 テーマ：ライフサイエンス（米国）
開催時期：令和元年7月
- 横浜市 テーマ：ライフサイエンス（欧米）
開催時期：令和元年10月
- OGNI（愛知県、三重県、岐阜県、名古屋市）
テーマ：AI・IoT関連（アジア・欧米）
開催時期：令和元年10月
- 仙台市 テーマ：ICT関連産業（フィンランド）
開催時期：令和元年11月

（令和2年度）

- ・「地域への対日直接投資カンファレンス」(RBC)をオンラインで2回開催。個別の都市ごとではなく、自治体の垣根を越えて地域横断的に域内企業や研究機関等とのマッチングを実施

＜令和2年度における開催地＞

- 仙台市、福島県
テーマ：防災・減災関連分野
開催時期：令和3年3月
- 京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市
テーマ：イノベーション（スマートシティ、モビリティ、ヘルスケア）分野
開催時期：令和3年3月

（令和3年度（9月末まで））

- ・日本の投資環境の魅力やネットゼロ実現に向けた取組を発信するオンラインイベント「Japan Business Conference」を2021年7月28日から開催。メインプログラムでは、総理大臣、経済産業大臣、経団連会長によるメッセージの発信に加え、3つのパネルディスカッションセッションにおいて、多様な地域・事業分野の第一線で活躍するグローバルリーダーを世界各国から招き、議論を実施。地域・産業の違いを踏まえた先進的な取組や今後の展望、国際的な連携の必要性等について認識を共有。バーチャル会場では、優れた技術やサービスを有する54の日本企業や自治体がPRブースを出展し、日本のビジネス環境等に係る魅力を発信。

参加登録者数、約3,900人（国内約2,400人 海外約1,500人）

- ・「地域への対日直接投資カンファレンス」(RBC)にて新たにオンラインでのビジネスマッチング事業「JETRO Business Connect 2021」を2021年9月15日より開催。政府や外国・外資系企業双方のニーズを踏まえ、ヘルステック分野、ファクトリーテック分野、トラベルテック分野の3分野について、各分野の誘致をターゲットとしている自治体を募集。特設ウェブサイトにて各自治体が求める技術・サービスについてPRし、2022年3月まで外国企業と地場企業の連携可能性を探るオンラインマッチングを実施。

<令和3年度における募集テーマと参加自治体>

○テーマ：ヘルステック分野

参加自治体：宮城県、三重県、京都市

○テーマ：ファクトリーテック分野

参加自治体：福岡県・北九州市・福岡市

○テーマ：トラベルテック分野

参加自治体：北海道、京都府

- ・2021年9月、Japan Business Conference 内にて、日本のスタートアップの投資環境の魅力や社会課題解決に向けた取組を世界に向けて発信するイベント「Global Startup Connection」を開催。

海外の起業家、投資家、日本のスタートアップ、大企業等を集め、基調講演、パネルディスカッション、ピッチ等を日本語および英語で配信。アーカイブ動画も公開し、対日投資を促した。

○東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大【内閣官房、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会の拡大

[必要な対応]

- ・大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組の実施
- ・東京都をはじめとする協議会や経済団体との連携による中小企業のビジネス機会の拡大

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画
- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」構築に向けた開発

(平成28年度)

- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、ビジネスチャンス・ナビ2020を稼働開始（平成28年度年間登録件数19,165件）

(平成29年度)

- ・ビジネスチャンス・ナビ2020に新たに6,010件の企業が新規登録（平成30年3月末時点累計登録件数25,175件）

(平成30年度)

- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、中小企業の製品・サービスを紹介し、販路開拓を支援するウェブサイトである「ビジネスチャンス・ナビ2020 ウェブ見本市」を開設（平成30年度年間掲載企業数99社）

- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 3,898 件の企業が新規登録（平成 31 年 3 月末時点累計登録件数 29,073 件）

（令和元年度）

- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 4,408 件の企業が新規登録（令和 2 年 3 月末時点累計登録件数 33,481 件）
- ・各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に 6 名配置し、ビジネスチャンス・ナビ 2020 を活用して受発注取引の広域化を推進

（令和 2 年度）

- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 3,021 件の企業が新規登録（令和 3 年 3 月末時点累計登録件数 36,502 件）

（令和 3 年度（9 月末まで））

- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 1,675 件の企業が新規登録（令和 3 年 9 月末時点累計登録件数 38,177 件）

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・これまでの取組を東京 2020 大会のレガシーとして定着させ、さらなる発展を図るため、令和 4 年度以降も取組を継続

②日本の技術力の発信

○社会全体の ICT 化の推進【総務省等】

[大会に向けた課題]

- ・多言語音声翻訳対応の拡充
- ・デジタルサイネージの普及拡大
- ・オープンデータの利活用推進
- ・放送コンテンツの海外展開による日本の魅力の発信
- ・無料公衆無線 LAN 環境の整備
- ・第 5 世代移動通信システム（5G）の実現・推進
- ・4K・8K の推進
- ・サイバーセキュリティの強化
- ・都市サービスの高度化の実現
- ・高度な映像配信サービスの推進
- ・マイナンバーカードの利活用推進

[必要な対応]

- ・多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上及び将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・関係機関と連携し、公共交通情報等のオープンデータを活用できる環境整備を促進
- ・「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」等に資する放送コンテンツの制作、発信等への支援
- ・訪日外国人が利用可能な無料公衆無線 LAN エリアの拡大、シームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みの構築

- ・ 5 G実現に向けた研究開発・総合実証試験の推進等
- ・ 4 K・8 Kの推進のための関係者の連携体制の構築、技術的課題への対応、送受信環境整備等
- ・ サイバーセキュリティ人材の育成等
- ・ 交通系 I Cカード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大
- ・ 高度映像配信サービスの普及拡大に向けた環境整備
- ・ マイナンバーカードのボランティア管理等への利活用に向けた課題への対応

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・ 「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を設置
- ・ 観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・ 「4 K・8 K 推進のためのロードマップ」の策定・公表
- ・ 「情報セキュリティ アドバイザリーボード」の開催

(平成 27 年度)

- ・ 多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・ 災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施
- ・ 大会情報や公共交通情報等のオープンデータを活用したアプリケーションの開発等を促す環境を整備する実証を札幌で実施
- ・ 放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・ 無料公衆無線 LAN の認証連携に向けた利用開始手続の簡素化の実証実験を実施
- ・ 観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・ 産学官連携による「第 5 世代移動通信システム実現に向けた研究開発」を開始、各国との連携推進等を実施
- ・ 4 K・8 K 推進のためのロードマップを改定・公表
- ・ 大会に向けた取組を含む今後のサイバーセキュリティ政策推進の方向性についての「サイバーセキュリティ政策推進に関する提言」を取りまとめ

(平成 28 年度)

- ・ 多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・ デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・ 訪日を検討している外国人旅行者に対し、各地方公共団体等のオープンデータを活用した観光情報の提供等を行うための実証を実施
- ・ 放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・5Gについての研究開発の拡充、国際連携の推進とともに、周波数確保に向けた基本戦略を策定するため、情報通信審議会へ諮問
- ・平成30年からの衛星による4K・8K実用放送の開始に向けた放送事業者認定等のための制度整備、放送事業者の認定、番組中継装置に係る技術的条件について情報通信審議会へ諮問
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証
- ・4K・8K等映像技術を活用した多様なコンテンツによる高度映像配信サービスの有効活用、効果検証の実施

(平成29年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・高齢者、障害者等の移動弱者に対して、地方公共団体等のオープンデータを活用した移動支援モデルの構築に向けた調査研究を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・平成29年7月に、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスなWi-Fi接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5Gの研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に取り組むとともに、5G用周波数確保に向けた考え方等を記載した委員会報告書を情報通信審議会にて取りまとめ
- ・平成30年12月から開始される衛星による4K・8K実用放送の開始に向け、関係団体・事業者及び総務省が相互に連携・協力し、効果的かつ効率的に周知広報を進めるため、関係団体・事業者から構成される「4K・8K放送推進連絡協議会」を設置
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインの策定

(平成30年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・国際電気通信連合（以下「ITU」という。）においてデジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインが国際標準化
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向けて、地方公共団体職員向けの研修を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体などの関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援

- ・一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5Gの研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に取り組むとともに、5G用周波数を具体化し必要な技術基準等を省令・告示で制定。通信事業者への周波数の割当てに着手
- ・4K・8K放送推進連絡協議会において取りまとめた「4K・8K放送に関する周知・広報計画」（アクションプラン）に基づき、4K・8Kの魅力や受信方法についての周知・広報を実施
- ・12月1日から「新4K8K衛星放送」開始
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・関係者の協力の下、海外や国内の旅行関連サービスと共有クラウド基盤を連携させることにより、負担のない情報登録を可能とするための取組を実施
- ・競技会場において、訪日外国人等が防災情報や災害時における避難誘導等の情報を容易に入手できるようICTを利活用したモデル事業を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインを改訂
- ・マイナンバーカードのボランティア管理等への利活用に向けて、実用化に向けた具体的な課題解決策及び推進方策について調査検討を実施

（令和元年度）

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向けた環境整備等を通じて地方公共団体の支援を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・前年度に引き続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5G用周波数の通信事業者への割当てを行い、5G商用サービスを開始。また、5Gの研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に向けた活動を実施
- ・RWC2019及び大会に向けて、4K・8Kの魅力や受信方法についての周知・広報を実施
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・実際のサービスに活用されている共通クラウド基盤とWi-Fi認証サービスを連携させる取組を行ったほか、他サービスとの連携に必要なAPI規格の管理・メンテナンスを行う組織・体制の整備を検討
- ・競技会場において、訪日外国人等が災害時における避難誘導等の情報を容易に入手できるようICTを利活用したモデル事業を実施

- ・映像配信プラットフォームから8K映像を配信する機能及び避難情報を発信する機能に係る実証事業を行い、高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインを改訂
- ・マイナンバーカードのボランティア管理等への利活用に向けて、前年度の取組を踏まえカード読取りの精度向上等の課題解決に向けた調査検討を実施

(令和2年度)

- ・多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向け地方公共団体への支援を実施
- ・放送事業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・前年度に引き続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・既存の4G用周波数を5Gで使用可能とし、5G用周波数の追加割当てについて着手。また、5Gの研究開発の推進、国際連携の強化に向けた活動を実施
- ・大会に向けて、4K・8Kの魅力や受信方法についての周知・広報を実施
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・競技会場でICTを利活用し、訪日外国人等が災害時における避難誘導等の情報を容易に入手できるようにする仕組みの利活用ガイドラインを公表
- ・映像配信プラットフォームにおいて、5Gサービスを用いた多地点・多場面で8K映像を収集・配信する機能に係る実証事業を実施
- ・マイナンバーカードのボランティア管理等への利活用に向けた調査検討を踏まえ、大会のアクセシビリティカード発行に実装

(令和3年度(9月末まで))

- ・多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・映像配信プラットフォームにおいて、5Gサービスを用いた多地点・多場面で8K映像を収集・配信する機能に係る実証事業を実施
- ・前年度に引続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・5G用周波数の追加割当てを実施。また、5Gの研究開発の推進、国際連携の強化に向けた活動を実施。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施

- ・放送事業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインを改訂
- ・引続き、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施

○大会における最新の科学技術活用の具体化【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・令和3年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する9つのプロジェクトについての社会実装

[必要な対応]

- ・着実な工程管理の実施
- ・各プロジェクトの推進支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース、推進会議の設置・開催
- ・大会に向けた科学技術イノベーションの取組について、9つのプロジェクトを設定し、各プロジェクトに関する「実施計画書」(各プロジェクトの取組内容や工程表)を策定

(平成27年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と実施計画書の改定
- ・実施計画書を基に民間企業にも声かけを行い、大会での活用イメージを踏まえて具体的取組を整理した「事業計画」を策定

(平成28年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改定
- ・計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や社会実装等の推進の支援
- ・プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(平成29年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改定
- ・計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(平成30年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改定

- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(令和元年度)

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改定
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(令和2年度)

- ・ 各プロジェクトからの進捗状況の報告と推進工程管理
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(令和3年度(9月末まで))

- ・ 各プロジェクトからの進捗状況の報告と推進工程管理
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 各プロジェクトからの進捗状況のとりまとめ
- ・ 各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果の発信

○自動走行技術を活用した次世代都市交通システム【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・ 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（以下「ART」: Advanced Rapid Transit という。）の実用化
- ・ 高齢者や車椅子の方々を含め、誰もが快適に利用できるユニバーサルな交通インフラを実現するための技術開発
- ・ 周辺の交通への影響等も考慮しながら公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術を統合することで安定した定時運行を実現するための技術開発

[必要な対応]

- ・ 自動運転技術を活用し、最適な加減速制御をしながらバス停に隙間なくバスを停車させる技術の開発
- ・ 正着制御技術や公共車両優先システム（以下「PTPS」: Public Transportation Priority Systems という。）を用いた運用技術等を実証実験で検証し、社会実装を実現

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ A R Tに必要となる技術要件の整理

(平成 27 年度)

- ・ 正着制御技術、最適加減速技術、P T P Sを用いた運用技術等の基礎研究を実施

(平成 28 年度)

- ・ 正着制御技術、最適加減速技術、P T P Sを用いた運用技術等の基礎研究を継続しつつ、A R T情報センターの研究開発など社会実装に向けた取組を実施
- ・ 内閣府、東京都と関係者で今後の協力に関する覚書を締結（東京都では、平成 28 年 4 月、「都心と臨海副都心とを結ぶB R Tに関する事業計画」を策定）

(平成 29 年度)

- ・ A R Tの正着制御技術について、テストコースに正着誘導線を設置した実交通環境に近い環境を模擬し、一般ドライバーの運転挙動への影響や正着制御システム認識率を検証する実証実験等を実施

(平成 30 年度)

- ・ A R Tの正着制御技術について、公道等で実証実験を実施し、実交通環境下での精度検証を実施
- ・ 環状第 2 号線に設置した路側機を用いて、P T P Sの効果検証を実施
- ・ 平成 30 年 8 月、「都心と臨海地域とを結ぶB R Tに関する事業計画」を改訂

(令和元年度)

- ・ 都心と臨海地域とを結ぶB R T（以下「東京B R T」: Bus Rapid Transit という。）への実証的な導入に向けたインフラ整備・車両の調達等を実施

(令和 2 年度)

- ・ 東京B R Tにおける、正着制御及び加減速制御の実証的な導入・効果等に関する調査を実施
- ・ 臨海地域の交通需要増等に対応し、地域住民や観光客等が日常的に利用する利便性の高い次世代公共交通システムとして、東京B R Tの運行を開始（東京都/運行事業者）

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 東京B R Tにおける、正着制御及び加減速制御の実証的な導入・効果等に関する追加の調査を実施

○先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 会場の近接地域等を中核とし、パーソナルモビリティ、多言語翻訳、案内ロボット、アシストスーツ等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築
- ・ 上記の実施主体・実施場所の具体化

[必要な対応]

- ・ 地方公共団体の主体性を重視しつつ、体験フィールド構築を推進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会の設置

(平成 28 年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会に「千葉市幕張新都心ワーキンググループ」、
「渋谷超福祉ワーキンググループ」を設置

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 7 月に開催した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」において、名古屋市等と連携したユニバーサル未来社会推進協議会の周知を実施

(平成 30 年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループの実施
- ・大会組織委員会における検討状況を踏まえつつ、ロボット技術の展示等に向けた取組を検討

(令和元年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループの実施
- ・大会組織委員会における検討状況を踏まえつつ、ロボット技術の展示等に向けた取組を検討

(令和 2 年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループの実施
- ・大会組織委員会における検討状況を踏まえつつ、ロボット技術の展示等に向けた取組を検討

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・2020 年東京オリンピック競技大会開催期間中に、ロボット技術をオンラインで発信するショーケースを実施

○高精度衛星測位技術を活用した新サービス【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用した最新の宇宙技術の社会実装

[必要な対応]

- ・最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT 等の関連政策と連携した先導的な社会実装実験を行うための取組の推進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(平成 28 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(平成 29 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進
- ・準天頂衛星を活用したマルチ GNSS (Global Navigation Satellite System) 対応のスポーツ用デバイス (衛星測位トラッカー) の開発・実証実験

(平成 30 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進
- ・準天頂衛星システムの高精度衛星測位技術を活用したサイクリングイベントでの運営支援システムの実証実験

(令和元年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進
- ・準天頂衛星システムの高精度衛星測位技術を活用したサイクリングイベント等での運営支援システムの実証実験

(令和 2 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

○義肢装具等の先端技術の発信【厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・令和元年に神戸市で開催される「国際義肢装具協会世界大会」を活用した、我が国の義肢装具・リハビリ工学に係る技術力の発信等

[必要な対応]

- ・国際義肢装具協会世界大会に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[これまでの主な取組]

- ・国際義肢装具協会世界大会誘致に際し、総理及び関係大臣等名の招請状を发出するなどの支援の実施

(平成 28 年度)

- ・国際義肢装具協会世界大会に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

(平成 29 年度)

- ・国際義肢装具協会世界大会に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

(平成 30 年度)

- ・国際義肢装具協会世界大会に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

(令和元年度)

- ・国際義肢装具協会世界大会が、令和元年 10 月 5 日～8 日に神戸市で開催
- ・開催期間中は、①介護リハビリロボットの見本市、②プレパラリンピック PR イベント、③世界保健機関との共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報を発信（政府としても協力・支援を実施）

(令和 2 年度)

- ・国際義肢装具協会世界大会は令和元年度で開催終了したが、既存のイベント

等において日本の技術力等の情報発信を実施
(令和3年度(9月末まで))

- ・既存のイベント等において日本の技術力等の情報発信を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・引き続き既存のイベント等において日本の技術力等の情報発信を実施

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】(再掲)

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【内閣官房及び環境省】

[大会に向けた課題]

- ・国民のプロジェクトの認知度の向上
- ・全国の市町村のプロジェクトへの参加

[必要な対応]

- ・プロジェクト及び小型家電リサイクル制度の普及啓発
- ・市町村への参加支援

[これまでの主な取組]

- ・市町村の回収体制の構築支援
- ・小型家電リサイクル制度の普及啓発

(平成28年度)

- ・市町村への回収支援
- ・小売店と協力した広報、学校教育と連携した普及啓発の実施

(平成29年度)

- ・全国各地(東京都、北海道、秋田県、愛知県、高知県、沖縄県及び熊本県)でイベントを開催し、アスリートや環境大臣等からのプロジェクトへの参加呼びかけや、テレビCMなどのメディアを通じた、国民への普及啓発の実施
- ・国民の生活に近い全国の商工会、郵便局等への回収ボックス設置に向けた働きかけの実施
- ・全国全ての市町村への携帯電話専用・小型簡易型回収ボックスの配布及びプロジェクト参加自治体への市民向け普及啓発用ポスターやマグネットの配布
- ・市町村へのプロジェクトに関する説明会の開催

(平成30年度)

- ・全国各地(東京都、岩手県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、愛知県、愛媛県及び福岡県)でイベントを開催し、アスリートや環境大臣等からのプロジェクトへの参加呼びかけや、テレビCMなどのメディアを通じて、国民への普及啓発を実施
- ・国民の生活に近い全国の郵便局、公共交通機関、商工会、企業等へ回収ボックスを設置し、回収を実施
- ・ホストタウン自治体等における小・中学校等の教育機関等への回収ボックス設置や児童・生徒等に向けた出前授業を実施

(令和元年度)

- ・全国各地（東京都、岩手県、愛媛県及び熊本県）の地元自治体と連携した小型家電リサイクルPRイベントの開催や、テレビCMなどのメディアを通じて、国民への普及啓発を実施
（令和3年度（9月末まで））
- ・普及啓発のための動画制作や新聞広告への掲載、教育機関へのリーフレットの配布など、小型家電リサイクルに関する情報の発信を実施。

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・引き続きメダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した「アフターメダルプロジェクト」を実施していく。

③外国人旅行者の訪日促進

○「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興【内閣官房、環境省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・開催国としての国際的注目度をいかにした日本の観光ブランドイメージの確立や、在外公館等も活用した我が国の各地域の多様な魅力の世界への発信
- ・広域観光周遊ルートの世界水準への改善等を通じた開催効果の地方への波及

[必要な対応]

- ・海外著名人による地域の多様な文化体験等の映像を海外主要局で配信する等による、質の高い訪日観光ブランドイメージの確立と戦略的な展開
- ・訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的に支援

[これまでの主な取組]

（平成27年度）

- ・ラグビーワールドカップ2015イングランド大会を好機と捉え、ジャパンパビリオンにおいて、官民一体となって日本の魅力を世界に発信する「PRESENTING JAPAN」を開催
- ・全国7つの広域観光周遊ルートを認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・一般の旅行者が必要とする情報（宿泊やアクティビティ、散策コース等）を充実させた「国立公園へ出かけよう！」ホームページを開設

（平成28年度）

- ・リオ大会で開催された日本PRイベント「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」において、日本各地の観光魅力を発信
- ・海外のメダリストが日本の観光地を体験する映像を作成し、海外の主要テレビネットワークで放映
- ・外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像・画像プラットフォームを構築
- ・全国4つの広域観光周遊ルートを新たに認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・国立公園公式SNS（Instagram及びFacebook）を開設

- ・海外に向けたアイヌ文化等の情報発信方策を検討するとともに、民族共生象徴空間PRポスターの作成、空港等におけるアイヌ工芸品等の展示拡充等、普及啓発を実施

(平成 29 年度)

- ・国立公園公式 SNS (Instagram 及び Facebook) による情報発信を行うとともに、国立公園ホームページやツーリズム EXPO ジャパン 2017 への出展を通じ、国立公園の利用情報を発信
- ・欧米豪市場を中心とした、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を開始
- ・全国の広域観光周遊ルートにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の地域の取組を支援
- ・先住民族国際シンポジウムを開催し、国際的な協力体制の構築及びアイヌ文化復興の理解を促進

(平成 30 年度)

- ・国立公園公式 SNS (Instagram 及び Facebook) や新たに J N T O グローバルサイト内に開設した国立公園サイト等を通じた情報発信を行うとともに、ツーリズム EXPO ジャパン 2018 への出展を通じ、国立公園の利用情報を発信
- ・欧米豪市場を中心とした、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」の対象地域の拡大及びコンテンツの充実により、より効果の高いキャンペーンを展開
- ・アジア市場において、地方の特色ある魅力をきめ細やかに発信することにより、拡大するリピーター層の更なる取り込み及び多様化する個人旅行ニーズや未訪日層への対応強化を実施
- ・ユニバーサルツーリズムの視点から日本の魅力を発信すべく、パラリンピアンと協力した視察旅行を実施
- ・メディア向けのウェブサイト強化するとともに、SNS 等も活用した情報発信を実施
- ・観光地域づくり法人 (DMO) が中心となって行う、地域の関係者が広域的に連携して訪日外国人旅行者等の来訪・滞在促進を図る取組を支援
- ・民族共生象徴空間の愛称 (ウポポイ) 等の決定や各種イベントの実施によりアイヌ文化等の PR 活動を強化し、地元気運の醸成や認知度の向上を促進

(令和元年度)

- ・ J N T O グローバルサイト内に設置した国立公園サイトをアクティビティの予約まで一気通貫で可能にするとともに、国立公園公式 SNS (Instagram 及び Facebook) やツーリズム EXPO ジャパン 2019 への出展等を通じ、国立公園の情報を発信
- ・特設ウェブサイト「TOKYO AND BEYOND2020」を開設し、日本の様々な魅力を伝えるコンテンツを掲載し情報発信を実施
- ・新国立競技場オープニングイベントに合わせたメディア招へいを実施
- ・訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的に支援

- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）の年間目標来場者数 100 万人の目標達成に向け、ウポポイの魅力向上に向けたプログラムの充実、プロモーション活動を強化し、地元気運の醸成や認知度の向上を促進

（令和 2 年度）

- ・ J N T O グローバルサイト内に設置した、アクティビティの予約まで一気通貫の導線が確保できる国立公園サイトに関して、コンテンツの充実に加え、繁体字ページの開設を行うとともに、国立公園公式 SNS（Instagram 及び Facebook）やツーリズム E X P O ジャパン 2020 への出展等を通じ、国立公園の情報を発信
- ・ 大会特設ウェブサイトにて、オリンピック・パラリンピックに関連付けた観光情報を発信
- ・ J N T O の SNS 等にて、全国を回る聖火リレーに向けた各都道府県の魅力を紹介する「47 都道府県動画」を発信
- ・ オリンピック・パラリンピックの重点 4 市場（米、英、仏、中）及びその近隣諸国の SNS 等にて、元オリンピック選手を起用したバナー広告を配信
- ・ オリンピック・パラリンピックの重点 4 市場（米、英、仏、中）及びその近隣諸国を対象に認定メディア等での TV CM や TV 番組にて日本の観光魅力を発信
- ・ 海外メディア向けの情報提供を行い、日本各地の魅力についての情報発信を推進
- ・ 我が国のアクセシビリティを訴求するため、日本各地のアクセシブルツーリズムやバリアフリーの取組等の情報発信を実施。
- ・ 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的に支援
- ・ アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間（ウポポイ）については令和 2 年 7 月 12 日に開業し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら運営を行い、令和 2 年度末までに教育旅行の児童・生徒など約 5 万 2 千人を含む約 22 万 3 千人の方々が来場

（令和 3 年度（9 月末まで））

- ・ 令和 3 年 7 月、政府広報番組で「ウポポイで発信する アイヌ文化の魅力！」を放送
- ・ 東京オリンピックのマラソン・競歩が札幌開催された令和 3 年 8 月 5 日から 8 日までの 4 日間、さっぽろテレビ塔前でアイヌ舞踊を実施し、その映像をインターネットでライブ配信。また、その映像の一部はオリンピックの公式放送として世界に発信されるとともに、国内テレビ地上波等においても放送
- ・ アイヌ舞踊の映像は東京オリンピックの閉会式や I O C 総会でも上映され、舞踊のメンバーが聖火リレーや開会式にも参加
- ・ 令和 3 年 7 月から 9 月にかけて NHK WORLD-JAPAN/jibtv でアイヌ文化とウポポイについて特別番組を国際放送
- ・ 国立公園公式 SNS（Instagram 及び Facebook）や、オリンピック・パラリンピック期間中に開設された東京メディアセンターにおけるブース設置、Adventure Travel World Summit 2021 へのオンライン出展等を通じて、国立公園の魅力や公園内で体験できるアクティビティ等の情報発信を実施

- ・大会特設ウェブサイトにて、オリンピック・パラリンピックに関連付けた観光情報を発信
- ・JNTOのSNS等にて、全国を回る聖火リレーに向けた各都道府県の魅力を紹介する「47都道府県動画」を発信
- ・オリンピック・パラリンピックの重点4市場（米、英、仏、中）及びその近隣諸国のSNS等にて、元オリンピック選手を起用したバナー広告を配信（令和3年10月末まで）
- ・オリンピック・パラリンピックの重点4市場（米、英、仏、中）及びその近隣諸国を対象に認定メディア等でのTVCMやTV番組にて日本の観光魅力を発信
- ・海外メディア向けの情報提供を行い、日本各地の魅力についての情報発信を推進
- ・我が国のアクセシビリティを訴求するため、日本各地のアクセシブルツーリズムやバリアフリーの取組等の情報発信を実施。
- ・訪日外国人旅行者等の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的に支援

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）に国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数100万人を目指し、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した適切な管理運営、コンテンツの充実、誘客促進に向けた広報活動等を行う。
- ・JNTOグローバルサイト内国立公園サイトに関してコンテンツの充実に加え、簡体字及び韓国語ページの開設を行うとともに、VISIT JAPAN Travel & MICE Mart2021等への出展や国立公園公式SNS（Instagram及びFacebook）等を通じた利用情報の発信を継続して実施
- ・訪日外国人旅行者等の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的に支援

○水辺環境の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催に向け、外国人を迎え入れる東京の顔としての水辺環境の改善を推進する必要

[必要な対応]

- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援
- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、大会開催に向けて短期的かつ集中的に水辺環境を改善

[これまでの主な取組]

（平成27年度）

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について検討を実施

(平成 28 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

(平成 29 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

(平成 30 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

(令和元年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

(令和 2 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

○空港アクセス等の改善【国土交通省】(再掲)

○道路輸送インフラの整備【国土交通省等】(再掲)

○多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】(再掲)

○無料公衆無線 LAN【総務省、観光庁等】(再掲)

○宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】(再掲)

- 医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】（再掲）
- 外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】（再掲）
- 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】（再掲）
- 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】（再掲）
- スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】（再掲）
- 社会全体のICT化の推進【総務省等】（再掲）
- 文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】（後掲）
- 文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】（後掲）
- クールジャパンの効果的なPRの実施【内閣府、経済産業省等】（後掲）
- 和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】（後掲）

（２）日本文化の魅力の発信

○文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、日本全国での大会機運を醸成するとともに、大会の効果を全国津々浦々まで波及させるため、令和3年に向けて日本の魅力を発信

[必要な対応]

- ・令和2年以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証することで、関係機関が一体となって推進
- ・認証の要件を多言語、バリアフリー等に配慮した日本文化の魅力発信事業とすることで、共生社会の実現や外国への魅力発信につながる事業を認証

[これまでの主な取組]

（平成27年度）

- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（以下「連絡・連携会議」という。）を設置
- ・次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

（平成28年度）

- ・beyond2020 プログラムの認証に係るガイドラインを決定、ロゴマークを発表し、認証を開始
- ・連絡・連携会議の下に、2020年（令和2年）に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、事業実施推進プロジェクトチーム（以下「事業推進PT」という。）を設置
- ・「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下「オリパラ基本方針」という。）推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

(平成 29 年度)

- ・ beyond2020 プログラムについて、平成 30 年 3 月末時点で累計 3,895 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、平成 30 年 3 月末時点で 41 組織に拡大
- ・ 公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置
- ・ 連絡・連携会議、事業推進PTを開催
- ・ オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

(平成 30 年度)

- ・ beyond2020 プログラムについて、平成 31 年 3 月末時点で累計 10,201 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、平成 31 年 3 月末時点で 67 組織に拡大
- ・ 公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を通じた支援を実施
- ・ beyond2020 プログラムシンポジウムを開催
- ・ オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

(令和元年度)

- ・ beyond2020 プログラムについて、令和 2 年 3 月末時点で累計 15,946 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、令和 2 年 3 月末時点で 69 組織に拡大
- ・ 企業・団体を含む幅広い関係者との連携を強化
- ・ オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

(令和 2 年度)

- ・ beyond2020 プログラムについて、令和 3 年 3 月末時点で累計 17,970 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、令和 3 年 3 月末時点で 69 組織に拡大
- ・ 文化プログラムへの積極的な参加を促進するためのシンポジウムを実施

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ beyond2020 プログラムについて、令和 3 年 9 月末時点で累計 19,409 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、令和 3 年 9 月末時点で 69 組織に拡大

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 文化プログラムへの積極的な参加を促進するためのシンポジウムを実施

○文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・文化芸術立国の実現に向け、大会開催の機会をいかし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムを推進

[必要な対応]

- ・関係府省庁、大会組織委員会及び地方公共団体が一体となって文化振興の機運を醸成
- ・全国各地の文化プログラムや文化施設等に関する情報を集約し、国内外に発信する文化情報のデータベースを構築
- ・各認証プログラムにおいて海外事業の認証及びロゴの使用を可能にするための対応

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）において、リオ大会の終了後から、オリンピック・パラリンピックムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、松本市、京都市、東京都・上野において開催
- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする連絡・連携会議を設置
- ・次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

(平成 28 年度)

- ・リオ大会終了後にスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを開催し、機運醸成に向けた多彩な文化プログラムを実施、関係府省庁（内閣官房、内閣府、文化庁）、大会組織委員会、地方公共団体（京都府・京都市）の連名により、2020 年（令和 2 年）に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていくことを宣言（「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して」（通称：京都宣言））
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、新潟市、栃木県宇都宮市、大阪市において開催
- ・beyond2020 プログラムの認証を開始
- ・全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知

(平成 29 年度)

- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用開始
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、富山県高岡市、大分県大分市、横浜市において開催
- ・全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知

- ・海外事業の beyond2020 プログラム認証及び海外でロゴの商標申請を行った上での文化プログラムの推進

- ・政府横断の政策パッケージである「文化経済戦略」を取りまとめ

(平成 30 年度)

- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する文化情報プラットフォームを試行的に運用
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、京都府長岡京市、岩手県盛岡市、徳島県徳島市及び東京都江東区において開催
- ・全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知
- ・文化プログラムの中核的事業である「日本博」の開催を決定し、旗揚げ式を実施
- ・ジャポニスム 2018 など海外での大規模な日本文化発信事業の実施
- ・内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック協議大会推進本部事務局、文化庁、東京都、大会組織委員会による連名の文書を策定し、関係府省庁等と連携しつつ、一体的に文化プログラムを推進していくことを明確化
- ・beyond2020 プログラムについて、海外でのロゴの商標登録に向けた手続を実施

(令和元年度)

- ・日本博において、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進（令和元年度は 426 件の支援等を実施）
- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する文化情報プラットフォームの試行的運用を継続
- ・文化プログラムへの積極的な参加を促進するためのシンポジウムを実施
- ・全国の都道府県・指定都市に対して、日本博をはじめとする文化プログラムの推進に向けて周知
- ・「Japan 2019」、「響きあうアジア 2019」など海外での日本文化紹介事業を通じた機運醸成
- ・beyond2020 プログラムについて、海外でのロゴの商標登録に向けた手続を実施

(令和 2 年度)

- ・日本博において、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進（令和 2 年度は 297 件の支援等を実施）
- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する文化情報プラットフォームの試行的運用を継続
- ・文化プログラムへの積極的な参加を促進するためのシンポジウムを実施
- ・全国の都道府県・指定都市に対して、日本博をはじめとする文化プログラムの推進に向けて周知
- ・海外において、または海外向けに、各種文化交流事業を実施
- ・beyond2020 プログラムについて、海外でのロゴの商標登録に向けた手続を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・日本博において、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進(令和3年度は9月末時点で205件の支援等を実施中)
- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する文化情報プラットフォームの試行的運用を継続
- ・beyond2020プログラムについて、海外でのロゴの商標登録に向けた手続を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・文化プログラムへの積極的な参加を促進するためのシンポジウムを実施

○クールジャパンの効果的なPRの実施【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・クールジャパン戦略の推進に当たり、世界の人々の共感を得る上で必要なマーケットイン等の考え方をより浸透させる必要
- ・デジタル社会が進展する中で、発信手法及び受け手が使う情報媒体の変化や受け手のニーズ・嗜好の変化を踏まえた適切な対応を行う必要
- ・省庁間、異業種間、地域間を含めた横方向の連携を強化する必要
- ・日本の多様な魅力を海外に向け在外公館等を活用して発信しつつ、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワークの構築
- ・大会開催に合わせたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討

[必要な対応]

- ・「クールジャパン戦略」(令和元年9月知的財産戦略推進本部決定)に基づき、関係省庁等と連携をしながら、「柔軟性の確保」、「世界の視点」、「持続性の確保」及び「デジタル時代に応じた発信力の強化」を意識しつつ、具体的な分野における取組を推進
- ・大会開催前や開催付近の国内外の注目が集まるイベントや展示会等の活用による日本の魅力の海外への発信

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・「クールジャパン発信力強化のためのアクションプラン」(平成25年5月)に基づき、関係府省庁が一体となってクールジャパン推進に係る取組を実施
- ・クールジャパン戦略の深化を目的に官民有識者を構成員とする「クールジャパン戦略推進会議」を設置、我が国の経済成長に資するクールジャパン戦略の策定に向けて議論
- ・ウェブサイトやイベントを通じて外国語で日本の魅力を情報発信

(平成27年度)

- ・クールジャパン戦略推進会議の検討結果を「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」として取りまとめ、同イニシアティブの進捗状況をフォローアップ

- ・大会開催期間中に該当する7～8月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等と呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ

(平成28年度)

- ・クールジャパン戦略官民協働イニシアティブを含めた関係府省の取組をフォローアップ
- ・クールジャパン拠点の構築や連携・ネットワーク化を後押しすることを目的として、「クールジャパン拠点構築検討会」を設置、「中間とりまとめ」を策定
- ・経済対策として、クールジャパン拠点の連携方策に関する調査を行う「クールジャパン拠点連携実証事業」を実施
- ・クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討するため、「クールジャパン人材育成検討会」を設置
- ・大会開催期間中に該当する7～8月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等と呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村やホテル等で、クールジャパン商材の納入を目指した取組を紹介
- ・日本各地の歴史・文化的な背景に基づく感性に訴えかける価値を検討するとともに、こうした価値観を世界に広めるため、「世界が驚く日本」研究会を設置

(平成29年度)

- ・クールジャパン戦略官民協働イニシアティブに基づく関係府省の取組をフォローアップ
- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施
- ・平成28年度に改訂した「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とするクールジャパン拠点構築検討会において、クールジャパン拠点の連携・ネットワーク化に係る方策やノウハウ等を取りまとめた「最終とりまとめ」を平成29年5月に策定、全国に発信・展開
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とするクールジャパン人材育成検討会において、クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討し、平成29年5月に「第1次とりまとめ」、平成30年3月に「最終とりまとめ」を策定
- ・平成29年12月に知的財産戦略本部の下で設置された「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」において、将来にわたりクールジャパンを再生産し、経済成長につなげていくための基本戦略の策定に向けた議論を実施

- ・大会期間中に開催される、ファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等を呼び、自国に日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

(平成30年度)

- ・クールジャパン戦略官民協働イニシアティブに基づく関係府省の取組をフォローアップ
- ・クールジャパン官民連携プラットフォームの下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施
- ・平成28年度に改訂した「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とするクールジャパン拠点構築検討会、クールジャパン人材育成検討会において取りまとめた内容を全国に発信
- ・平成30年6月に「知的財産戦略ビジョン」を策定し、クールジャパンについては、日本のコンテンツなどの様々な魅力が一層効果的・一体的に発信・展開されるよう、具体的には、以下の取組の方向性を取りまとめ、各省庁の施策に反映
 - ①日本の魅力について、外国人が強い関心を持つストーリーを活用すること等により、付加価値を高めること
 - ②国や地域の市場特性に加え、社会的属性による嗜好を踏まえ、戦略的に海外展開を推進すること
- ・平成31年3月より、クールジャパンの新たな戦略の策定に向けた検討を実施「EUREKA! 懇談会-Amigos de Japon-」を立ち上げ、外国人有識者を中心とした意見交換を実施
- ・例年開催されるファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、著名なインフルエンサーを招へい
- ・イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

(令和元年度)

- ・令和元年9月に「クールジャパン戦略」を策定。本戦略で重点事項とされている世界の目線、持続性の確保及びデジタル時代に応じた発信力の強化を意識しながら、各分野におけるベストプラクティスの創出及び普及を目指す
- ・クールジャパン戦略に基づき、クールジャパン戦略担当大臣を議長とするクールジャパン戦略会議を開催し、関係府省庁及び機関の連携を強化
- ・クールジャパン官民連携プラットフォームの下、異業種連携の先進事例の表彰や、若者の視点で日本の魅力を発信するコンテストを国内外で開催し、日本の魅力をPR
- ・地方版クールジャパン会議を開催し、地方公共団体と連携し地域の魅力の一体的発信について議論
- ・在外公館で開催される天皇誕生日レセプションに合わせ、日本の魅力をPRする動画を作成し、外務省に提供

- ・平成 28 年度に改訂した「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・発信力の強化のため、クールジャパンアンバサダーを 2 名、新たに任命
- ・例年開催されるファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、著名なインフルエンサーを招へい
- ・イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

(令和 2 年度)

- ・クールジャパン戦略に基づき、クールジャパン戦略担当副大臣を議長とするクールジャパン戦略会議幹事会を開催し、関係府省庁及び機関の連携を強化
- ・クールジャパン官民連携プラットフォームの下、海外の日本ファンによる日本の魅力 PR 動画の表彰、異業種連携の先進事例の表彰するコンテストを開催し、日本の魅力を PR
- ・佐賀県において地方版クールジャパン推進会議を開催し、地域の魅力の一体的発信について議論。日本の魅力を発信する機会となるロケ誘致の取組について多地域の連携について議論
- ・SNS で多くのフォロワーを有しており発信力を有している者をクールジャパンアンバサダーに任命。また、地域の魅力をプロデュースする人材をクールジャパン地域プロデューサーとして新たに任命
- ・日本産酒類関連イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・新型コロナウイルス感染症が及ぼした影響を踏まえてクールジャパン戦略を強化するため、世界の人々の行動変容や社会の変化、また日本に対する印象変化について調査実施
- ・ファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、日本の魅力を発信

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・令和 3 年 7 月の知的財産戦略推進本部において、コロナ禍を踏まえたクールジャパン戦略の再構築を決定
- ・クールジャパン戦略に基づき、クールジャパン戦略担当大臣を議長とするクールジャパン戦略会議を開催し、関係府省庁との連携を強化
- ・ファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、日本の魅力を発信

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・クールジャパン戦略の再構築に基づき、価値観の変化への対応やストーリー化した発信等を強化
- ・奈良県において地方版クールジャパン推進会議を開催し、食・食文化を中心とした地域の魅力の発信方法などについて議論
- ・クールジャパン官民連携プラットフォームの下、日本の魅力を伝える動画の表彰、異業種連携の先進事例を表彰するコンテストを開催
- ・クールジャパンの取組を評価するため、KPI・KGI を策定する調査を実施
- ・日本産酒類関連イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・ファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、日本の魅力を発信

○和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係施設等で提供される食事における日本食・国産食材の活用を通じた日本の食文化の発信
- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用
- ・大会を契機とした農山漁村への宿泊、日本ならではの伝統的な生活体験、人々との交流の促進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用

[必要な対応]

- ・大会関係施設等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等を推進
- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用に向けた取組の推進
- ・インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊をビジネスとして実施するための取組の推進、関係府省庁と連携したプロモーションの強化
- ・大会に向けた食品ロス削減の普及・啓発を推進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用に向けた情報収集及び発信

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けて、国、東京都及び大会組織委員会で構成する連絡調整会議を開催
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発

(平成 27 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けた連絡調整会議を開催
- ・関係府省庁、東京都及び大会組織委員会が密接に連携するため、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」(以下「木材利用等に関するワーキングチーム」という。)を設置(畳の活用についても紹介)
- ・大会組織委員会が整備する競技会場等において木材利用を推進するよう要請
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード(第一版)」の策定のための検討に協力
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「オリンピック・パラリンピック花き供給安定マニュアル」及び「ビクトリーブーケの輸送条件等の実証マニュアル」を作成、必要な量の花きを安定的に供給する方策を公表
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)に基づく基本方針で、外食産業における食品廃棄物の発生抑制をはじめとする再生利用等実施率の目標値を 50%に上方修正

(平成 28 年度)

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」（以下「日本の食文化発信関係省庁等連絡会議」という。）を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備。選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策等を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード（第一版）」の策定のための検討会に参加。大会組織委員会において、持続可能性に配慮した農産物の調達基準等を策定
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを開催
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「和の空間」、絹製品や国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・シンポジウム等を通じ、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・外食における食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するためのマニュアルを作成

（平成 29 年度）

- ・日本の食文化発信関係省庁等連絡会議において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加。日本食・食文化の特徴等を踏まえた効果的な発信方法等について提案し、大会組織委員会において、飲食提供に係る基本戦略を策定
- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、関係省庁等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施やGAP認証取得の拡大に向けた支援等の取組を実施するとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮したパーム油及び紙の調達基準」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを通じて、大会組織委員会等に対し、木材、国産畳、絹等の活用方法を提案
- ・大会組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」として、公募に応じた全国 63 自治体から借り受けた木材で建築。大会後には各地方公共団体が解体された木材を持ち帰り、レガシーとして活用するプロジェクトを実施
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力の呼びかけ
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施

- ・花き関連団体が推進しているピクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾に向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・関係団体と連携し、伝統的な絹紐の技術を用いて国産絹で作成したメダルリボンの試作品をPR
- ・農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域の創出に向け、意欲の高い地域を支援するとともに、農林水産省及び観光庁が連携してシンポジウムやセミナー等で農泊に取り組む地域の情報を発信
- ・第1回食品ロス削減全国大会（長野県松本市）の開催支援を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、飲食店等における食べきれぬ分量のメニューの充実などの好事例の紹介、持ち帰りについて安全に食べるための留意事項の周知

（平成30年度）

- ・日本の食文化発信関係省庁等連絡会議において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮したパーム油及び紙の調達基準」の策定のための検討会に参加。大会組織委員会において、持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準等を策定
- ・大会関係施設での国産食材及び被災地産食材の積極的な活用を促進するため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達に関する取組方針」を公表
- ・上記の取組方針に基づき、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材供給に関する意向調査」を実施
- ・大会に関連した最新情報の共有と、調達基準を満たした食材の生産・活用に取り組む先進的な事例について情報共有を図り、この動きを全国の都道府県及び関係機関に発展させていくための研修会を開催
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施やGAP認証取得の拡大に向けた支援や農林水産省ホームページにGAP-infoを開設するといった情報発信等を強化するとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、関係省庁等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を後押し
- ・第2回食品ロス削減全国大会（京都市）の開催支援や、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトの開設、食品ロス削減につながる啓発資材の作成等を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給に向けた需要者等への普及啓発を実施
- ・木材利用等に関するワーキングチームを通じて、大会組織委員会等に対し、木材、国産畳、絹等の活用方法を提案
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進

- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾、マラソンや聖火リレー沿道の花飾りに向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・大会周辺施設等での国産花きの活用に向け、花き生産団体・産地と設計・施工業者との情報共有を目的としたシンポジウムの開催
- ・農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域の創出に向け、意欲の高い地域を支援するとともに、農泊地域を紹介する農泊ポータルサイトや農泊地域と料理人とのマッチング、海外プロモーションなどの情報発信を実施
- ・大規模スポーツイベントでの食品ロス削減に向けた啓発手法に関する調査を実施

(令和元年度)

- ・日本の食文化発信関係省庁等連絡会議において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
- ・前年度に公表した取組方針に基づき、選手村カジュアルダイニングを対象とした「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材供給に関する意向調査（第2回）」を実施
- ・大会に関連した最新情報の共有と、調達基準を満たした食材の生産・活用に取り組む先進的な事例について情報共有を図り、この動きを全国の都道府県及び関係機関に発展させていくための説明会を開催
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施やGAP認証取得の拡大に向けた支援やGAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者「GAPパートナー」の拡大等の取組を行うとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、地方公共団体や民間企業等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・持続可能性に配慮した国産食材の活用にあ資するための飲食提供時のメニュー検討に協力
- ・世界各国からホストタウンを訪問する各国・地域の選手等に対して、全国の農業科のある高等学校や農業大学校等（以下「農業高校等」という。）とホストタウン自治体が連携したプロジェクトチームで、全国の農業高校等で生産している「GAP食材」を使い、ホストタウンの相手国・地域の選手等をおもてなしするおもてなしコンテストを実施し、日本の食材・おもてなしの心のすばらしさを発信
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針において、外食産業を含めた食品産業から発生する食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を設定
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行され、同法に基づき閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」にお

いて、大会等における食品ロス削減対策の取組に係る普及啓発を基本的施策として位置付け

- ・第3回食品ロス削減全国大会（徳島県徳島市）の開催支援を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者へ食品ロス削減を普及・啓発
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給に向けた需要者等への普及啓発を実施
- ・木材利用等に関するワーキングチームを開催し、木材利用についての効果的な情報発信について検討
- ・施設や備品等での具体的な木材利用事例を活用した我が国の木材利用技術及び木の良さのPRを実施
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾、マラソンや聖火リレー沿道の花飾りに向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・テストイベント等の機会を活用したビクトリーブーケ試作品による輸送試験の取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組への支援を行うとともに、日本政府観光局（JNTO）等と関係省庁が連携して、農泊地域の国内外へのプロモーションを実施
- ・RWC2019の期間中に、選手の宿泊するホテルや会場周辺の飲食店等において、食べ残しを発生させないことを呼びかける多言語の啓発資材を掲示し、その効果を検証。さらに、ホテル・飲食関係者等を対象としたセミナーを開催し、その検証結果や啓発手法等を周知・普及
- ・飲食店等における食べきりの促進や自己責任の範囲での食べ残し料理の持ち帰りについてポイントを示した「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」の策定・周知

（令和2年度）

- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、地方公共団体や民間企業等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・「GAP食材を使ったおもてなしコンテスト」（令和元年度実施）の受賞チームによる大臣と意見交換を実施し、東京大会に向けた機運醸成を発信
- ・世界各国からホストタウンを訪問する各国・地域の選手等に対しておもてなしメニューを提供できるよう、ホストタウン自治体と農業高校や地元の飲食店等が連携し、GAP認証等の食材を活用したおもてなしメニューの開発を実施することに対し支援し、日本の食材やおもてなしの心のすばらしさを発信
- ・第4回食品ロス削減全国大会（富山県）の開催支援を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者へ食品ロス削減を普及・啓発
- ・NEW ドギーバッグアイデアコンテストの開催。外食時における持ち帰り行為を公募により、mottECOと命名。普及啓発活動を実施

- ・選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
 - ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施やGAP認証取得の拡大に向けた支援やGAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者「GAPパートナー」の拡大等の取組を実施
 - ・我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
 - ・森林認証材の安定的・効率的な供給に向けた需要者等への普及啓発を実施
 - ・施設や備品等での具体的な木材利用事例を活用した我が国の木材利用技術及び木の良さのPRを実施
 - ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
 - ・国産花きの活用イメージ等について、大会組織委員会との間で意見交換を実施
 - ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の花飾りに向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
 - ・ビクトリーブーケ用花材や試作品による輸送試験の取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
 - ・農泊をビジネスとして実施する地域に対して、利用者ニーズにきめ細かく対応するための食事メニューや体験プログラムの開発、古民家等を活用した宿泊施設等の整備の支援のほか、農泊地域の国内外へのプロモーションを引き続き実施
 - ・第4回食品ロス削減全国大会（富山市）の開催支援や、食品ロス削減につながる啓発資材の作成等を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
 - ・飲食店等で食べることができなかった料理の持ち帰りについて、コンテストの実施等による周知・普及
- （令和3年度（9月末まで））
- ・食品ロス削減の取組のひとつとして、商品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の呼びかけを実施
 - ・食品ロス削減の取組のひとつとして、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為「mottECO（もってこ）」の普及啓発資材を公表
 - ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施、GAP認証取得の拡大に向けた支援やGAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者「GAPパートナー」の拡大等の取組を実施
 - ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のための取組を推進
 - ・メダリストに被災地産の花を活用したビクトリーブーケを授与
 - ・大会期間中、東京ビックサイトに設置される、メインプレスセンター（MPC）のエントランスに、いけばなによる装飾を実施

- ・我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組への支援を行うとともに、関係省庁と連携を行い農泊地域の国内外へのプロモーションを実施
- ・大会を契機に、各ホストタウン関係者が訪れる選手等に対して実施してきた、ホストタウン自治体が行う「食によるおもてなし」の取組をブラッシュアップし、大会後もレガシーとして継続
- ・大会期間中に選手村食堂で提供された、生鮮食材を中心に認証食材かつ国産食材を活用した日本食等のメニューについて、大会史上初の産地名等の表示を実施。産地情報をカジュアルダイニングのモニターで発信し、選手等に対して情報発信を積極的に実施
- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、地方公共団体や民間企業等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・大会後、令和3（2021）年9月に第6回日本の食文化発信関係省庁等連絡会議を実施し、東京大会における日本の食文化の発信について総括

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・食品ロス削減全国大会の開催支援や、食品ロス削減につながる啓発資材の作成等を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・「東京栄養サミット2021」（2021年12月7日～8日）の農林水産省主催サイドイベントにおいて、「栄養課題解決に向けた日本の知見と提言」と題するセッションを開催し、日本の食文化や食習慣について世界に発信
- ・選手村ビレッジプラザにおいて利用されたCLTを含めた木材の利用をより一層促進

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】（再掲）

（3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

○スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動への参画推進によるスポーツ実施率の向上
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[必要な対応]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進及びそのための環境整備
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

(平成 27 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

(平成 28 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

(平成 29 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

(平成 30 年度)

- ・「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定
- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

(令和元年度)

- ・「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」を決定
- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sports in Life プロジェクト」を実施
- ・モデル・コア・カリキュラムの導入によるスポーツ指導者の資質向上やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

(令和 2 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

- ・大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sport in Life プロジェクト」を実施
- ・モデル・コア・カリキュラムの導入によるスポーツ指導者の資質向上や、スポーツに関わる人材の効果的な活用に向けた基礎的な調査研究を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sport in Life プロジェクト」を実施
- ・モデル・コア・カリキュラムの導入によるスポーツ指導者の資質向上や、スポーツに関わる人材の効果的な活用に向けた基礎的な調査研究(海外調査)を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・スポーツ参画人口の拡大
- ・スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実
- ・モデル・コア・カリキュラムの導入によるスポーツ指導者の資質向上やスポーツに関わる人材の効果的な活用に向けた基礎的な調査研究(海外調査)

○スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・地域における多様なスポーツ資源を活用したスポーツを通じた健康増進や地域活性化、スポーツの成長産業化の推進

[必要な対応]

- ・スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化の推進

(平成28年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

(平成29年度)

- ・地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

(平成 30 年度)

- ・地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

(令和元年度)

- ・地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化及びスポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進
- ・「女性スポーツ促進キャンペーン」として、アンバサダーの任命やオリジナルダンスの制作・配信等を実施するとともに、運動やスポーツに消極的な女性や若年層に対してスポーツの楽しさを訴求

(令和 2 年度)

- ・地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化及びスポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化及びスポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・スポーツを通じた共生社会等の実現
- ・スポーツを通じた経済・地域の活性化

○障害者スポーツの普及促進【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・地域におけるスポーツ担当部局・団体と障害者福祉部局・団体との連携・協働体制構築の促進及び障害者スポーツを総合的に振興する体制整備の推進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・スポーツ振興の観点から行われる障害者スポーツに関する事業の厚生労働省から文部科学省への移管
- ・障害の種類や程度に応じ、健常者と障害者が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を主体的に行うための実践研究の実施

(平成 27 年度)

- ・ 地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施

(平成 28 年度)

- ・ 地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施
- ・ 地域における障害者スポーツの拠点となることが期待される特別支援学校等を有効に活用するための実践事業の実施

(平成 29 年度)

- ・ 地域における障害者スポーツ普及促進事業を実施
- ・ 地域においてスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツの普及を図る事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施

(平成 30 年度)

- ・ 各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・ 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究を実施

(令和元年度)

- ・ 各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・ 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施
- ・ スポーツ車椅子、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの構築の支援を実施

(令和 2 年度)

- ・ 各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・ 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・ スポーツ用具活用拠点（普及拠点）を構築するため、障害者スポーツセンター等で、スポーツ実施者に向けて障害者スポーツ用具をシェアするための拠点整備に係る事業モデルを構築
- ・ 障害者スポーツ用具をシェアする仕組みを有する普及拠点に関する調査研究を行い、その認知を拡げるための仕組みづくり
- ・ 障害者のスポーツ参加促進等に関する調査研究を実施

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・ 各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・ 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施

- ・ 障害者スポーツを試したい者等が少ない負担で用具を利用でき、気軽にスポーツにアプローチできるようにするため、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出のための事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ参加促進等に関する調査研究を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・ 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・ 障害者スポーツを試したい者等が少ない負担で用具を利用でき、気軽にスポーツにアプローチできるようにするため、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出のための事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ参加促進等に関する調査研究を実施

○競技力の向上【文部科学省】(再掲)

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省】(再掲)

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】(再掲)

○新国立競技場の整備等【文部科学省等】(再掲)

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】(再掲)

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】(再掲)

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

○健康面等でのレガシーの創出【内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命を延伸するなど、健康面等でのレガシーを創出

[必要な対応]

- ・ 健康面等において企業や個人等々の行動に変革を促すため、健康面等で自己ベストを目指す個人等の取組を支援する事業や活動を「beyond2020 マイベストプログラム」として認証

[これまでの主な取組]

(平成30年度)

- ・ 連絡・連携会議において、beyond2020 プログラムを文化以外の分野に展開することを決定し、健康面等での自己ベストを目指す個人等の取組を支援する事業・活動を認証する「beyond2020 マイベストプログラム」を創設
- ・ beyond2020 マイベストプログラムについて、平成31年3月末時点で、フィットネスクラブ、企業、学校等の累計8件を認証

(令和元年度)

- ・ beyond2020 マイベストプログラムについて、令和2年3月末時点で、フィットネスクラブ、総合型地域スポーツクラブ、企業、地方公共団体、学校等の累計 87 件を認証
- ・ 関係省庁等と連携し、フィットネスクラブ、総合型地域スポーツクラブ、企業、地方公共団体、学校等の幅広い団体に beyond2020 マイベストプログラムの普及促進を実施
- ・ 大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sports in Life プロジェクト」を実施

(令和2年度)

- ・ beyond2020 マイベストプログラムについて、認証事業の取組をフォローアップ
- ・ 大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sport in Life プロジェクト」を実施

(令和3年度(9月末まで))

- ・ 大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sport in Life プロジェクト」を実施

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ 大会のレガシーとして、より多くの者がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会の実現を目指し、「Sport in Life プロジェクト」を実施

○受動喫煙対策の推進【厚生労働省、内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・ 健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙対策の状況を踏まえた、公共の場における受動喫煙対策の強化

[必要な対応]

- ・ 令和2年4月に全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正健康増進法」という。)の円滑な施行

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ 大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する調査の実施

(平成27年度)

- ・ 大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する再調査の実施
- ・ 政府における受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ

(平成 28 年度)

- ・平成 28 年 10 月、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」を公表し、関係団体からのヒアリングの実施
- ・平成 29 年 3 月、受動喫煙対策の強化についての「基本的な考え方の案」を公表

(平成 29 年度)

- ・平成 30 年 1 月、「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」を公表
- ・第 196 回国会に「健康増進法の一部を改正する法律案」を提出

(平成 30 年度)

- ・望まない受動喫煙の防止を図るため、平成 30 年 7 月、改正健康増進法が成立
- ・平成 31 年 2 月、改正健康増進法の施行に係る健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 27 号）、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号）等を公布

(令和元年度)

- ・学校・病院等及び行政機関の庁舎の規制について令和元年 7 月 1 日施行

(令和 2 年度)

- ・改正健康増進法について令和 2 年 4 月 1 日全面施行

(令和 3 年度（9 月末まで）)

- ・令和元年度喫煙環境に関する実態調査の調査結果概要を公表

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・令和 2 年度喫煙環境に関する実態調査の調査結果概要を公表

○スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実【文部科学省】（再掲）

○スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】（再掲）

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

○大会に向けたアクセシビリティの実現【内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（以下「アクセシビリティ・ガイドライン」という。）で規定された水準のバリアフリー化の実現

[必要な対応]

- ・新国立競技場をはじめとする国の所管する競技会場におけるバリアフリー化の推進
- ・大会で使用するその他の競技会場やアクセス経路等について、大会組織委員会等と連携したバリアフリー化の実現

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・アクセシビリティ協議会の設置

(平成 27 年度)

- ・ 構造物の設計段階で必要な項目等の基準をハードにおける暫定基準として取りまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）による承認

(平成 28 年度)

- ・ アクセシビリティ・ガイドラインの IPC による承認

(平成 29 年度)

- ・ 新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ
- ・ 鉄道事業者に対する、観客利用想定駅におけるアクセシビリティ・ガイドライン適合状況の調査及び整備依頼の実施
- ・ アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整備に向けた調整
- ・ 成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進

(平成 30 年度)

- ・ 新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ
- ・ アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整備に向けた調整、アクセシブルルート（都内会場、東京圏会場）案の公表
- ・ 成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・ 新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設又は大型化、ホームドアの整備等を行うなど、大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進
- ・ 競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

(令和元年度)

- ・ 新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ
- ・ アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整備に向けた調整、アクセシブルルート（都内会場、東京圏会場）案の公表
- ・ 成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・ 新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設又は大型化、ホームドアの整備等を行うなど、大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進
- ・ 競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

(令和 2 年度)

- ・ 案内サインの改善やバリアフリーの推進等の利便性向上を目的とした新宿ターミナル基本ルールの理念に合わせ、JR新宿駅の東西自由通路のバリアフリー等に関する整備を進め、令和 2 年 7 月に供用開始
- ・ 令和 2 年度までに完了を目標としているバリアフリー法に基づく特定道路に

ついて、引き続き整備を推進するとともに、令和元年7月に追加指定した特定道路の区間も含め、令和7年度末までの整備目標をバリアフリー法の基本方針において設定し、全国の主要鉄道駅周辺等のバリアフリー化を推進

- ・「新幹線の新たなバリアフリー対策」をとりまとめるとともに、移動等円滑化基準等を改正し、車椅子用フリースペースの設置を義務化
- ・新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅等において、ホームドアの整備等を行うなど、大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進

(令和3年度(9月末まで))

- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進
- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進
- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進

○大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会を契機とした全国におけるユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現
- ・国民公園における施設のユニバーサルデザイン化及び恒久化

[必要な対応]

- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たり、障害者が委員等として参画
- ・令和2年度以降順次実施される新学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及等を通じた全国における心のバリアフリーの展開
- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正等を通じたユニバーサルデザインの街づくり

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・国民公園における園路再整備、誘導標識・パンフレットの多言語化

(平成27年度)

- ・ユニバーサルデザイン2020 関係府省等連絡会議及び有識者や障害当事者団体等からなる分科会の設置並びに分科会におけるテーマごとの専門検討の実施(平成28年12月まで計12回)

- ・国民公園におけるバリアフリールートの改修、段差解消、案内等へのピクトグラムの設置、バリアフリーマップの作成及びホームページへの掲載

(平成 28 年度)

- ・ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議の設置(ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を格上げ)及び同会議におけるユニバーサルデザイン 2020 行動計画(以下「UD2020 行動計画」という。)の決定
- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正に向けた検討
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正
- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒を対象とする車椅子体験教室の開催並びに障害者、スポーツチーム及びパラリンピック選手を講師とする人権教室の実施
- ・国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施

(平成 29 年度)

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び第 196 回国会への提出
- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正
- ・パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施する、「共生社会ホストタウン」を新設し、先行的な取組として 6 自治体を登録
- ・広く国民を巻き込みながら「心のバリアフリー」の学びを進めるためのアニメーション教材の作成
- ・ICTを活用した情報バリアフリーの促進(緊急通報、救急現場等)
- ・新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施
- ・一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いた、障害のある人の人権をテーマとする啓発ポスターの作成・配布
- ・接遇を行う業界(交通、観光、流通、外食等)における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定の推進
- ・ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について取りまとめ
- ・国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施、休憩所の改修設計、入園門再整備等の実施

- ・「心のバリアフリー」推進事業を創設し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方公共団体の取組を支援

(平成 30 年度)

- ・ 第 3 回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を開催し、UD2020 行動計画施策の進捗を確認するとともにユニバーサルデザイン 2020 評価会議を設置
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 32 号）が成立・公布
- ・ 交通バリアフリー基準・ガイドラインを改正し、貸切バス・遊覧船等の基準を新たに規定
- ・ 新国立競技場を「世界最高のユニバーサルデザイン」に向け整備
- ・ 共生社会ホストタウンを追加登録（計 13 件）、共生社会ホストタウン連絡協議会を設立
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）を改正し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の 1 %以上の車椅子利用者用客室の設置を義務化
- ・ ホテル又は旅館における建築設計標準を改正し、一般客室のバリアフリー化等を推進
- ・ ユニバーサルデザインタクシーについては、車椅子乗降に関する研修の実施や乗車拒否に関する法令順守についてタクシー業界に要請
- ・ 公共交通機関の障害者割引の適用時に、障害者手帳以外による本人確認も可能なことを明確にするため、国の通知等の改正を実施
- ・ 公共空間のバリアフリー情報をオープンデータ化するとともに、民間事業者等と連携した実証実験を実施
- ・ 国家公務員向け「心のバリアフリー」研修を継続して実施するとともに地方公務員への研修を検討
- ・ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、再発防止、法定雇用率の速やかな達成、障害のある方の活躍の場の拡大に向けた取組を実施
- ・ ICTを活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・ 新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・ 心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施
- ・ 心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子及びDVDの作成
- ・ 「交流及び共同学習ガイド」等を通じた各地方公共団体における取組事例の普及
- ・ 学校教育において、心のバリアフリーに関する理解を深めるための心のバリアフリーノートの作成に向けて有識者会議を設置して検討を行い、「心のバリアフリーノート」の内容や構成について取りまとめ
- ・ 心のバリアフリーに取り組む地方公共団体の取組の普及を図り、「心のバリアフリー」推進事業に取り組む地方公共団体を拡充

- ・ 接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及及び研修の実施
- ・ 交通事業者における接遇研修モデルプログラムの作成
- ・ 国民公園におけるトイレの改修、案内等標識の多言語化に向けた取組の実施、危険木・支障木の伐採及び剪定の実施

（令和元年度）

- ・ ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び第 201 回国会への提出
- ・ 共生社会ホストタウンを追加登録（計 74 件）、また、共生社会ホストタウンの中で、他のモデルとなる地方公共団体を「先導的共生社会ホストタウン」として認定する制度を創設・登録（計 13 件）
- ・ ユニバーサルデザイン 2020 評価会議を開催し、UD2020 行動計画に基づく施策の改善状況を確認
- ・ 宿泊施設のバリアフリー改修を補助金で支援
- ・ 公共交通機関の障害者割引利用において、一部交通事業者が障害者手帳に代わるスマートフォンを利用した電子的な本人確認手続を導入
- ・ バリアフリー整備ガイドラインについて、鉄道駅のホームにおいて車椅子使用者が単独乗降しやすい環境を整備するため、ホームと車両の段差・隙間の目安値等を明確化するとともに、視覚障害者誘導案内用設備等について改訂
- ・ 競技会場へのアクセシブルルート上にある駅やその乗換等に利用される山手線内の各駅など首都圏の主要駅について、ホームの形状等により段差・隙間の縮小が可能な駅を選定し、整備を促進
- ・ 国家公務員向け心のバリアフリー研修において、障害の社会モデルの専門家である有識者の講義を追加するとともに、地方公務員を対象とした心のバリアフリー研修を新たに実施
- ・ ユニバーサルデザインタクシーの多くを占める車種を改良し、車椅子の乗降時間を短縮
- ・ ユニバーサルデザインタクシー車体補助の条件として実車を用いた研修を義務化
- ・ ICTを活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・ 新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・ 学校教育において、心のバリアフリーに関する理解を深めるための心のバリアフリーノートを作成し、各都道府県教育委員会等に周知
- ・ 「心のバリアフリー」推進事業を実施し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方公共団体等の取組を支援するとともに、都道府県が実施する研修会等に関係職員を派遣し、合理的配慮の普及を推進
- ・ 心のバリアフリーの推進に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う人権教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施

- ・心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子の作成及び啓発動画の配信
- ・心のバリアフリーに取り組む地方公共団体の取組の普及を図り、「心のバリアフリー」推進事業に取り組む地方公共団体の拡充
- ・国民公園におけるトイレの改修、案内等標識の多言語化に向けた取組の実施、支障木の伐採及び^{せん}剪定の実施
- ・新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直すため、「新幹線のバリアフリー対策検討会」を設置するとともに、車椅子用フリースペースの創設を含む「新幹線の新たなバリアフリー対策（中間とりまとめ）」を公表

（令和２年度）

- ・共生社会ホストタウンを追加登録（計 101 件）
- ・先導的共生社会ホストタウンを追加認定（計 15 件）
- ・令和３年３月、ユニバーサルデザイン 2020 評価会議を開催し、UD2020 行動計画に基づく施策の改善状況を確認
- ・令和２年５月、バリアフリー法を改正。ハード対策に加え、同法に基づくマスタープラン・基本構想制度における心のバリアフリーの取組を強化するなど、心のバリアフリーの観点からのソフト対策を強化
- ・令和２年度から小学校、令和３年度から中学校で、新学習指導要領を踏まえた授業を全面实施
- ・障害のある児童生徒が情報端末機器を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた音声文字変換システムや視線入力装置等の入出力支援装置の整備を支援
- ・令和２年 12 月、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、公立小中学校等における令和 7 年度末までの整備目標を設定
- ・令和元年 7 月、民間事業者が障害者手帳アプリをリリースし、令和 2 年 6 月にマイナポータルとのシステム間連携を開始
- ・電話リレーサービスを公共インフラ化する制度が創設（令和 3 年 7 月より電話リレーサービス提供機関においてサービス運用開始）
- ・事業者による合理的配慮の提供について現行の努力義務から義務へと改めること等を内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会提出
- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）について、「多機能トイレ」、「多目的トイレ」等ではなく、機能分散を推進し、その効果が現れるような表記等による周知、広報啓発の充実等の取組方針をとりまとめ、適正な利用を推進
- ・バリアフリー法改正を踏まえ、バリアフリー法基本方針の改正を行い、令和 3 年度からの 5 年間を目標期間とする新たなバリアフリー整備目標を策定
- ・案内サインの改善やバリアフリーの推進等の利便性向上を目的とした新宿ターミナル基本ルールの理念に合わせ、JR 新宿駅の東西自由通路のバリアフリー等に関する整備を進め、令和 2 年 7 月に供用開始
- ・令和 2 年度までに完了を目標としているバリアフリー法に基づく特定道路について、整備を推進。また、令和元年 7 月に追加指定した特定道路の区間も含め、令和 7 年度末までの整備目標をバリアフリー法の基本方針において設定

し、全国の主要鉄道駅周辺等のバリアフリー化を推進

- ・ 鉄道駅のホームにおいて車椅子使用者が単独乗降しやすい環境を整備するため、ホームと車両の段差・隙間の縮小に向けた整備の取組を推進
- ・ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）において、ホームと車両の段差・隙間の縮小箇所の表示・案内のデザインの共通化やその事例を追記するとともに、優先席、バリアフリースペース等に関する検討を踏まえ一部改訂
- ・ 令和3年3月、バリアフリー整備ガイドライン（役務編）を策定・公表
- ・ 「新幹線の新たなバリアフリー対策」をとりまとめるとともに、移動等円滑化基準等を改正し、車椅子用フリースペースの設置を義務化
- ・ 令和3年2月、公共交通事業者向け「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用体験実施マニュアル（案）」を策定
- ・ 令和3年2月、公共交通事業者向け「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を公表
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準を令和3年3月に改正し、小規模店舗内部において、入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方・留意点を充実
- ・ バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を令和2年12月より開始
- ・ 令和2年5月、男女共用お手洗、介助用ベッド、授乳室（男女共用）など近年の社会情勢の変化を踏まえた9つのピクトグラムをJISに追加
- ・ ICTを活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・ 国民公園におけるトイレの改修、案内等標識の多言語化に向けた取組の実施、支障木の伐採及び剪定の実施
- ・ 心のバリアフリーの推進に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う人権教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施
- ・ 心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子の配布及び啓発動画の配信
- ・ 交流及び共同学習の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を「交流及び共同学習オンラインフォーラム」として動画で周知
- ・ 新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・ 心のバリアフリーに取り組む地方公共団体の取組の普及を図り、「心のバリアフリー」推進事業に取り組む地方公共団体の拡充

（令和3年度（9月末まで））

- ・ 共生社会ホストタウンを追加登録（計105件）
- ・ 先導的共生社会ホストタウンを追加認定（計15件）
- ・ 心のバリアフリーの推進に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う人権教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施

- ・心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子の配布及び啓発動画の配信
- ・国民公園におけるトイレの改修、支障木の伐採及び^{せん}剪定の実施
- ・心のバリアフリーに取り組む地方公共団体の取組の普及を図り、「心のバリアフリー」推進事業に取り組む地方公共団体の拡充
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立・公布
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・令和3年7月、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（追補版）」を公表
- ・改正バリアフリー法に基づく各種施策の着実な実施により、全国のバリアフリー水準の底上げ
- ・車椅子使用者が単独で乗降しやすいよう、ホームと車両の段差・隙間の縮小の整備の取組を引き続き推進し、これと合わせ、「らくらくおでかけネット」（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団の提供する障害者用乗換検索サイト）に、ホームと車両の段差・隙間の縮小状況の案内を追加したほか、周囲の旅客の「心のバリアフリー（車椅子使用者の優先利用）」を醸成するポスターを作成し、駅への掲示を協力依頼
- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進
- ・バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及
- ・障害のある児童生徒が情報端末機器を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた音声文字変換システムや視線入力装置等の入出力支援装置の整備を支援
- ・交流及び共同学習の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を「交流及び共同学習オンラインフォーラム」として動画で周知
- ・新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・心のバリアフリーの推進に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う人権教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施
- ・心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子の配布及び啓発動画の配信
- ・「心のバリアフリー」推進事業の実施等により、引き続き障害者等に対する理解の促進に向けた地方公共団体の取組を支援
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・交通事業者における接遇研修モデルプログラムの普及

- ・改正バリアフリー法に基づく各種施策の着実な実施により、全国のバリアフリー水準の底上げ
- ・車椅子使用者が単独で乗降しやすいよう、ホームと車両の段差・隙間の縮小の整備の取組を引き続き推進
- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進
- ・バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及
- ・新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・「交流及び共同学習ガイド」等を通じた実践事例の周知
- ・学校施設におけるバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、学校施設におけるバリアフリー化のための取組及び整備目標におけるエレベーターの範囲について周知
- ・学校施設におけるバリアフリー化が加速されるよう「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口」を設置
- ・学校施設におけるバリアフリー化が加速されるよう、行政説明及び有識者講演を含む「公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー」を動画で配信
- ・令和3年11月、第5回ユニバーサルデザイン2020評価会議を開催し、これまでの取組を報告するとともに、共生社会の実現に向け、各主体が連携を図りつつ今後とも取組を継続していくことが期待されるとの総括を実施

○バリアフリー対策の強化【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・ユニバーサルデザインの街づくりの実現
- ・心のバリアフリーの実現

[必要な対応]

- ・「バリアフリー法」の改正（平成30年度改正済み）
- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正（平成30年度改正済み）
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正（平成28年度改正済み）
- ・交通・観光分野における接遇ガイドライン等の策定・普及等の取組の着実な実施
- ・整備目標の着実な達成

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設における令和2年度までの原則100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進

（平成27年度）

- ・1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設における令和2年度までの原則100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進

・国土交通省内に設置した「バリアフリーワーキンググループ」においてバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策についての検討及び取りまとめの実施
(平成 28 年度)

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・ 障害者団体の参画による共生社会の実現に向けた施策の総合的な検討を行うとともに、その結果をUD2020 行動計画として取りまとめ
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

(平成 29 年度)

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・ バリアフリー法改正案を国会提出、道路法等の一部を改正する法律の成立・公布、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
- ・ 交通分野における接遇ガイドライン、観光分野における接遇マニュアルの策定を推進
- ・ ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施

(平成 30 年度)

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・ 改正バリアフリー法が成立・公布
- ・ 交通バリアフリー基準・ガイドラインを改正し、貸切バス・遊覧船等の基準を新たに規定
- ・ UD2020 行動計画に基づく P D C A サイクル及び各施策の実行
- ・ 接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・ 交通事業者における接遇向上のための接遇研修モデルプログラムの作成
- ・ バリアフリー法を含む関係施策についてそのスパイラルアップを推進
- ・ バリアフリー法施行令を改正し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の 1%以上の車椅子利用者用客室の設置を義務化
- ・ ホテル又は旅館における建築設計標準を改正し、一般客室のバリアフリー化等を推進

(令和元年度)

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・ 改正バリアフリー法について、平成 31 年 4 月に全面施行
- ・ ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出

- ・道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大
- ・バリアフリー整備ガイドライン、鉄道駅のホームにおいて車椅子使用者が単独乗降しやすい環境を整備するため、ホームと車両の段差・隙間の目安値等を明確化するとともに、視覚障害者誘導案内用設備等について改訂
- ・新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直すため、「新幹線のバリアフリー対策検討会」を設置するとともに、車椅子用フリースペースの創設を含む「新幹線の新たなバリアフリー対策（中間とりまとめ）」を公表

（令和２年度）

- ・１日の乗降客数が３,０００人以上の旅客施設における令和２年度までの原則１００％バリアフリー化など、バリアフリー法基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・地方部のバリアフリー化や心のバリアフリーの推進など、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、令和３年度から５年間を目標期間とする新たなバリアフリー整備目標を設定
- ・ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する改正バリアフリー法が令和２年５月に成立（令和３年４月全面施行）
- ・鉄道駅のホームにおいて車椅子使用者が単独で乗降しやすい環境を整備するため、ホームと車両の段差・隙間の縮小の整備の取組を推進
- ・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）において、ホームと車両の段差・隙間の縮小箇所の表示・案内のデザインの共通化やその事例を追記するとともに、優先席、バリアフリートイレ等に関する検討を踏まえ一部改訂
- ・令和３年３月、バリアフリー整備ガイドライン（役務編）を策定・公表
- ・「新幹線の新たなバリアフリー対策」をとりまとめるとともに、移動等円滑化基準等を改正し、車椅子用フリースペースの設置を義務化
- ・令和３年２月、公共交通事業者向け「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用体験実施マニュアル（案）」を策定
- ・令和３年２月、公共交通事業者向け「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を公表
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

（令和３年度（９月末まで））

- ・ハード・ソフト両面からのバリアフリー化をより一層推進する観点から設定された新しい整備目標の達成に向けた取組の推進
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・令和３年７月、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を公表
- ・改正バリアフリー法に基づく各種施策の着実な実施により全国のバリアフリー水準の底上げ
- ・車椅子使用者が単独で乗降しやすいよう、ホームと車両の段差・隙間の縮小の整備の取組を引き続き推進し、これと合わせ、「らくらくおでかけネット」（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団の提供する障害者用乗換検索サイ

ト)に、ホームと車両の段差・隙間の縮小状況の案内を追加したほか、周囲の旅客の「心のバリアフリー（車椅子使用者の優先利用）」を醸成するポスターを作成し、駅への掲示を協力依頼。

- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進

[令和3年10月以降の主な取組]

- ・ハード・ソフト両面からのバリアフリー化をより一層推進する観点から設定された新しい整備目標の達成に向けた取組の推進
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・交通事業者における接遇向上のための接遇研修モデルプログラムの普及
- ・改正バリアフリー法に基づく各種施策の着実な実施により全国のバリアフリー水準の底上げ
- ・車椅子使用者が単独で乗降しやすいよう、ホームと車両の段差・隙間の縮小の整備の取組を引き続き推進
- ・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を推進

○ICT化を活用した行動支援の普及・活用【国土交通省、総務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会期間中に集中する外国人や障害者等の円滑な移動の実現
- ・多言語音声翻訳対応の拡充
- ・デジタルサイネージの普及拡大
- ・都市サービスの高度化の実現

[必要な対応]

- ・屋内の空間情報インフラの整備・活用による屋内外シームレスナビゲーションの実現
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープンデータ化の推進
- ・多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上及び将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・交通系ICカード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の設置

(平成27年度)

- ・モデルケースとして東京駅周辺の屋内電子地図及び屋内測位環境の整備を行うとともに、移動支援サービスの実証実験の実施
- ・オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの提供に向けた市町村向けガイドラインの作成・公表

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施

(平成 28 年度)

- ・屋内電子地図及び屋内測位環境の整備対象地域の拡大（新たに新宿駅周辺、成田空港、横浜国際総合競技場）を図るとともに、車椅子利用者等に対応した移動支援サービスの実証実験の実施
- ・横浜国際総合競技場及び代々木競技場周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集並びに当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証

(平成 29 年度)

- ・新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象として、勾配や段差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験を実施
- ・東京駅周辺において視覚障害者向けに音声案内による実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを継続的に収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施
- ・競技会場（皇居外苑、日本武道館等）周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施

(平成 30 年度)

- ・災害時における屋内外位置情報利活用のモデルケースとして、東京駅周辺エリアにおいて過年度に整備した高精度な屋内電子地図を活用し、防災情報を関係者間で共有する俯瞰型情報共有サービスの実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要な情報を多くの方の参加により収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施
- ・競技会場周辺やターミナル駅等における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・ITUにおいてデジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインが国際標準化
- ・関係者の協力の下、海外や国内の旅行関連サービスと共有クラウド基盤を連携させることにより、負担のない情報登録を可能とするための取組を実施

(令和元年度)

- ・産学官連携の下、民間事業者が主体となって、渋谷駅及び池袋駅における屋内電子地図の作成や、渋谷駅周辺における屋内外シームレスなナビゲーションサービスの実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要な情報を多くの方の参加により効率的に収集する新たな方法等の検討を実施

- ・ 競技会場周辺やターミナル駅等における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・ 多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・ 実際のサービスに活用されている共通クラウド基盤と Wi-Fi 認証サービスを連携させる取組を行ったほか、他サービスとの連携に必要な API 規格の管理・メンテナンスを行う組織・体制の整備を検討

(令和 2 年度)

- ・ 多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・ 多様な主体によるデータ整備・更新を展開
- ・ 民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・ 多様な主体によるデータ整備・更新を展開
- ・ 多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・ 民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進 (検証事業の実施等)

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・ 多様な主体によるデータ整備・更新を展開
- ・ 多言語翻訳技術の一層の高度化と普及の促進
- ・ 民間事業者等との連携強化による移動支援サービスの普及促進 (ガイドブックの作成等)

○大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・ 働き方改革等のワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の加速を通じた共生社会、オリンピック憲章の根本原則の実現

[必要な対応]

- ・ 国・独立行政法人等の調達手続における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。) に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組の実施及び地方公共団体・民間企業での取組の促進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 社会全体におけるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組の推進に向けた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月)の策定

(平成 28 年度)

- ・ 独立行政法人等の調達における国と同様の加点評価の取組の平成 29 年度からの原則実施等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2016」(平成 28 年 5 月)を決定

- ・大会関係者の調達において、女性活躍推進法等に基づいて、国等が実施するワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達と同様の取組が進むよう働きかけを実施

(平成 29 年度)

- ・国及び独立行政法人等の調達における加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2017」(平成 29 年 6 月)を決定するとともに、国の取組状況についてフォローアップを実施
- ・民間企業における各種調達においても、国等と同様の加点評価の取組が促進されるよう働きかけを実施

(平成 30 年度)

- ・国及び独立行政法人等の調達において、加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2018」(平成 30 年 6 月)を決定するとともに、国及び独立行政法人等の取組状況についてフォローアップを実施
- ・地方公共団体の調達における国に準じた取組の推進に向けて、各団体の施策の実施状況調査や、先進的な取組事例・導入手法を示した働きかけを実施

(令和元年度)

- ・国及び独立行政法人等の調達において、加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2019」(令和元年 6 月)を決定するとともに、国及び独立行政法人等の取組状況についてフォローアップを実施
- ・地方公共団体の調達における国に準じた取組の推進に向けて、各団体の施策の実施状況調査や、先進的な取組事例・導入手法を示した働きかけを実施

(令和 2 年度)

- ・国及び独立行政法人等の調達において、加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2020」(令和 2 年 7 月)を決定するとともに、国及び独立行政法人等の取組状況についてフォローアップを実施
- ・地方公共団体の調達における国に準じた取組の推進に向けて、各団体の施策の実施状況調査や、先進的な取組事例・導入手法を示した働きかけを実施

(令和 3 年度 (9 月末まで))

- ・女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等の受注機会の増大に向けて、令和 3 年度に、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を改正すること等を定めた「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」(令和 3 年 6 月)を決定
- ・地方公共団体の調達における国に準じた取組の推進に向けて、都道府県・政令指定都市の職員等を対象とした研修において、国等の取組状況の周知や各団体での取組実施について検討を依頼するとともに、各団体の取組状況調査を実施

[令和 3 年 10 月以降の主な取組]

- ・国及び独立行政法人等の取組状況についてフォローアップの調査結果を踏まえ、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の改正等を実施

- 新国立競技場の整備等【文部科学省等】（再掲）
- Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】（再掲）